

下北八戸沿岸海岸保全基本計画

平成26年3月

青 森 県

青い海はみんなの宝

下北八戸沿岸の基本理念

本州最北の幾多の自然美と風土を守り
水産都市の発展を支えてきた山海の豊かな恵みを後世へ受け継ぎ
海と共に生きる下北八戸沿岸の海岸づくり

下北八戸沿岸の基本方針

沿岸住民の生活や産業などの活動を守り、支える、安全な海岸づくり

下北半島の景勝海岸「仏ヶ浦」など、豊かな海岸景観と貴重な自然環境の保全を図り、安らぎと潤いのある海岸づくり

「森・川・海」の保全と創造を図るため、下北八戸沿岸住民と内陸住民が一体となる海岸づくり

地域住民の参加や利用者の協力による美しく快適な海岸づくり

目 次

1 . 下北八戸沿岸海岸保全基本計画の概要	1
1 - 1 目的	1
1 - 2 海岸保全基本方針の概要	2
1 - 3 対象範囲	4
2 . 海岸の保全に関する基本的な事項	5
2 - 1 海岸の概要	5
2 - 1 - 1 海岸保全の経緯	5
2 - 1 - 2 海岸に対するイメージ	5
2 - 2 自然的特性	7
2 - 2 - 1 気象・海象	7
2 - 2 - 2 地勢	8
2 - 2 - 3 河川	9
2 - 2 - 4 汀線地形	10
2 - 2 - 5 自然公園・天然記念物	11
2 - 3 社会的特性	12
2 - 3 - 1 人口	12
2 - 3 - 2 産業	12
2 - 3 - 3 交通	14
2 - 3 - 4 歴史・文化財	14
2 - 3 - 5 関連する法規制	14
2 - 3 - 6 関連する諸計画	16
2 - 4 海岸防護の現況	18
2 - 4 - 1 海岸防護の現況	18
2 - 4 - 2 海岸防護に対する沿岸住民の意識	25
2 - 5 海岸環境の現況	26
2 - 5 - 1 海岸環境の現況	26
2 - 5 - 2 海岸環境に対する沿岸住民の意識	31
2 - 6 海岸利用の現況	33
2 - 6 - 1 海岸利用の現況	33
2 - 6 - 2 海岸利用に対する沿岸住民の意識	40
2 - 7 海岸の保全の方向に関する事項	42
2 - 7 - 1 沿岸の特性総括	42
2 - 7 - 2 海岸の保全の基本理念	46
2 - 7 - 3 海岸の保全に関する基本方針	47

2 - 8 海岸の防護に関する事項	48
2 - 8 - 1 海岸の防護の目標と防護水準	48
2 - 8 - 2 防護の目標を達成するための施策	48
2 - 9 海岸環境の整備及び保全に関する事項	49
2 - 9 - 1 海岸環境の整備および保全のための施策	49
2 - 10 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	49
2 - 10 - 1 公衆の適正な利用を促進するための施策	49
2 - 11 ゾーン区分とゾーン毎の方向性	50
3 . 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	53
3 - 1 海岸保全施設の整備の考え方	53
3 - 2 海岸保全施設を整備しようとする区域	54
3 - 3 海岸保全施設の種類及び規模等	54
3 - 4 受益地域の状況	54
3 - 5 地域との連携	54
3 - 6 東日本大震災とその対応	54
4 . 計画の見直しの時期と対処方法	70

1. 下北八戸沿岸海岸保全基本計画の概要

1-1 目的

我が国の海岸は、地震や台風、冬期風浪等の厳しい自然条件にさらされており、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等に対して脆弱性を有している。このため、海岸の背後に集中している人命や財産を災害から守るとともに国土の保全を図るため海岸整備が進められてきた。

一方、消費型社会から循環型社会への転換等に見られる社会・経済動向の変化や自由時間の増大、人々の余暇活動や日常生活におけるニーズの多様化などを受け、海岸に対する要請は自然環境の保全や海岸利用への対応など、多岐にわたってきた。

こうした状況を踏まえて、平成11年に「海岸法」が改正され、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進することが求められている。また、海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すことが求められている。

これを受けて、青森県に属する下北八戸沿岸域においても、国により策定された「海岸保全基本方針」に基づき、海岸の「防護」、「環境」、「利用」の調和のとれた総合的な海岸管理実施に向けて、「海岸保全基本計画」を策定するものである。

防護・環境・利用と調和のとれた総合的な海岸管理

- ・法目的に「災害からの海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用」を追加
- ・防護、環境、利用の調和のとれた管理を推進

地域の意見を反映した海岸整備の計画制度を創設

- ・海岸保全基本計画策定時に、地域の意見や専門家の知見を反映するための手続きを導入

海岸法の対象となる海岸の拡張

- ・海岸保全区域以外の公共海岸を一般公共海岸として位置づけ、管理を推進
- ・海岸の管理における市町村参画の推進

改正の要点

1 - 2 海岸保全基本方針の概要

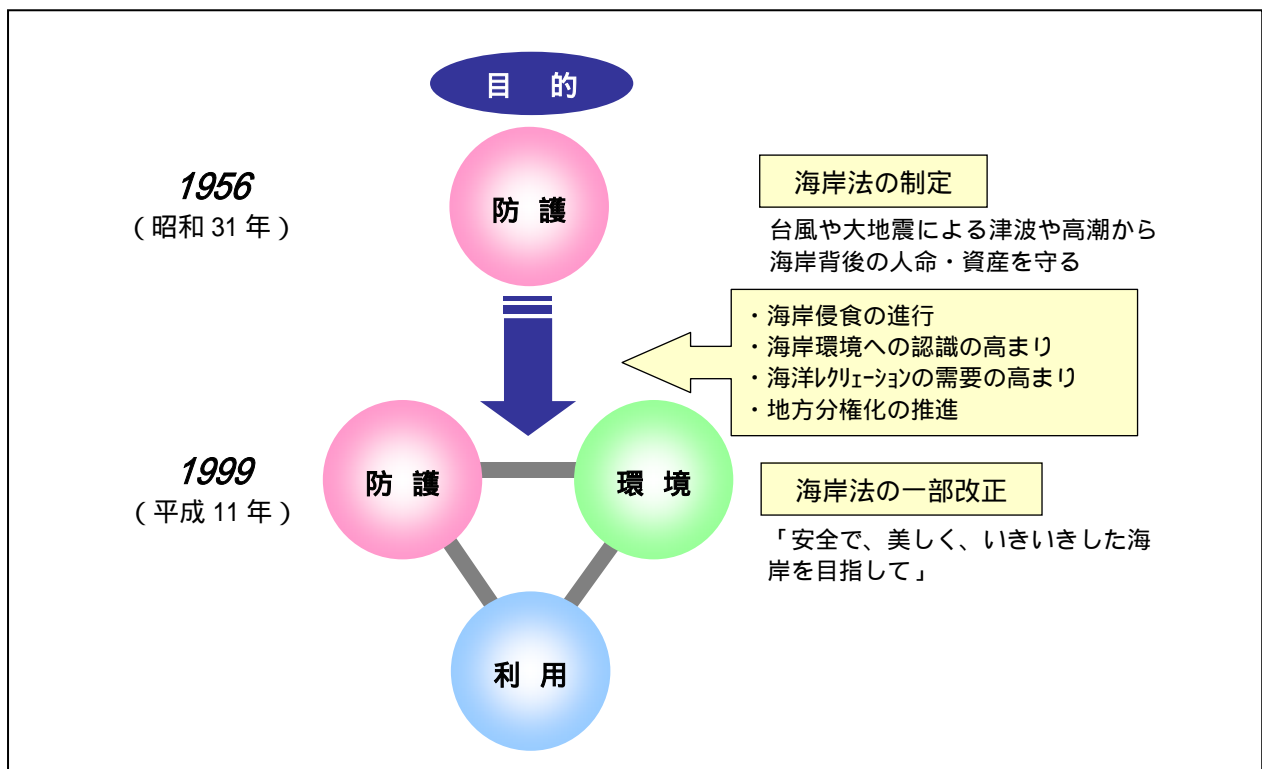
海岸法改正の趣旨

「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」

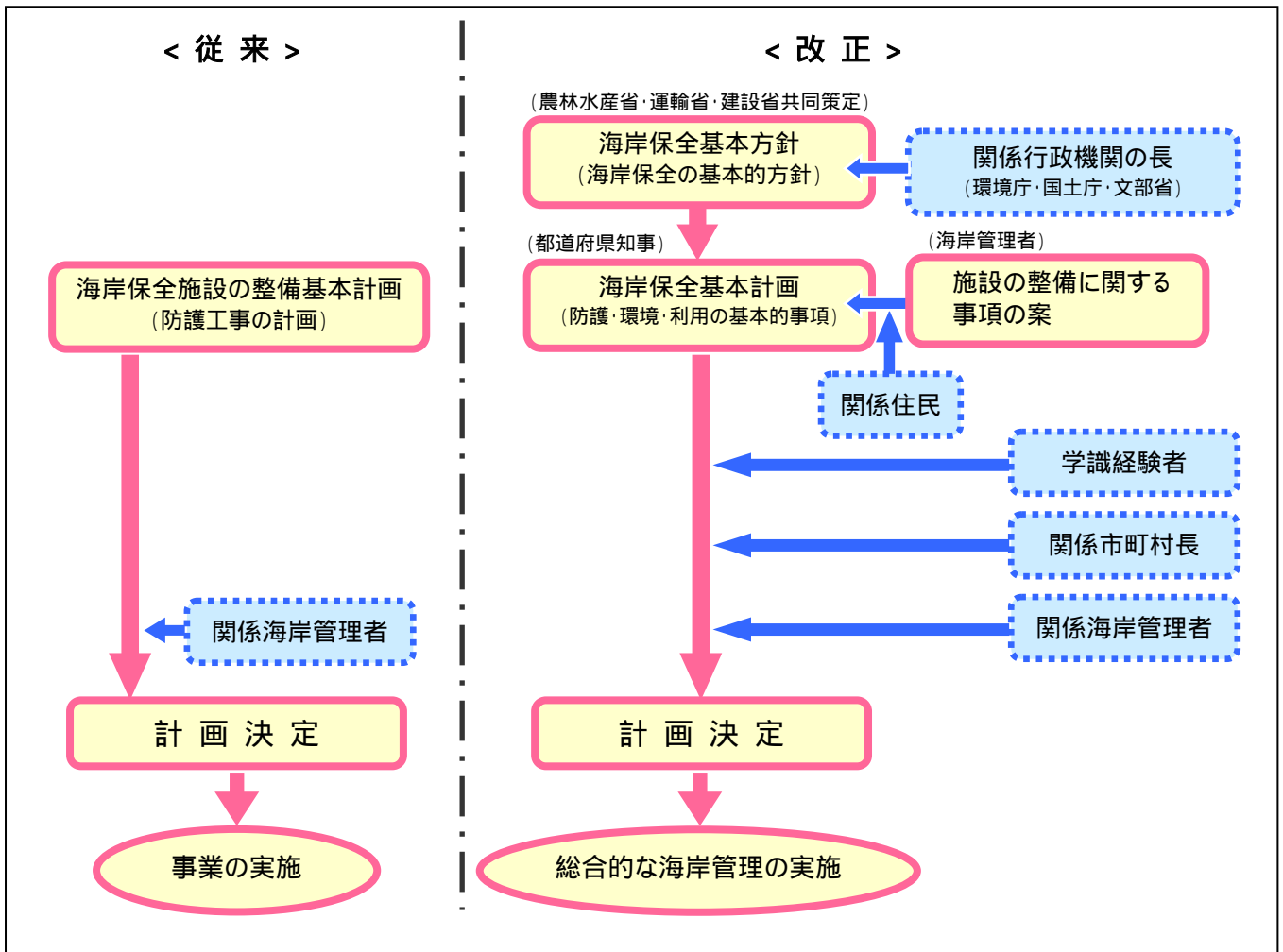
海岸は、国土狭あいな我が国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。また、さまざまな利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。さらに、このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

これらのことから、国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。

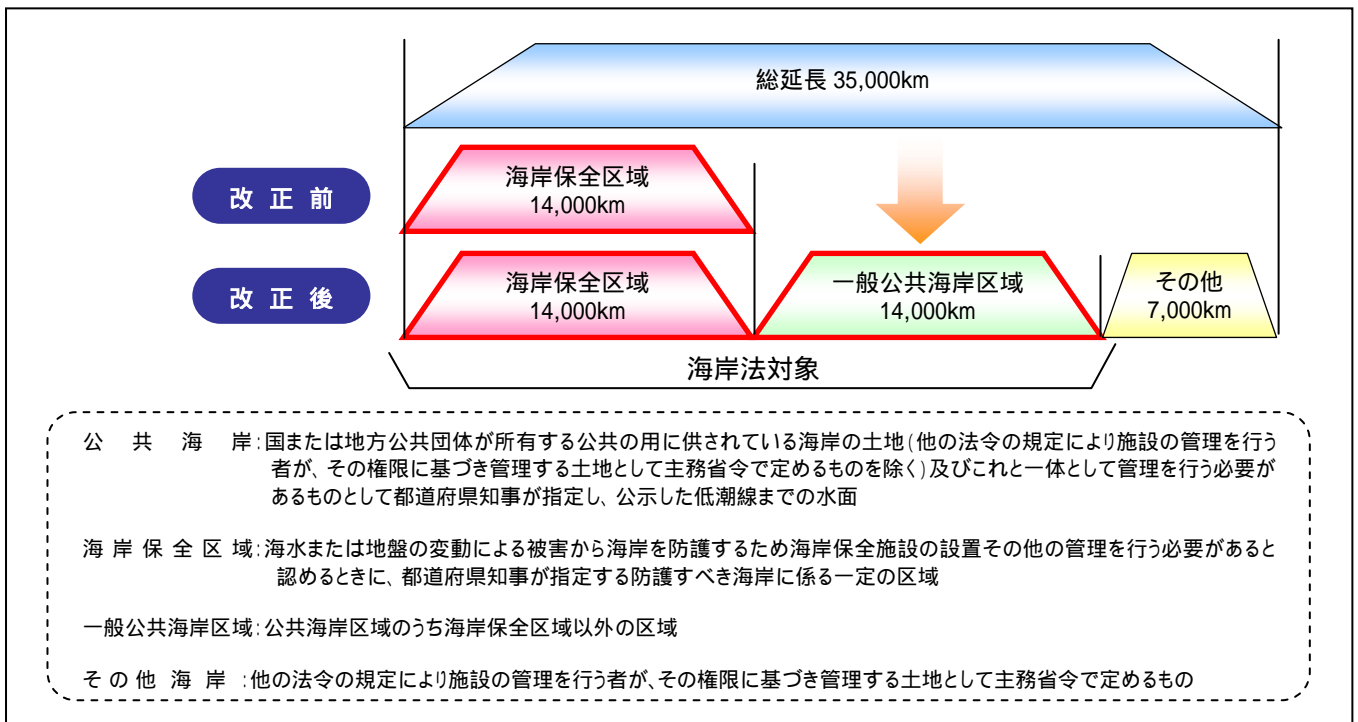
この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全および公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するものとする。また、海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。



海岸法改正の経緯



改正海岸法による新たな計画制度



海岸法の改正による海岸の延長

1 - 1 対象範囲

下北八戸沿岸の海岸保全基本計画策定の対象は、以下に示す沿岸域とする。

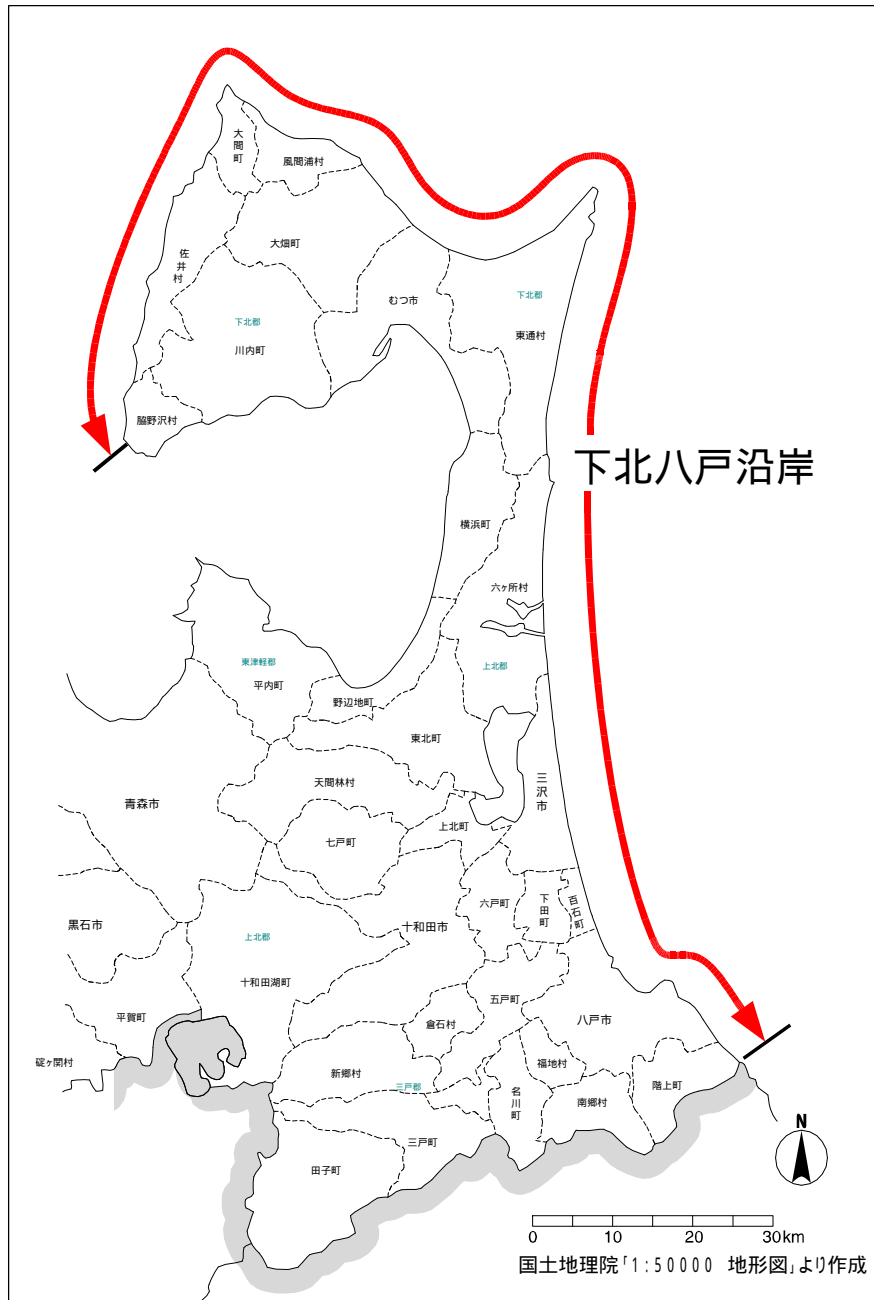
海岸保全基本計画を策定する沿岸域

沿岸名	区域		延長	区域内市町村
	起点	終点		
下北八戸沿岸	岩手県界	北海岬	286,882m	階上町 八戸市 百石町 ¹ 三沢市 六ヶ所村 東通村 むつ市 大畑町 ² 風間浦村 大間町 佐井村 脇野沢村 ²

(延長は、平成13年度版 海岸統計)

1: 百石町は、下田町と平成18年3月においらせ町に新設合併。以下同じ。

2: 大畑町、脇野沢村(及び川内町)は、平成17年3月にむつ市に編入合併。以下同じ。



下北八戸沿岸の対象範囲

2. 海岸の保全に関する基本的な事項

2-1 海岸の概要

2-1-1 海岸保全の経緯

下北八戸沿岸の海岸整備は、昭和30年代初頭の相次ぐ季節風や台風等の被害を契機に、昭和37年に蛇浦海岸に着手したのが始まりで、これまでに海岸堤防・護岸や離岸堤等による海岸保全施設の整備が進められてきた。

しかし、未だに台風・冬期風浪等による海岸付近集落への越波被害や、砂浜海岸の侵食の進行等があることから、更なる海岸保全施設の整備を進めているところである。

また同時に、近年の海洋性レクリエーション需要の増大に対応するため、良好な海浜空間を目指した整備も進められてきたところである。

これら海岸の整備は、3省庁により分担して進められており、それぞれの所管延長は下表の通りとなっている。

下北八戸沿岸における3省庁所管延長

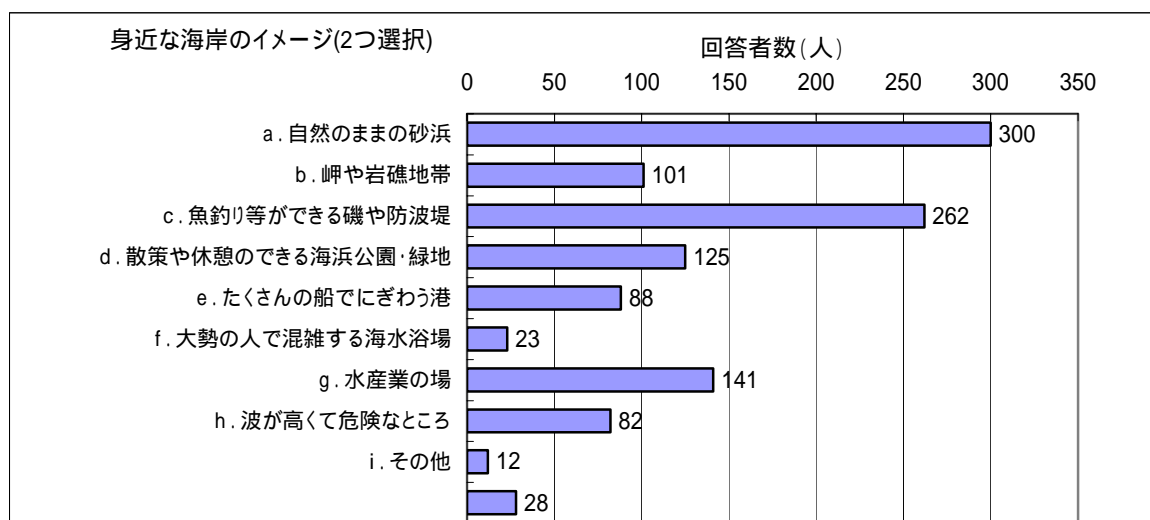
(単位:m)

	海岸線延長	海岸保全区域延長	海岸保全区域の有施設延長
青森県	746,418	407,947	252,684
下北八戸沿岸	286,882	121,288	58,623
国土交通省 河川局所管	166,271	70,877	34,752
国土交通省 港湾局所管	37,590	14,723	7,283
農林水産省 農村振興局所管	1,872	1,872	1,872
農林水産省 水産庁所管	81,149	33,816	14,716

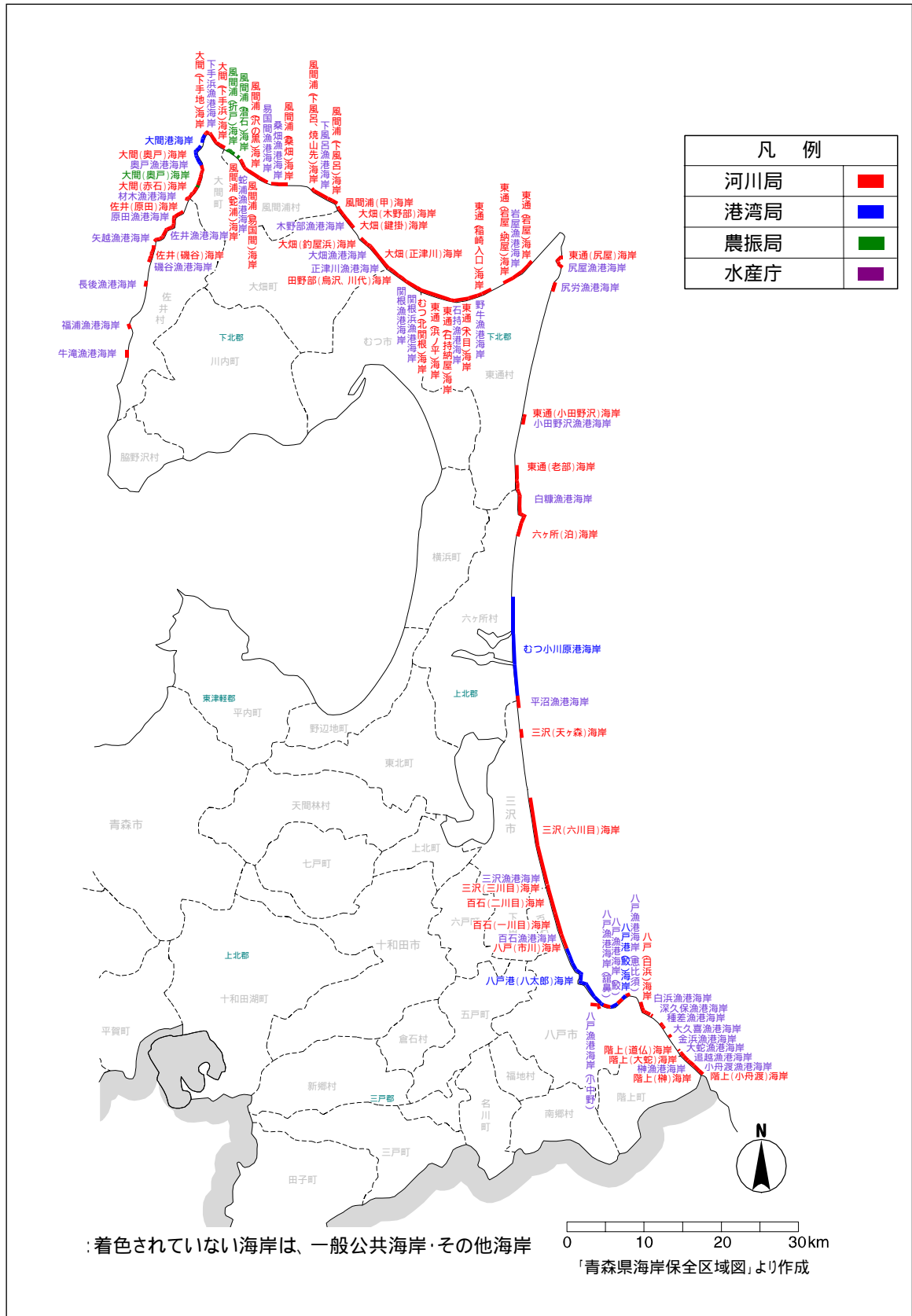
(平成13年度版 海岸統計)

2-1-2 海岸に対するイメージ

海岸保全基本計画策定に向け、下北八戸沿岸市町村住民へのアンケート調査を実施した。その結果の内、身近な海岸のイメージについて、多くの方が、「自然のままの砂浜」、「魚釣り等ができる磯や防波堤」と答えた。



身近な海岸のイメージ(2つ選択)



下北八戸沿岸の海岸保全区域

2-2 自然的特性

2-2-1 気象・海象

(1) 気象

本県の気候は、概して、冷涼型の気候で、夏が短く、冬は寒さが厳しいことが特色となっている。しかし、山脈、半島、陸奥湾などの地形的な複雑さや海流の関係で、地域によってかなり気候に差がある。

一般に太平洋側(下北半島を含む。)では、春から夏にかけて吹く偏東風(通称：やませ)のため低温の日が多く、たびたび冷害にもみまわれているが、北西季節風に変わる秋から冬にかけては比較的降雪が少なく、日照時間も長いなどの特徴がある。

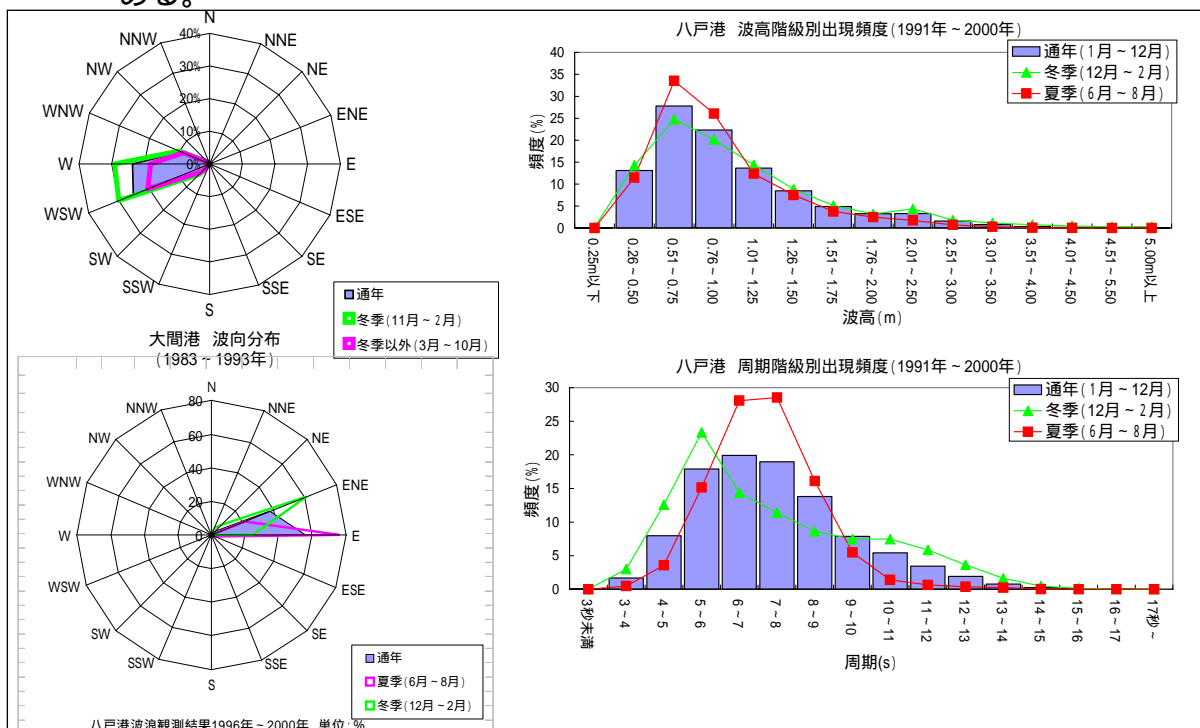
県内の主な観測点における観測結果

	平均気温		日照時間		降水量(総量)		最深積雪 (m)
	4月～10月	11月～3月	4月～10月	11月～3月	4月～10月	11月～3月	
深浦測候所(深浦町)	16.9	1.6	1,200.8	266.3	699.0	354.0	0.530
青森地方気象台(青森市)	16.5	0.7	1,234.8	345.8	746.5	654.0	1.540
むつ特別地域気象観測所(むつ市)	15.1	0.2	1,046.1	456.8	958.0	377.5	0.920
八戸測候所(八戸市)	15.8	0.9	1,100.9	665.3	912.5	121.0	0.200

(平成13年 気象庁月報)

(2) 海象

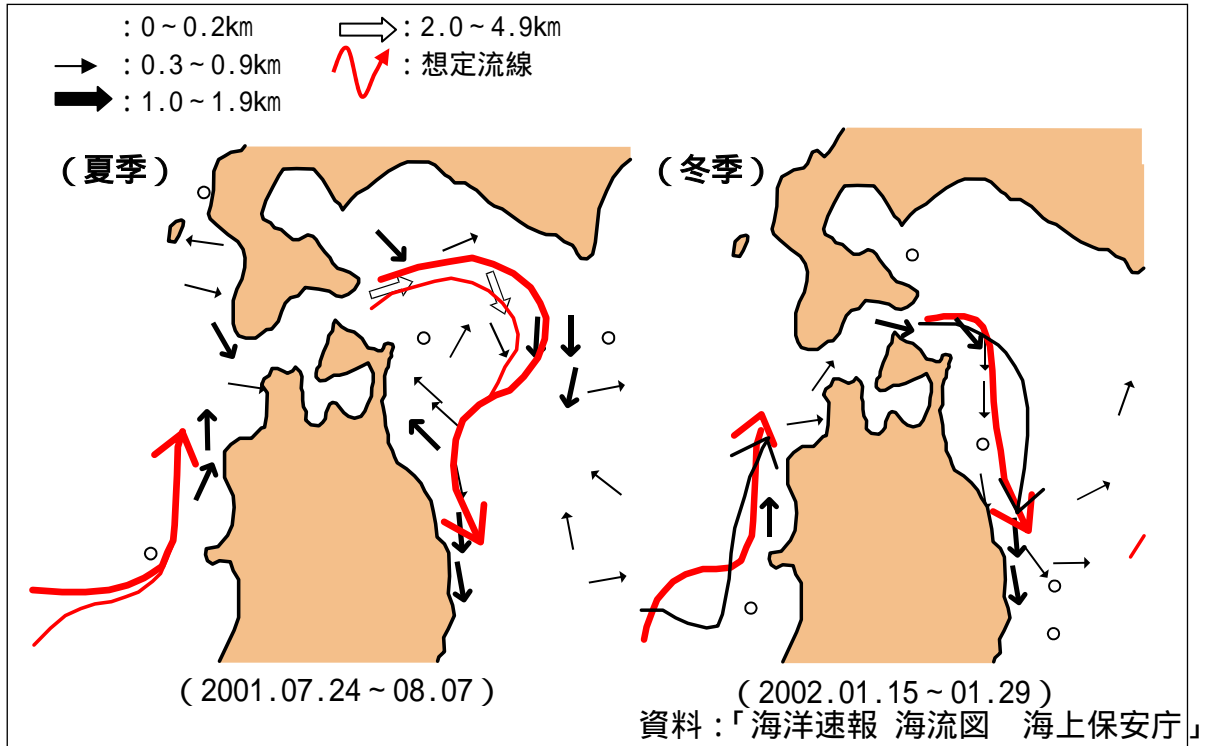
以下に、大間港・八戸港における波向分布および波高、周期階級別出現頻度を示す。波高は、年間を通じて同様の出現状況を示すが、波向は、夏季はE方向、冬季はENE方向が卓越する。なお、下北八戸沿岸の潮位変動は、大潮期で約0.7m(津軽海峡側)と約1.5m(太平洋側)となっており、大間港の既往最高潮位はT.P.+0.700m、八戸港の既往最高潮位はT.P.+2.895mである。



沿岸の主な地点における波向・波高状況

以下に、海上保安庁による海洋速報 海流図を示す。

下北八戸沿岸における海流は、津軽海峡から南下する津軽暖流と北側から南下する千島海流（親潮）、南から入る黒潮が混在した流れとなっている。



青森県周辺の海流

2-2-2 地勢

奥羽山脈が県の中央を南北に走り、八甲田火山群に代表される中央山地を形成しており、岩手県境には、北上山地の延長に当たる階上岳などがあり、下北半島は、燧岳をはじめそのほとんどが陸奥湾を挟んで中央山地から続く下北山地を形成している。

また、下北半島の頸部から桑畑山・吹越烏帽子岳をはじめとする東部丘陵地が形成され、十和田市、八戸市に及ぶ東部地位には三本木原に代表される台地が広がっている。

沿岸における主な山岳

山地名	山岳名	標高
中央山地	八甲田山(大岳)	1,584 m
	八甲田山(高田大岳)	1,552 m
	東岳	684 m
下北半島	釜臥山	879 m
	燧岳	781 m
東部丘陵地	桑畑山	400 m
	吹越烏帽子岳	508 m
北上山地	階上岳	740 m

(国土地理院)

2-2-3 河川

青森県内には、一級河川 3 水系、二級河川 77 水系をはじめとして多くの河川がある。

下北八戸沿岸では、一級河川としては、県内随一の面積を誇る小川原湖を有する高瀬川、岩手県を水源としている馬淵川が太平洋に注いでいる。二級河川で比較的大きな河川では、中央山地を水源とする奥入瀬川・五戸川、岩手県を水源とする新井田川、下北半島の大畑川等がある。

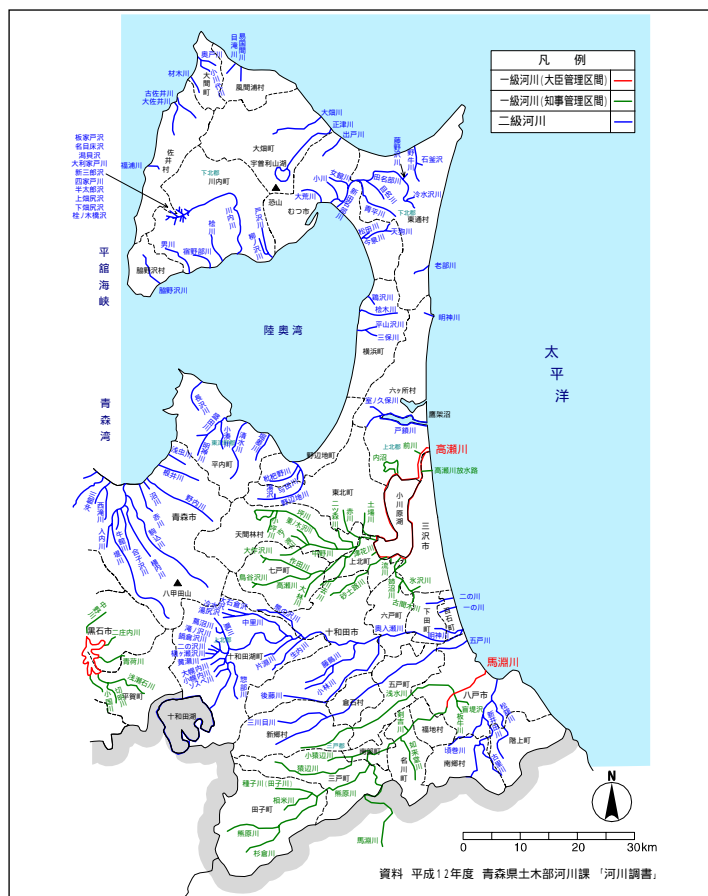
また、県内には幾つかの湖沼があり、そのうち小川原湖は、海水と淡水が混じり合う汽水湖となっており、全国有数のシジミの産地ともなっている。

青森県の各沿岸に流入する河川の位置図は以下に示すとおりである。

沿岸における主な河川

沿岸名	指定区分	水系名	区域延長 (支川も含む)
下北八戸沿岸	一級河川	馬淵川	182 km
		高瀬川	192 km
	二級河川	奥入瀬川	223 km
		五戸川	59 km
		新井田川	64 km
		大畑川	14 km

(平成12年度 河川調書)



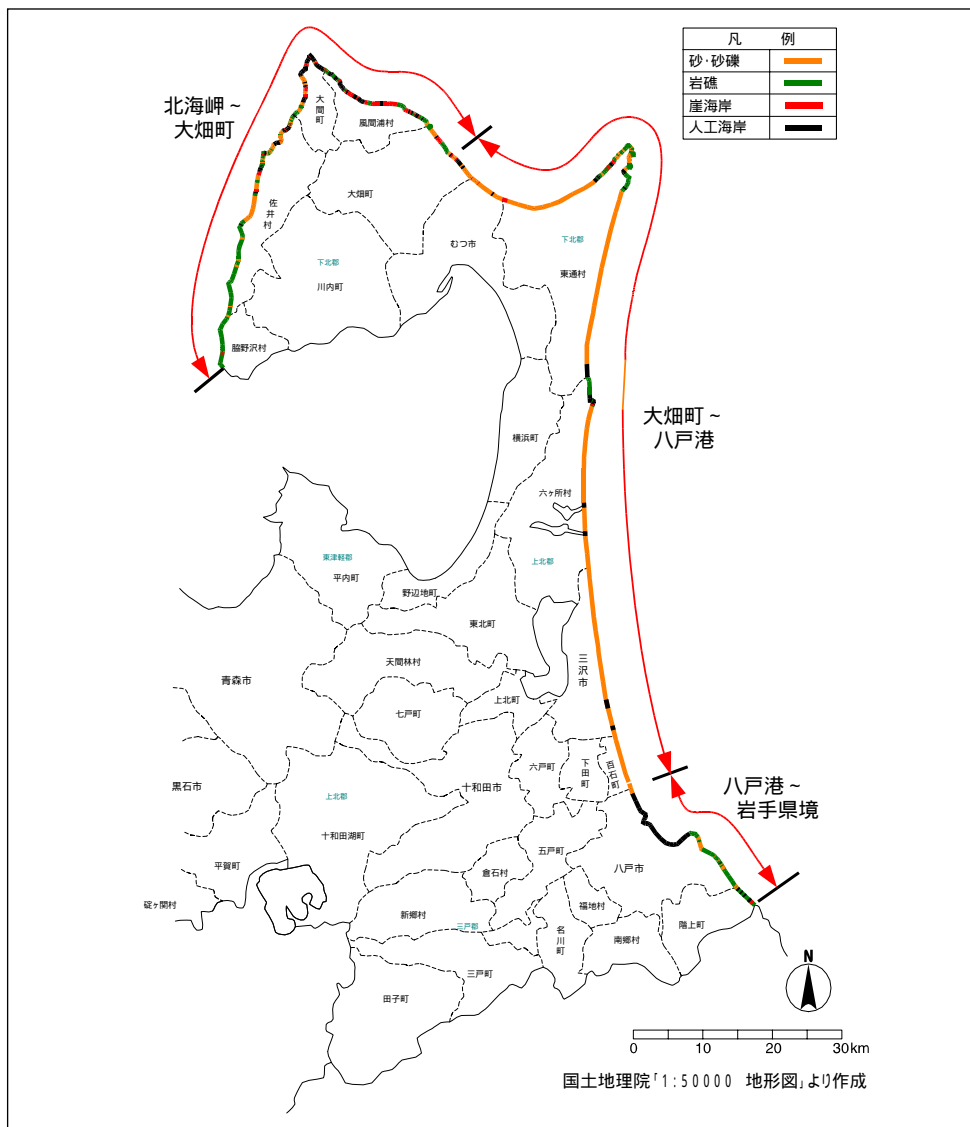
沿岸の河川

2-2-4 汀線地形

下北八戸沿岸は、下北半島西側海岸から大間崎を越え北側の大畑町までと、大畑町から尻屋崎を越え八戸港まで、八戸港から岩手県境までで地形的な特徴が分かれている。

下北半島西側海岸から北側の大畑町までの海岸は、小規模な砂浜海岸があるものの、海岸の大部分は山地部が直接海に接する急峻な地形で岩礁海岸が卓越している。また、大畑町から尻屋崎を越え八戸港までの海岸は、尻屋崎周辺や物見崎周辺など一部で岩礁海岸・崖海岸が見られるが、全体的には一連の砂浜海岸となっている。八戸港から岩手県境までの海岸は、三陸海岸の延長としてリアス式海岸の面影を残す岩礁海岸となっている。

汀線地形状況図は以下に示すとおりである。



沿岸の汀線状況

砂・砂礫海岸：砂・砂礫から構成されている海岸

岩礁海岸：岩礁から構成されている海岸

崖海岸：切り立った崖になっており、人が近づくことが困難な海岸

人工海岸：海岸保全施設、港湾・漁港等の人工構造物で防護されており、前面に砂浜等が見られない海岸

2-2-5 自然公園・天然記念物

下北八戸沿岸は、下北半島の西岸および大間崎・尻屋崎周辺が下北半島国定公園に指定されているほか、国の特別天然記念物に指定されているカモシカが広い範囲で生息している。

またこれらの自然は、沿岸における重要な観光資源ともなっている。

沿岸における自然公園等

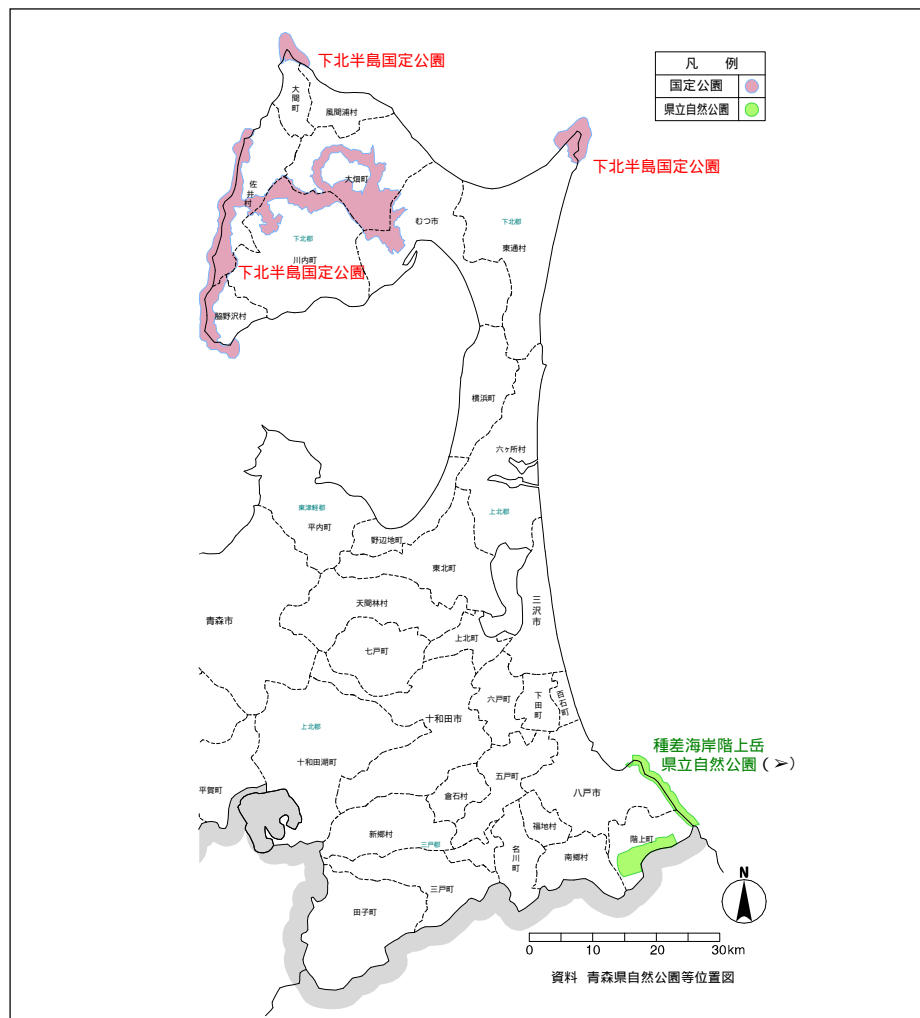
指定区分	名称	指定年月日	関係市町村
国定公園	下北半島	昭和43年7月22日	むつ市 東通村 川内町 佐井村 大畑町 脇野沢村 大間町
海中公園	仏ヶ浦	昭和50年12月11日	佐井村
県立自然公園	種差海岸階上岳(➤)	昭和28年6月10日	八戸市 階上町

天然記念物	蕪島のウミネコ繁殖地	大正11年3月8日	八戸市
天然記念物	下北半島のサル およびサル生息北限地	昭和45年11月11日	脇野沢村 佐井村

名勝及び天然記念物	仏宇多(仏ヶ浦)	昭和16年4月23日	佐井村
名勝	種差海岸	昭和12年12月21日	八戸市

(平成14年 青森県統計年鑑 および 青森県自然公園等位置図)

天然記念物については地域が指定されているもののみ掲載



沿岸の自然公園等

➤ : 種差海岸階上岳県立自然公園は、平成 25 年 5 月に三陸復興国立公園に指定されている。以下同じ。

2-3 社会的特性

2-3-1 人口

青森県の人口は、全体で 148 万人、うち沿岸市町村人口は 82 万人となっており、県人口の 56%を占めている。

下北八戸沿岸市町村の人口は 40 万人となっており、県全体人口の 27%、県沿岸市町村人口の 49%を占めている。沿岸には八戸市・むつ市・三沢市があり、三市の人口は沿岸人口の 83%にのぼっている。

また、県全体の人口密度が 154 人/km² に対し、下北八戸沿岸は 225 人/km² と県全体より高くなっているが、沿岸の町村部のみでは 58 人/km² と低くなる。

沿岸市町村の人口

	人口	人口密度 (人/km ²)
青森県	1,475,728	154
うち沿岸市町村	818,466	168
下北八戸沿岸	403,610	225
八戸市	241,920	1,131
むつ市	49,341	201
三沢市	42,495	354
町村部	69,854	58

(平成12年 国勢調査)

2-3-2 産業

(1) 産業構成

青森県の就業人口は、全体で 73 万人、うち沿岸市町村の就業者人口は 39 万人となっており、県全体の 54%を占めている。

下北八戸沿岸市町村の就業者人口は 20 万人となっており、県全体の 27%、県沿岸市町村の 50%を占めている。産業別には第一次産業が 6%、第二次産業が 28%、第三次産業が 65%という構成になっており、県全体の構成と比較すると、第一次産業の割合が低く第三次産業の割合が高くなっている。

産業による純生産高については、八戸市が突出しており 6,445 億円となっているほか、むつ市が 1,315 億円、三沢市が 1,226 億円、六ヶ所村が 843 億円、その他の町村は 40～300 億円程度となっている。第一次産業比は八戸市・むつ市・三沢市・六ヶ所村は県全体の割合より低いがその他の町村は高く、うち百石町・階上町は農業が大勢を占め、大間町・脇野沢村は水産業が大勢を占めている。また純生産額比は低いですが、八戸市の第一次産業純生産額は、県内沿岸全市町村の中で最も高く、その大半が水産業となっている。

沿岸市町村の産業構成

	就業者数(平成12年10月1日) (単位:人)				市町村内純生産(平成12年度) (単位:百万円)			
	総数	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総数	第一次産業	第二次産業	第三次産業
青森県	729,472	103,735	185,571	437,142	3,791,682	166,546	766,014	2,859,122
うち沿岸市町村	394,462	29,820	100,077	261,947	2,375,648	71,692	459,646	1,844,312
下北八戸沿岸	196,791	12,695	55,936	127,527	1,199,192	37,263	268,789	893,143
八戸市	117,315	4,305	32,120	80,334	744,851	17,988	156,917	569,946
むつ市	23,671	917	5,492	17,257	141,141	2,366	17,477	121,298
三沢市	21,870	1,809	5,519	14,497	137,570	4,991	27,059	105,520
町村部	33,935	5,664	12,805	15,439	175,630	11,918	67,336	96,379

(平成12年 国勢調査より)

(市町村民所得統計 平成12年度より)

(2) 農業

下北八戸沿岸の市町村の農業は、沿岸北部の下北地域ではヤマセの影響を強く受けやすいため夏季冷涼な気象条件に適している大根、馬鈴薯などの根菜類の生産が中心となっている。

また、沿岸南部の上北、三八地域は長いも、大根などの根菜類、キャベツなどの葉菜類など地域の気候特性を生かした作物生産による複合経営が展開されている。

(3) 水産業

平成13年青森県海面漁業に関する調査報告書によると、青森県全体の水産物陸揚量は37万トン、陸揚金額は587億円を数え、全国有数の水産県となっている。また水産業協同組合の概況(平成13年版)によると、県全体の漁業協同組合員数は16,248人となっている。そのうち下北八戸沿岸の市町村では陸揚量26万トン(71%)、陸揚金額406億円(69%)、漁業協同組合員数9,320人(57%)となっている。

沿岸では、北からの親潮(寒流)と南からの黒潮(暖流)、さらに津軽海峡から流れ込む津軽暖流とが混じりあう。このため、まいわし・するめいか等が大量に漁獲される世界有数の好漁場となっている。また、ひらめ・かれい・あわび・ほっきがい・うに・こんぶ等も多く、いか釣り・沖合底曳網・定置網・刺網・採介藻等の漁業が営まれている。

2-3-3 交通

下北八戸沿岸の幹線道路としては、脇野沢村から大間町に至る国道 338 号、大間町からむつ市に向かう国道 279 号、むつ市から三沢市を經由して八戸市に至る国道 338 号がある。また、下北半島の尻屋崎方面には県道むつ尻屋崎線、八戸市から階上町の海岸沿いには県道八戸階上線が通っている。鉄道については、八戸市から階上町の沿岸を通りながら岩手県に至る JR 八戸線が通っている。

その他、八戸港や大間港から北海道に向けてカーフェリーが就航しているほか、佐井漁港から福浦漁港・牛滝漁港等を經由して青森港に至る旅客船航路が就航している。

2-3-4 歴史・文化財

下北八戸沿岸の市町村では、国宝 2 点（工芸品：鎧兜）を含む南部氏が興ってから藩政時代にかけての各種史跡や是川石器時代遺跡や長七谷地貝塚など縄文時代の遺跡がある八戸市、民俗史料が残る三沢市、古くから下北半島の中心地となっていたむつ市周辺に、国指定の文化財・史跡が平成 13 年度末現在で 18 件ある。

また、県指定のものは 47 件あり、主に中世から近代までの各種史跡や、下北各地の山車行事、神楽など古くから伝わる地域の伝統行事・伝統芸能が多くなっている。

2-3-5 関連する法規制

【自然環境保全に関する法的規制等】

自然公園

自然公園は優れた自然を守り、広く保健休養の場として利用していくために、自然景観の優れた地域を「自然公園法」に基づき指定するもので、地域区分により土地利用などに規制がかかる。青森県は、自然環境に恵まれ、国立公園が 1 地域、国定公園が 2 地域、県立自然公園が 8 地域指定されている。これらの総面積は約 15 万 9 千 ha になる。

自然環境保全地域

自然環境保全地域は、豊かな自然環境を保護し、豊かな生態系とそこに生息する野生生物を守っていくために「自然環境保全法」および「青森県自然環境保全条例」に基づき指定される地域で自然公園と同様、地域区分に応じて規制がかかる。青森県には国指定、県指定あわせて 10 地域が指定されており、総面積は 1 万 5 千 ha になる。

鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図るために「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき設定されるもので、鳥獣の捕獲が規制されるほか特別保護地区では土地利用の規制もかかる。青森県内には平成 13 年度現在 85 箇所の鳥獣保護区が設定されており、その総面積は 11 万 4 千 ha、そのうち 1 万 7 千 ha が特別保護地区に設定されている。

保護林

保護林は、原生的な森林生態系の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業や管理技術の発展などを目的として「保護林制度」に基づき管理を行う国有林で、伐採等に制限がかかる。青森県には全部で 21 箇所の保護林があり、その合計面積は 1 万 4 千 ha になる。

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

本県の森林、河川及び海岸（以下「ふるさとの森と川と海」という。）が、農林水産業の生産活動及び人の生活と結び付いて、様々な祭礼・伝統漁法・風俗習慣などの地域文化を形成していることから、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として平成 13 年 12 月 21 日に制定された条例である。

以上の他、自然環境保全に関する法的規制区域には保安林制度の風致保安林、青森県開発規制区域、青森県緑地保全地域があり、それぞれ樹木の伐採等土地利用に規制がかかる。

2-3-6 関連する諸計画

上位・関連計画整理表(1)

計画名称	位置付け・理念	基本目標・計画・整備方針
<p>青森県長期総合プラン</p> <p>(平成9年2月) 平成9年度～ 平成18年度 10ヶ年計画</p>	<p>【基本理念】 「ニュー・ルネサンス・人間性復活」</p> <p>【キャッチフレーズ】 おこそう あおもりの風 「自然」と生きる・「福祉」を興す・「文化」を耕す・「地域」輝く青森県</p>	<p>【10の戦略プロジェクト構想】 生涯安心福祉システム整備推進構想 男女共同参画社会推進構想 創造学習システム推進構想 マルチネットワーク社会推進構想 自然環境共生モデル推進構想 文化創造システム推進構想 広域生活・経済圏充実・発展構想 総合的産業政策推進構想 複合・価値創造産業創出構想 「津軽海峡軸」形成構想</p> <p>【基本計画】 悠々・安心・快適社会 未来力あふれる社会 彩りある美しい社会 出逢い創造社会</p>
<p>青森県文化観光基本計画</p> <p>(平成11年3月) 平成11年度～ 平成20年度 10ヶ年計画</p>	<p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21世紀の新たな観光の姿として、青森県を訪れる人々に知的充足感、心の豊かさ、感動を与える、文化性を重視した観光を目指す。 ・県民一人一人がふるさとの自然や文化を見つめ直し、自分たちの住むまち、そして青森県を訪れる人々を、自信と誇りを持って、温かく迎える意識を高める。 ・先人の残した豊かな自然、文化遺産に感謝しつつ、人と人とのふれあいや文化と文化との交流を通して感性と創造性を高め、未来を切り拓いていくことを志す。 	<p>【基本方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感動と知的充足感を与える文化観光 ・歴史、生活文化資源の保存、活用 ・豊かな自然資源の保全・活用 ・芸術文化の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・快適さとゆとりを与える文化観光 ・快適に利用できる環境の整備 ・自然、文化に触れる環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・憩いと安らぎを与える文化観光 ・安らぐ環境の創造 ・都市観光の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・訪れる人々を温かく迎える文化観光 ・青森県の魅力の情報発信 ・国際観光の推進 ・観光客を温かくもてなす <ul style="list-style-type: none"> ・観光産業を活性化する文化観光 ・観光産業の活力と魅力の向上

上位・関連計画整理表（２）

計画名称	位置付け・理念	基本目標・計画・整備方針
<p>青森県環境計画 （平成 10 年 5 月） 平成 10 年度～ 平成 18 年度</p>	<p>【基本理念】 豊かな自然環境の保全と快適環境の創造をめざして 【望ましい環境像】 ・豊かで美しい自然にあふれる青森県 ・安全ですこやかな暮らしのできる青森県 ・歴史と文化を大切にす青森県</p>	<p>【自然環境の保全目標】 森林の保全と活用 ・森林における自然環境を保全 ・森林の有する多様な公益的機能の充実 ・森林資源の適切な活用 水域の保全と活用 ・水辺や水域の自然環境の保全 ・水辺や水域が有している多様な機能の維持保全と向上 ・水域の水質保全 野生生物種の多様性の確保 ・野生生物種の多様性を確保し、野生動植物の生息・生育環境の保全 ・海洋及び淡水生態系の保全 すぐれた自然環境の保全 ・自然公園等のすぐれた自然環境を保全し、快適で適切な利用環境の確保 身近な自然の保全 ・身近に残されてきた自然環境の保全・活用 ・野生生物の生息環境や移動空間の連続性の確保 【生活環境の保全目標】 水質汚濁対策の推進 ・豊かな水資源・水環境の保全 ・環境基準の達成維持 ・水質汚濁負荷量の削減 悪臭対策の推進 ・悪臭がない生活環境づくり ・産業活動に伴う悪臭の発生防止 原子力施設周辺環境監視の推進 ・施設周辺住民の安全の確保と環境の保全</p>
<p>陸奥湾沿岸域保全利用指針 （平成 3 年度）</p>	<p>【方向性】 “保全（環境保全・国土保全）”と“利用”の調和のとれた沿岸域の創造</p>	<p>・環境保全の方向 豊かな自然環境の保護や保全を基本とし、また、現状の環境を改善し、より良い環境を人工的に創出する環境創造も含めた環境の保全にも努める。 ・国土保全の方向 ほぼ全域で生じている海岸侵食に対する積極的な侵食対策をはじめ、高波浪時の後背地への越波や潮風害等を減少させるための国土保全にも努める。 ・利用の方向 各方面における上位計画に基づき各種産業の振興を図る一方で、沿岸域の自然環境の保全を前提とした関係各機関との調整のもとに沿岸域の活用計画について検討する。また、漁業振興に資する現整備計画の推進をもとに、総合的かつ高度な活用を一層促進させる。</p>

2 - 4 海岸防護の現況

2 - 4 - 1 海岸防護の現況

(1) 高潮・侵食等の現況

公共土木施設災害（海岸災害）の状況

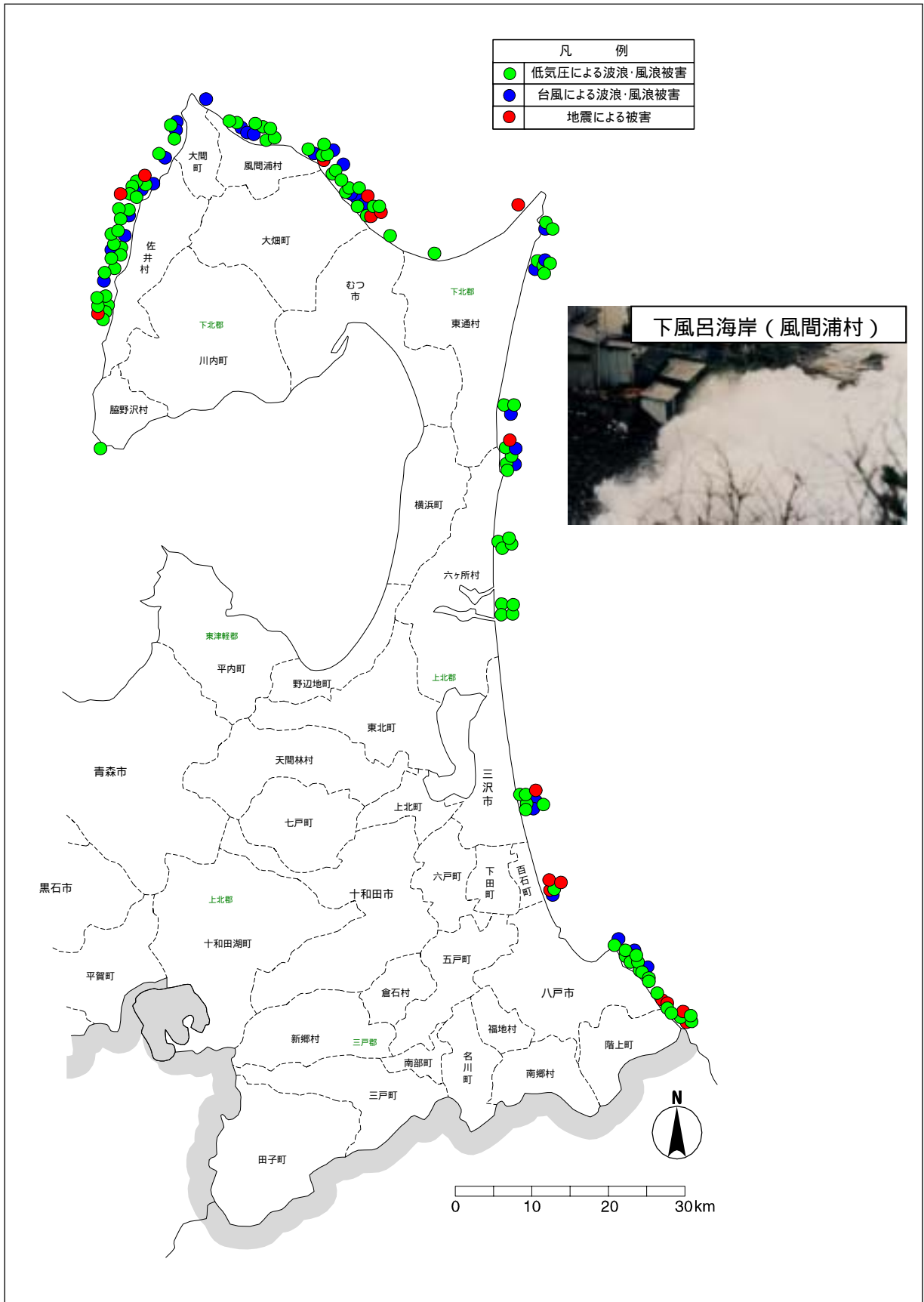
高潮・高波および地震・津波による主な海岸被災の発生実態は、以下に示すとおりである。

特に、秋から冬にかけての台風や風浪による被害が多く見られる。

地震・津波については、昭和 43 年の十勝沖地震や平成 5 年の三陸はるか沖地震により死者が出る被害を受けたが、津波による被害としては、昭和 35 年のチリ地震津波において死者が出る大災害となっている。

沿岸における主な公共土木施設災害の実績

被災年次	市町村名	被災状況（被災施設）	災害名
昭和34年9月17日～19日	佐井村、大間町	護岸等の被災	台風14号
昭和34年9月26日～27日	大畑町、八戸市、風間浦村	護岸等の被災	台風15号
昭和35年5月24日	八戸市、階上町、百石町	護岸、防波堤等の被災	チリ地震津波
昭和35年8月23日～24日	風間浦村	護岸等の被災	台風14号
昭和35年10月20日～22日	八戸市、大畑町、風間浦村、百石町	護岸等の被災	台風24号
昭和36年1月4日～27日	大畑町、風間浦村、八戸市、佐井村、脇野沢村	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和36年10月28日～29日	風間浦村	護岸等の被災	台風26号
昭和37年1月2日～3日	大畑町、風間浦村、大畑町	護岸等の被災	1月冬季風浪災害
昭和38年1月6日～8日	大畑町、階上町	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和39年1月31日2月～2日	脇野沢村、風間浦村、百石町	防砂堤等の被災	冬季風浪災害
昭和40年1月8日～9日	八戸市、六ヶ所村、大畑町、風間浦村、佐井村、階上町、東通村	護岸、防砂堤等の被災	冬季風浪災害
昭和41年1月4日～8日	佐井村	護岸等の被災	冬季風浪災害
昭和42年9月21日～22日	八戸市、大畑町、東通村	護岸等の被災	台風27号
昭和43年5月16日	佐井村、大畑町、百石町、八戸市、階上町、東通村	護岸、防波堤等の被災	十勝沖地震
昭和43年8月21日～22日	脇野沢村、六ヶ所村	護岸等の被災	豪雨災害
昭和44年8月23日～24日	大間町、大畑町、佐井村	護岸等の被災	台風9号
昭和46年1月20日	八戸市	離岸堤等の被災	冬季風浪災害
昭和46年8月31日～9月1日	八戸市	離岸堤等の被災	台風23号
昭和48年3月24日	八戸市	離岸堤等の被災	低気圧による風浪災害
昭和48年6月17日	八戸市	離岸堤等の被災	根室半島沖地震
昭和48年9月3日	六ヶ所村	道路等の被災	日本海低気圧による災害
昭和48年9月23日～24日	風間浦村、大畑町、八戸市	護岸、離岸堤等の被災	大雨災害
昭和48年12月22日～23日	佐井村、大畑町	護岸等の被災	暴風雪による災害
昭和50年7月27日～28日	佐井村、大畑町	護岸等の被災	大雨による災害
昭和50年11月12日～15日	八戸市	防潮堤等の被災	低気圧（台風19号くずれ）による風浪災害
昭和53年3月22日	八戸市	離岸堤等の被災	低気圧による風浪災害
昭和53年5月30日	三沢市、八戸市	護岸等の被災	低気圧による風浪災害
昭和54年2月1日～2日	大間町、風間浦村	護岸、離岸堤等の被災	冬季風浪災害
昭和54年9月30日～10月1日	大間町、大畑町	護岸等の被災	台風16号
昭和55年 8月27日～30日	佐井村、東通村、大畑町	護岸、道路等の被災	低気圧の大雨と風浪による災害
昭和55年10月22日～27日	大畑町、風間浦村、大間町、佐井村	護岸、離岸堤等の被災	風浪による災害
昭和56年3月15日	大間町、佐井村	護岸等の被災	風浪による災害
昭和56年8月21日～23日	東通村、六ヶ所村、大畑町、脇野沢村	護岸、道路等の被災	台風15号
昭和58年2月17日～20日	佐井村、大畑町、東通村、六ヶ所村、三沢市、八戸市	護岸、離岸堤、突堤、消波堤等の被災	低気圧による災害
昭和58年5月26日	佐井村、大畑町、六ヶ所村、八戸市	護岸、防波堤等の被災	日本海中部地震
昭和59年4月5日～6日	脇野沢村、六ヶ所村	護岸等の被災	融雪災害
昭和59年8月22日～23日	佐井村、大畑町、六ヶ所村	護岸、離岸堤等の被災	台風10号
昭和60年1月12日～13日	佐井村、大畑町	護岸等の被災	強風波浪災害
昭和60年9月1日	佐井村	離岸堤等の被災	台風13号
昭和62年2月3日～4日	風間浦村、三沢市、八戸市	護岸、突堤等の被災	暴風雪と波浪災害
昭和62年8月4日～6日	脇野沢村	護岸等の被災	大雨による災害
昭和62年8月31日～9月1日	佐井村、大間町	護岸、離岸堤等の被災	台風12号
平成元年3月21日～22日	風間浦村、三沢市、八戸市	護岸、突堤等の被災	波浪による災害
平成2年1月11日	佐井村	護岸等の被災	波浪による災害
平成2年8月25日～27日	脇野沢村、大畑町	護岸等の被災	波浪による災害
平成2年9月17日～20日	東通村、三沢市、八戸市	護岸、突堤等の被災	台風19号
平成2年11月4日～5日	六ヶ所村	堤防等の被災	冬季風浪による災害
平成2年11月9日～11日	佐井村	突堤等の被災	強風波浪による災害
平成2年11月30日～12月3日	大畑町、六ヶ所村	突堤、離岸堤等の被災	大雨強風波浪による災害
平成3年2月15日	大畑町、風間浦村、六ヶ所村、八戸市、階上町、むつ市	護岸、道路、離岸堤等の被災	風浪による災害
平成3年4月15日～16日	佐井村	突堤等の被災	波浪による災害
平成5年1月15日	大畑町	防波堤等の被災	釧路沖地震
平成5年7月12日	大畑町、三沢市、百石町、八戸市	護岸等の被災	三陸はるか沖地震
平成6年9月18日～20日	大間町、風間浦村、大畑町、三沢市、東通村、八戸市	道路等の被災	台風24号
平成6年9月22日～23日	大畑町	護岸等の被災	低気圧による大雨災害
平成14年1月27日～28日	東通村、六ヶ所村	離岸堤等の被災	冬季風浪災害
平成14年10月1日～2日	八戸市	離岸堤の被災	台風21号



海岸構造物被災位置

侵食

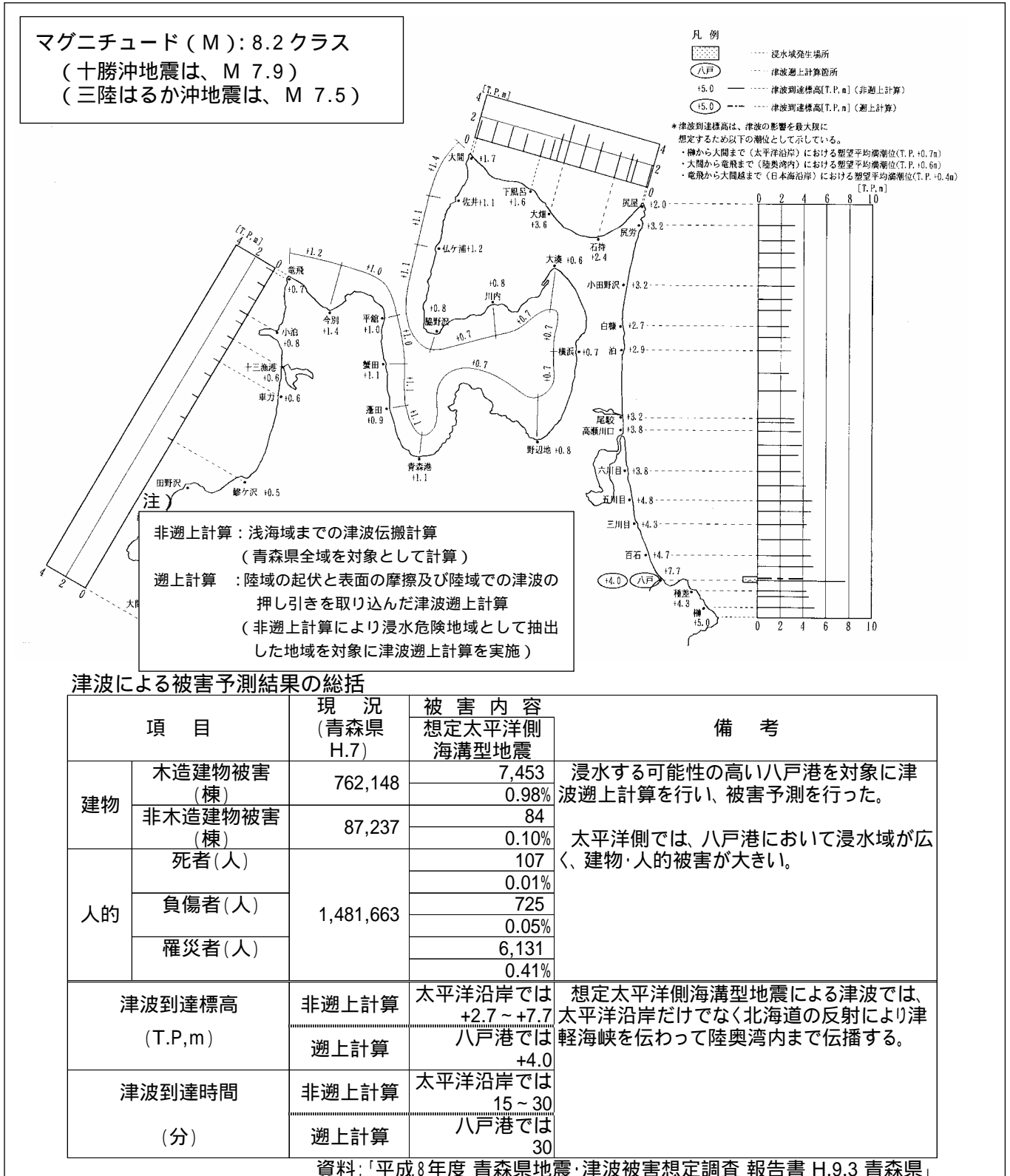
下北八戸沿岸において、海岸侵食の進行が見られる海岸は、以下に示すとおりであり、大畑町、太平洋に面する沿岸北部のむつ市、東通村、六ヶ所村および、沿岸南部の三沢市、百石町の砂浜海岸において海岸侵食の進行が見られる。



沿岸の侵食状況

地震・津波

青森県沿岸全域を対象に、想定太平洋側海溝型地震津波により浸水危険地域が、以下のように想定されている。



津波による被害予測結果の総括

項目	現況 (青森県 H.7)	被害内容		備考
		想定太平洋側 海溝型地震		
建物	木造建物被害 (棟)	762,148	7,453 0.98%	浸水する可能性の高い八戸港を対象に津波遡上計算を行い、被害予測を行った。
	非木造建物被害 (棟)	87,237	84 0.10%	
人的	死者(人)	1,481,663	107 0.01%	太平洋側では、八戸港において浸水域が広く、建物・人的被害が大きい。
	負傷者(人)		725 0.05%	
	罹災者(人)		6,131 0.41%	
津波到達標高 (T.P,m)	非遡上計算	太平洋沿岸では	想定太平洋側海溝型地震による津波では、太平洋沿岸だけでなく北海道の反射により津波軽海峡を伝わって陸奥湾内まで伝播する。	
	遡上計算	八戸港では		
津波到達時間 (分)	非遡上計算	太平洋沿岸では		
	遡上計算	八戸港では		

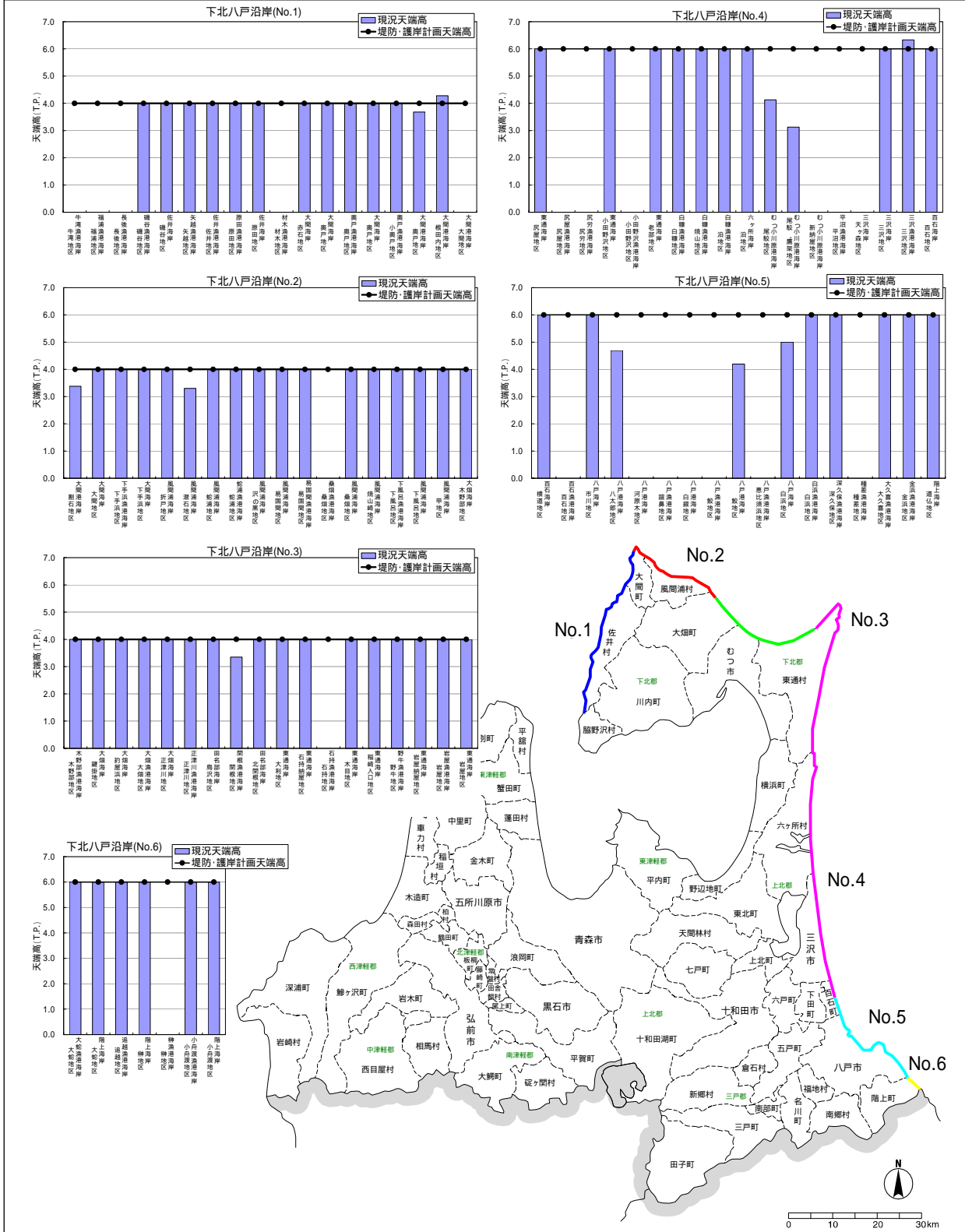
資料:「平成8年度 青森県地震・津波被害想定調査 報告書 H.9.3 青森県」

想定太平洋側海溝型地震による津波の被害予測結果

(2) 海岸保全施設の現況

堤防・護岸の現況天端高の現況

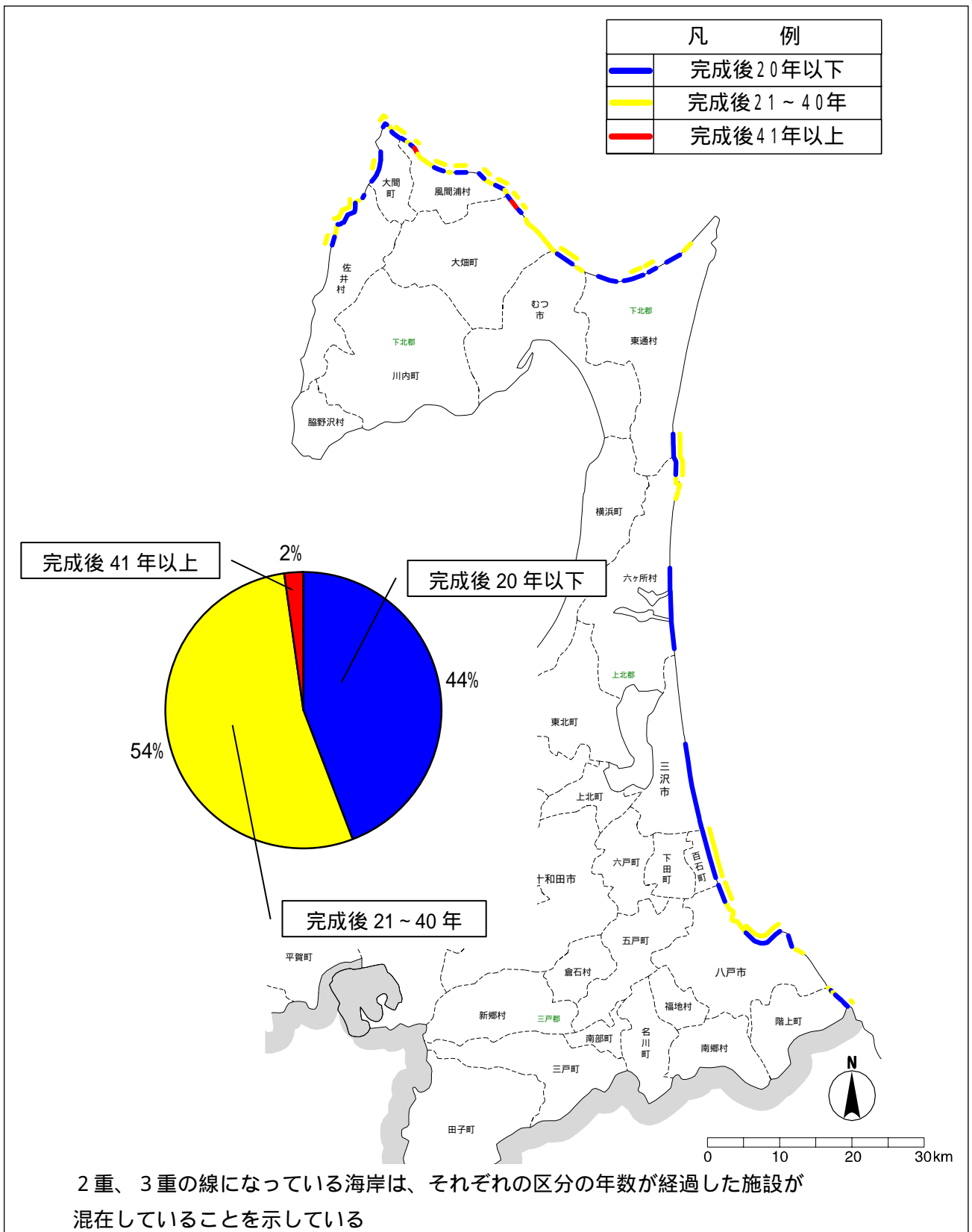
堤防・護岸の現況天端高および計画天端高の状況は、以下に示すとおりである。



堤防・護岸の現況天端高の状況

海岸保全施設整備後の経過年数

海岸保全施設整備後の経過年数の状況は、以下に示すとおりである。



海岸保全施設の経過年数の状況

(3) 防災体制の現況

沿岸市町村における高潮や津波に対する防災体制の現況は、以下に示すとおりである。

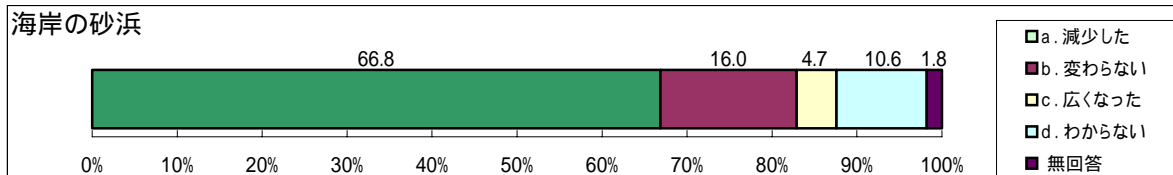
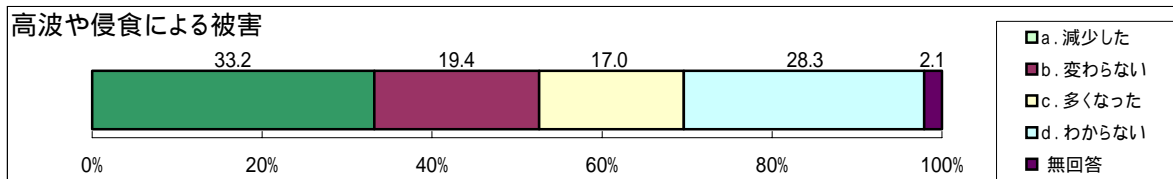
沿岸市町村の海岸災害に対する防災体制

市町村	情報通報施設	避難地	防災・避難訓練	防災パンフレット
脇野沢村				
佐井村				
大間町				
風間浦村				
大畑町				
むつ市				
東通村				
六ヶ所村				
三沢市				
百石町				
八戸市				
階上町				

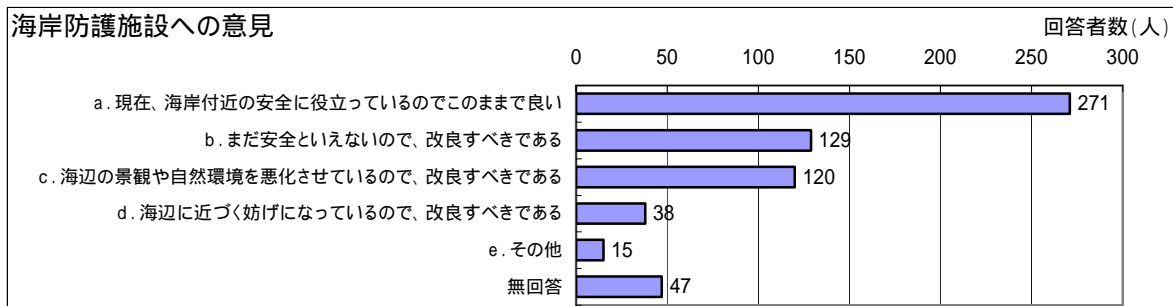
(平成 15 年 1 月)

2-4-2 海岸防護に対する沿岸住民の意識

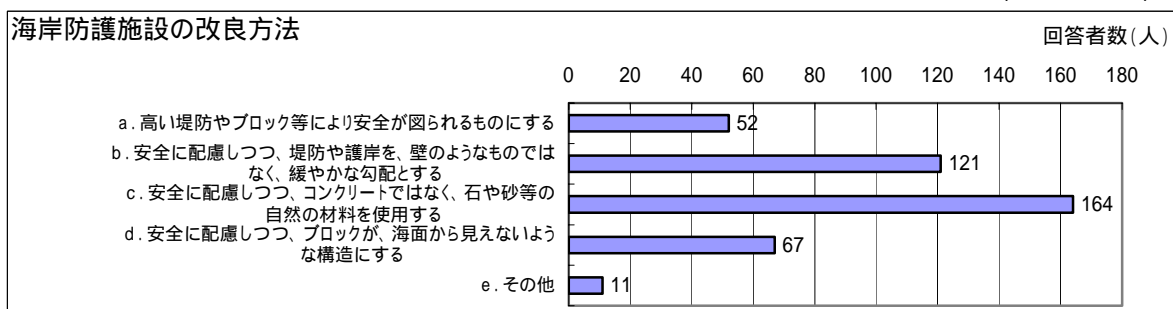
10年前と比較して、身近の海岸はどのようになったと思いますか。



海岸には、高い堤防やブロック等が設置されているところがあります。これらの施設は、高波や侵食などから、人命や家屋を守るために必要なものですが、今後このような施設についてどのようにお考えでしょうか。



改良すべきとお考えの方について、どのように改良すべきだと思いますか。(複数回答)



自由意見

- 海水飛沫による塩害への対策
- 離岸堤の沈下対策

2 - 5 海岸環境の現況

2 - 5 - 1 海岸環境の現況

(1) 沿岸の多様な生態系

植生

海岸線が変化に富んでいる下北八戸沿岸は、下北半島の西側に砂浜が広がり、ハマナス、ハマギク、ハマヒルガオ、ハマニンニク等の海浜植物群落が見られる。下北半島北部は、集塊岩の崖からなり、ミヤマビャクシン、ガンコウラン等の高山植物とコハマギク、ハイネズ等の海浜植物が混成する特色のある植物相が見られる。

陸域生物

陸域には、貴重な種として国の天然記念物に指定されているニホンザルが生息しており、下北半島では時折海岸部に現れる。ニホンザルは、サルの仲間の北限の生息地として世界的にも注目されている。沿岸の海浜部では、ハマナスに虫こぶをつくるハマナスクロバラタマバチやヒメハンミョウの海浜型の昆虫が見られる。

また、沿岸部で年間を通じて多く見られる鳥類は、ウミネコやウミウ、オオセグロカモメなどである。八戸市の蕪島は、世界でも有数のウミネコの集団繁殖地になっている。

下北半島は、渡り鳥の中継地として重要で、春秋の渡りの時期には、ガン・カモ類、シギ・チドリ類の渡りの鳥の中継地となっている。



ハマナス



ハマヒルガオ



ハマギク



ウミネコ

沿岸に生息する主な動植物

海域生物

下北八戸沿岸は、沖合を親潮（寒流）が流れているため比較的寒海性の生物が生息しているのが特徴となっている。

沿岸の広い範囲でコンブ場が分布し、ヘソアキクボガイやエゾヒトデといった海岸動物が広く生息している。また下北半島西側では、日本海から流れてくる暖流の影響により、サザエやオオコシダカガンガラといった暖海性動物も見られる。

これらの海域生物は、岩礁域が多い下北半島や沿岸南部の海岸において多く生息しており、太平洋に面する砂浜海岸ではあまり見られない。



沿岸の藻場の状況

(2) 沿岸の主な自然景観

下北八戸沿岸は、津軽海峡の荒波により造られた仏ヶ浦や願掛岩の岩礁景観、白砂青松の穏やかな白浜海岸、岩礁と芝生が続く風光明媚な種差海岸など変化のある景観を有している。

また、沿岸の北部が下北半島国定公園に、南部が種差海岸階上岳県立自然公園に指定され、背後には八甲田山系の山並みが連なり自然景観の豊かな海岸である。



仏ヶ浦（佐井村）



尻屋崎の遠景（東通村）



尻屋崎・寒立馬（東通村）



願掛岩（佐井村）



蕪島（八戸市）

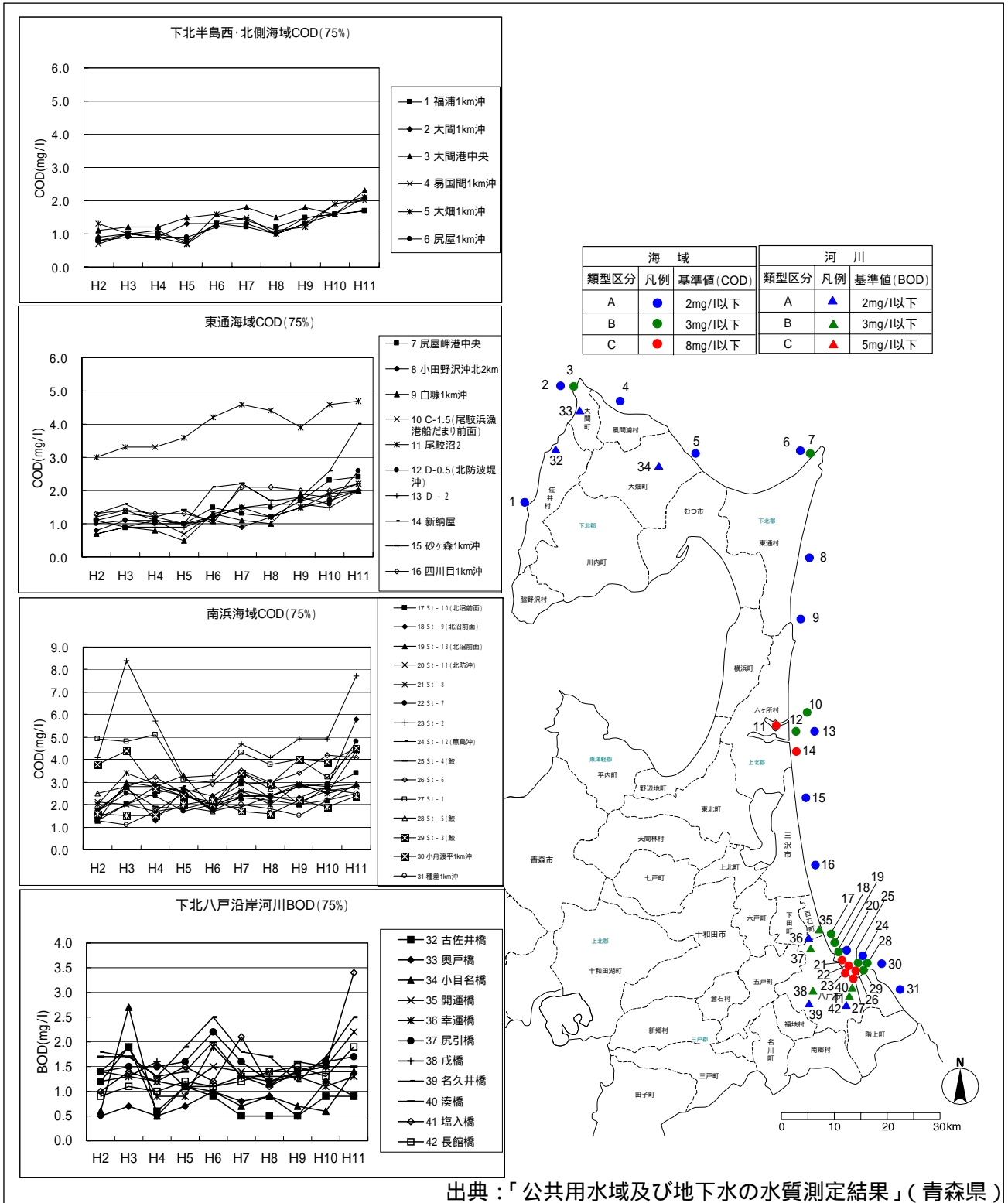


種差海岸（八戸市）

沿岸の主な自然景観

(3) 海域の水質

下北八戸沿岸の水質汚濁状況が把握できる水質環境基準点と、その類型指定状況、海域CODと河川BODの経年変化は、以下の図のとおりである。近年の水質状況は、COD濃度が増加傾向にある。

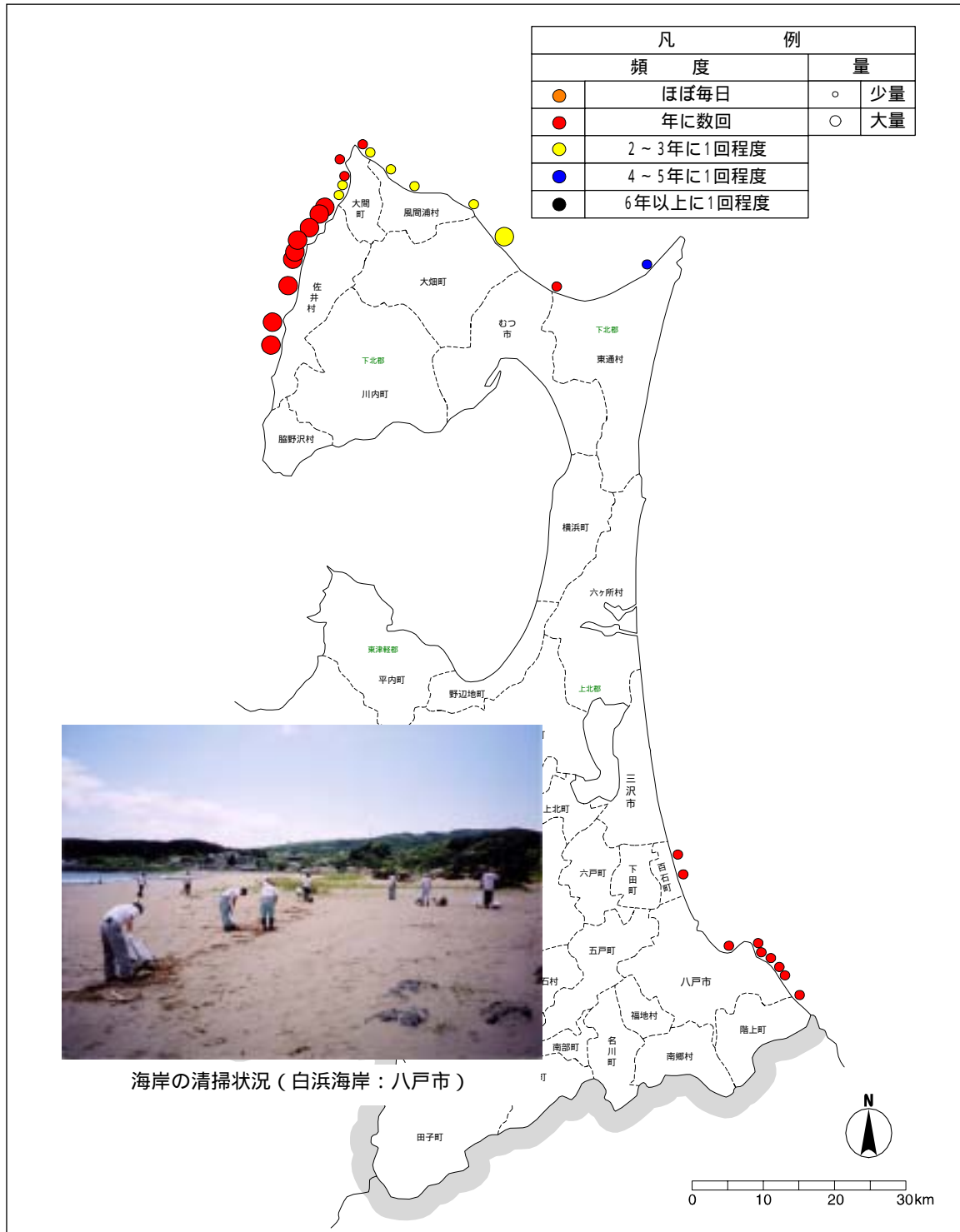


出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果」(青森県)

沿岸の水質環境の状況

(4) 海岸の漂着ゴミの状況

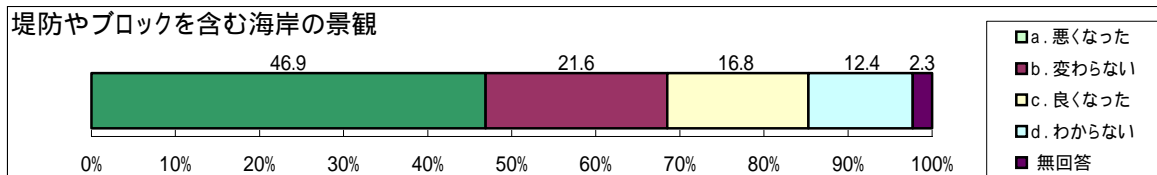
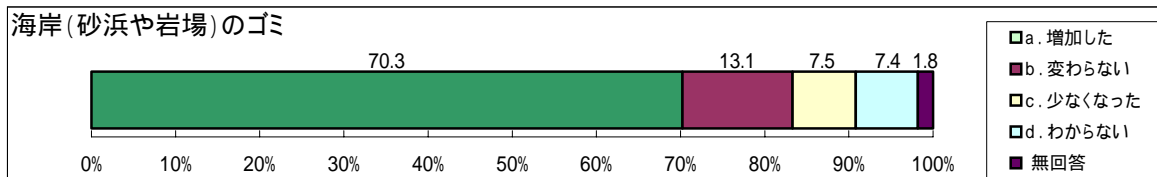
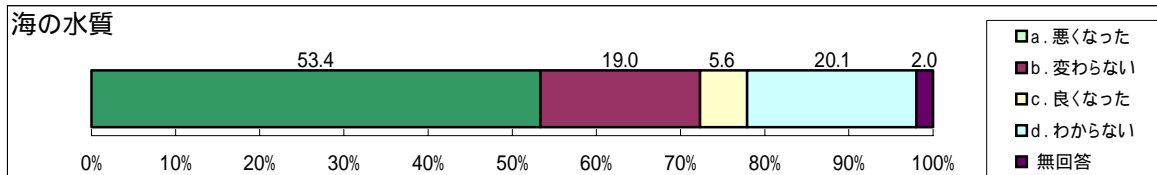
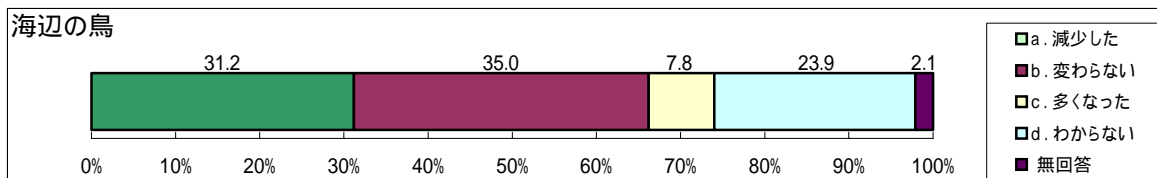
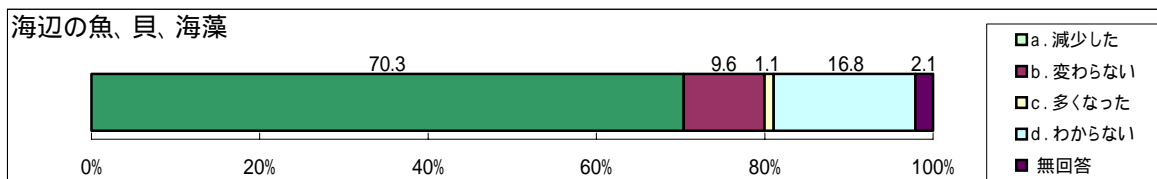
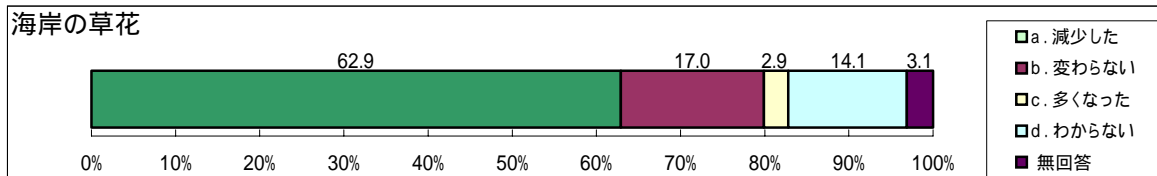
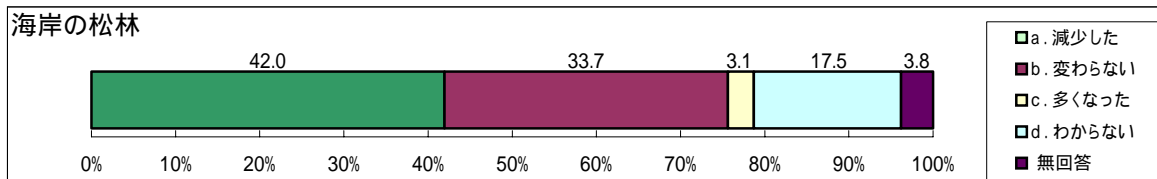
下北八戸沿岸では、下北半島西側の海岸線にかなりの頻度でゴミが漂着している。ゴミの発生源は、河川からの流出ゴミ、海上又は海岸での投棄等が考えられるが、これらのゴミは、津軽海峡を西から東へ流れる海流と波浪による海浜流のためと考えられる。



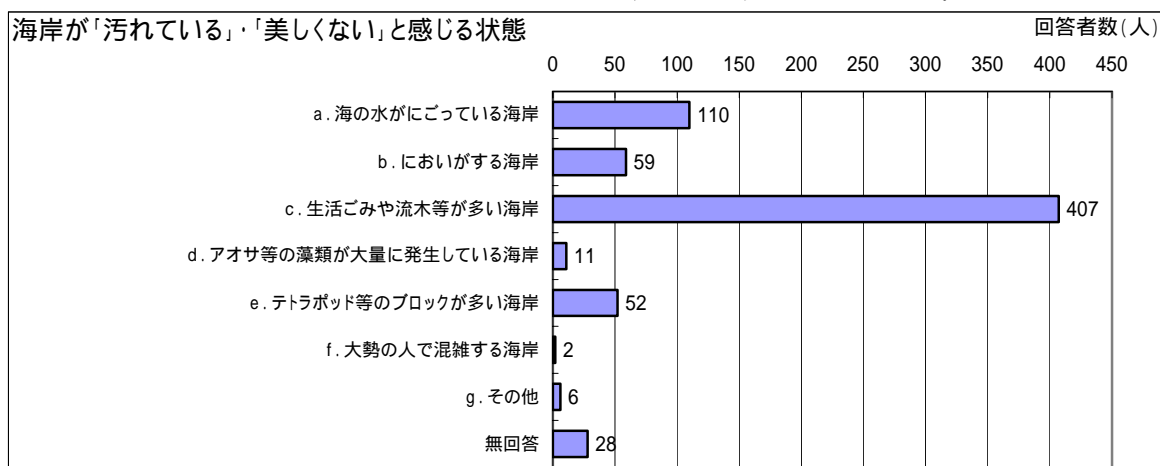
沿岸のゴミ・流木の漂着状況

2-5-2 海岸環境に対する沿岸住民の意識

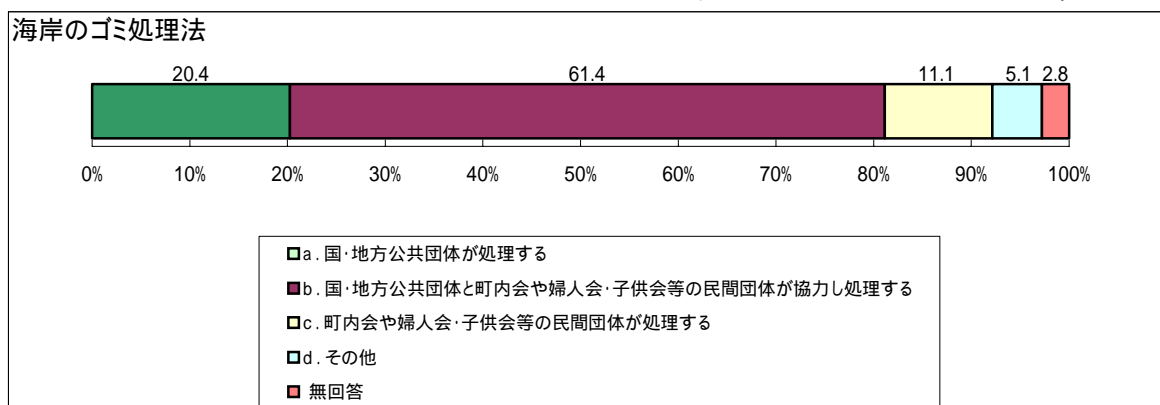
10年前と比較して、身近の海岸はどのようになったと思いますか。



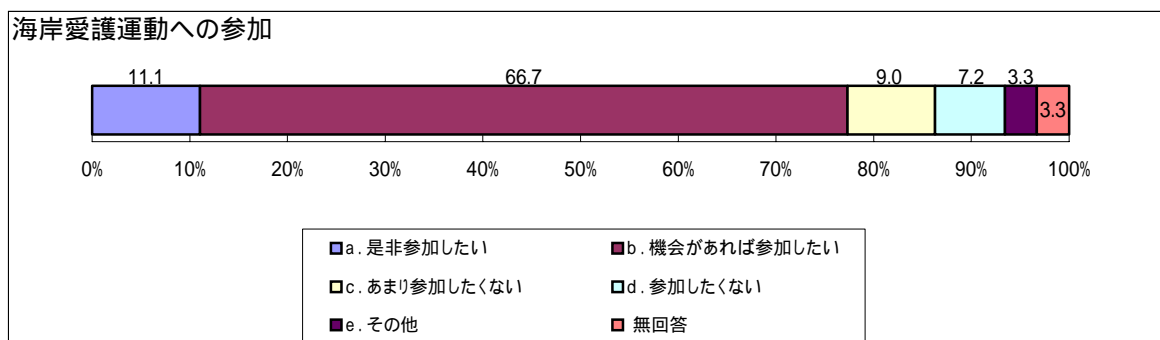
海岸が「汚れている」、「美しい」と感じるのは、どのような状態ですか。



海岸に打ち上げられたり捨てられたゴミなどをどのようにしたら良いと考えますか。



今後、海岸のゴミ拾いなどの海岸愛護活動のボランティアに参加したいと思いますか。



自由意見

- 磯場の保全・確保
- 自然の状態を残す
- 石や砂等の自然の材料を使用した整備
- 景観や環境に配慮した整備が必要
- ゴミを捨てないなどのモラル向上の啓発
- ゴミ処理は行政と住民の他、企業も協力して対応

2 - 6 海岸利用の現況

2 - 6 - 1 海岸利用の現況

(1) 祭り・イベント

下北八戸沿岸市町村の海岸で開催されている主な祭り、イベント等は以下に示すとおりである。



ブルーマリーン
フェスティバル（大間町）



津軽海峡海鳴り太鼓（大間町）



フノリ採り体験
（風間浦村）



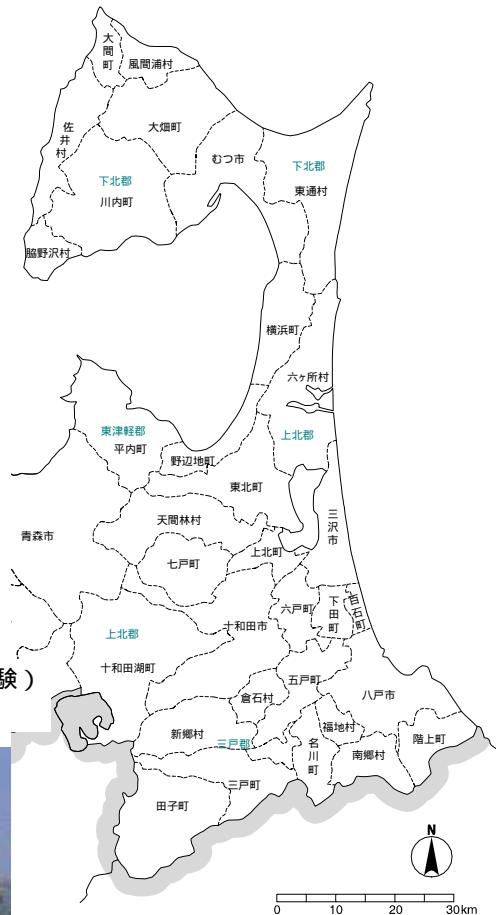
下北国際トライアスロン
（東通村、六ヶ所村）



いかつかみ取り大会
（風間浦村）



ももいし砂浜まつり（地引き網体験）
（百石町）



白浜ロックフェスティバル
（八戸市）



はちのへ港まつり（八戸市）



いちご煮祭り（階上町）

沿岸の主な祭りイベント

(2) レクリエーション

海岸のレクリエーション利用の主なものは、海水浴、キャンプ、釣りといったものである。以下に海水浴場及びキャンプ場の位置を示す。



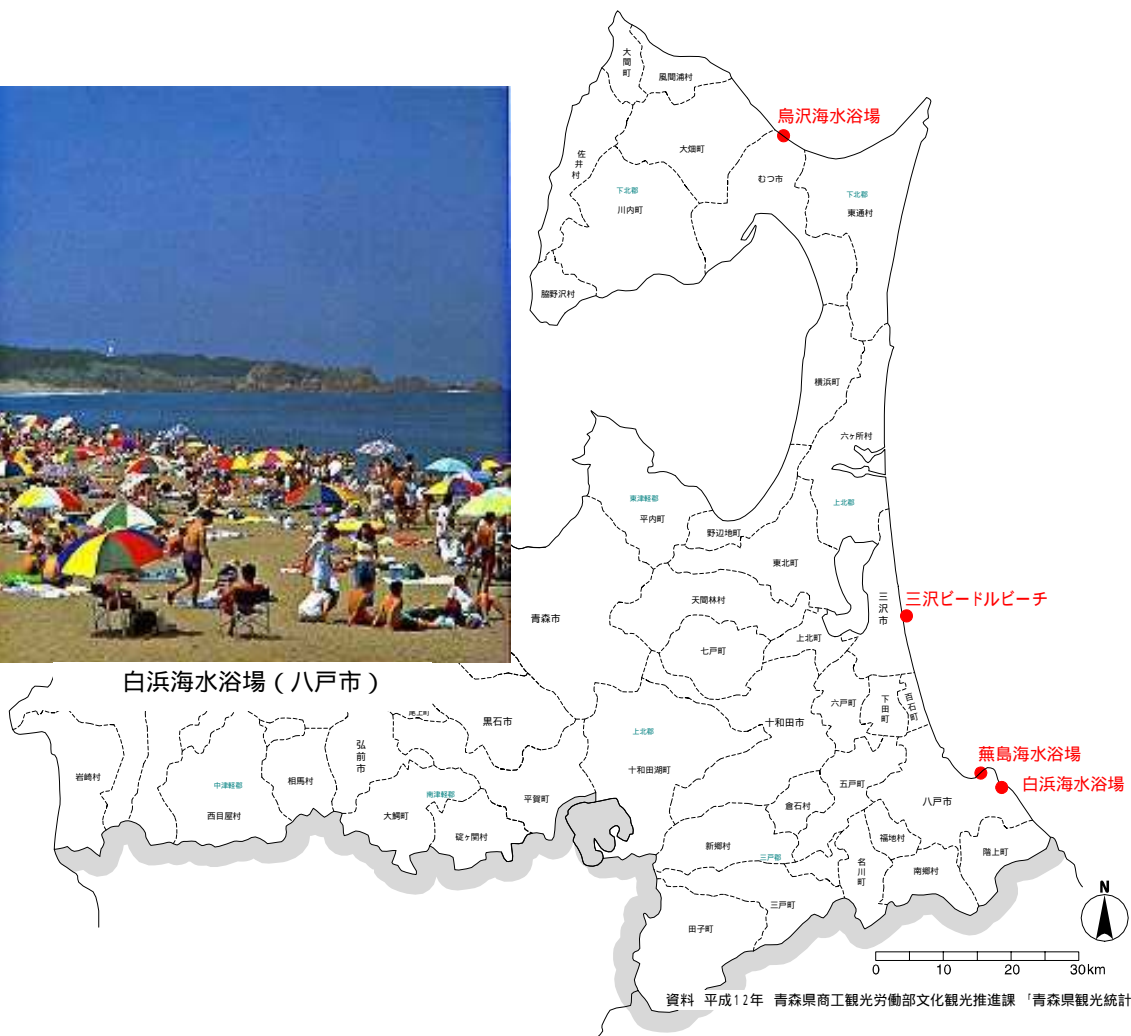
三沢ビードルビーチ（三沢市）



蕪島海水浴場（八戸市）



白浜海水浴場（八戸市）



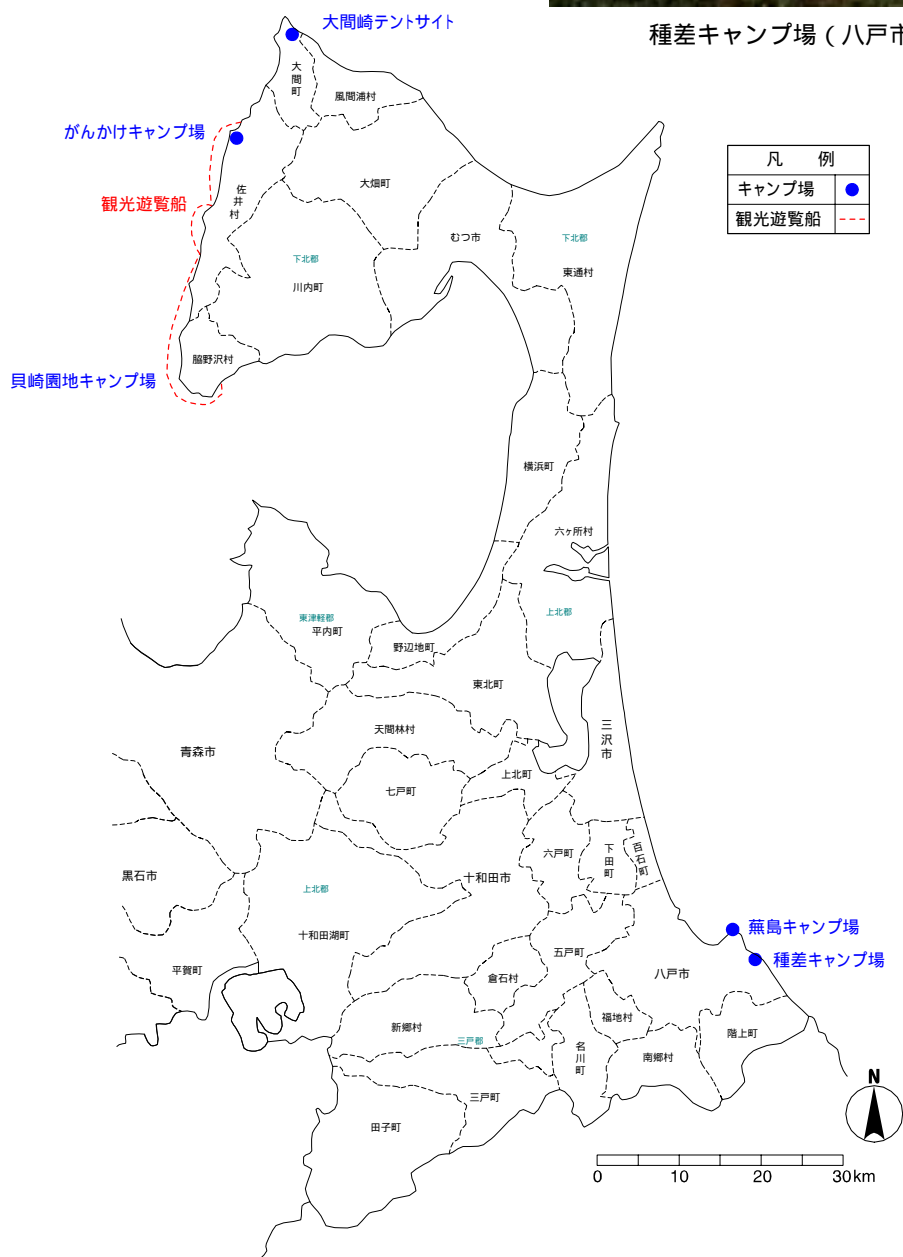
沿岸の主な海水浴場



蕪島キャンプ場（八戸市）



種差キャンプ場（八戸市）



沿岸の主なキャンプ場等

(3) 利用上のトラブル

沿岸市町村では、以下のような海岸における利用上のトラブルや苦情が寄せられている。

沿岸における主な海岸利用のトラブル

内 容	採られた解決策等
<ul style="list-style-type: none">・海水浴場施設の水道の蛇口、トイレの便器の破損・車両乗り入れ・ゴミの放置・釣り人のマナー	<ul style="list-style-type: none">・海浜清掃の実施

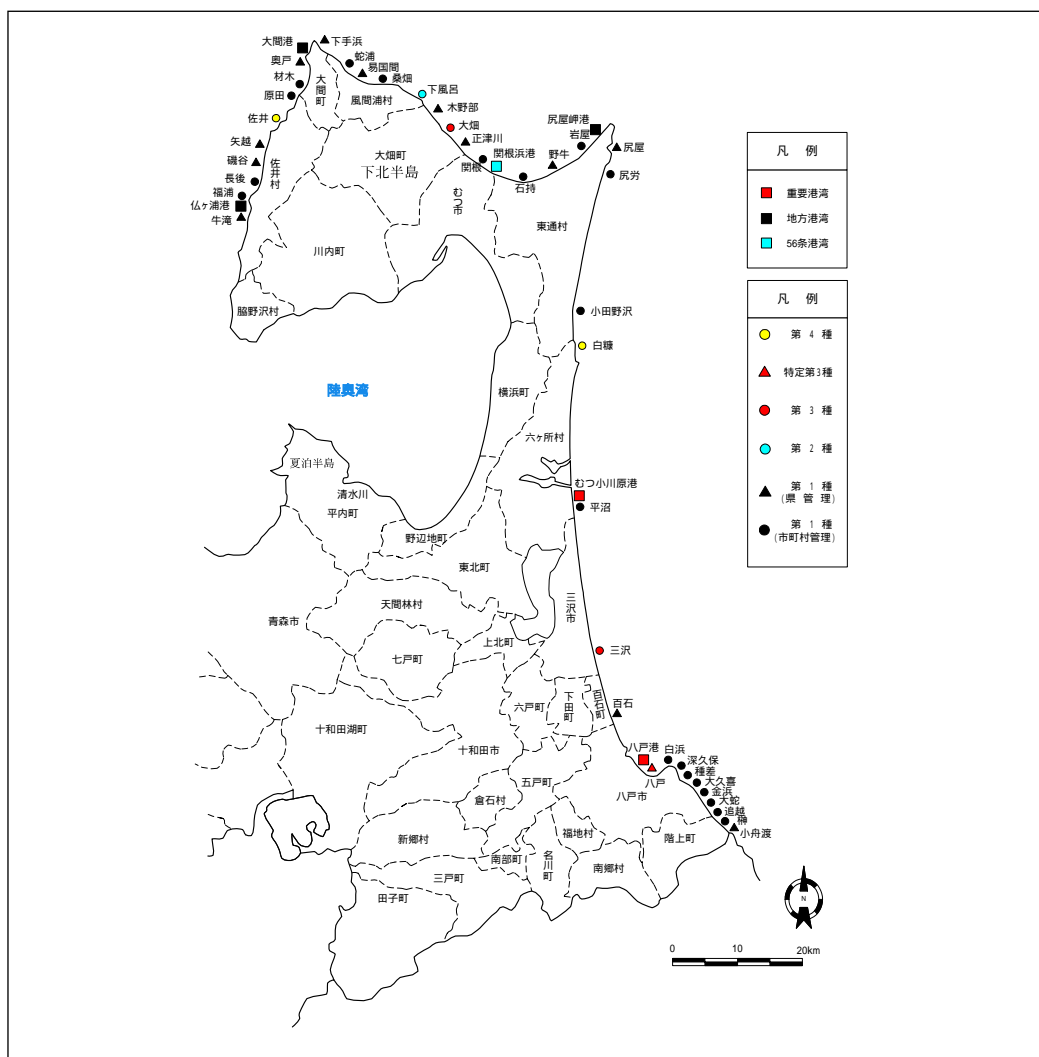
(4) 港湾・漁港

県内には、重要港湾3港をはじめとする15港、特定第三種漁港1港をはじめとする92港の港湾・漁港がある。

そのうち下北八戸沿岸には、重要港湾の八戸港・むつ小川原港をはじめとする6港があるほか、特定第三種漁港の八戸漁港、第三種漁港の大畑漁港・三沢漁港をはじめとする38漁港がある。

八戸港は、県内最大の臨海工業地帯を抱える工業港であり、外貿コンテナ航路や北海道等へ定期航路が就航する国際・国内物流拠点港となっているほか、むつ小川原港は、むつ小川原開発地域の物流港となっている。八戸漁港は、国内有数の遠洋漁業による水産物陸揚基地であり、大畑漁港・三沢漁港は各海域の拠点漁港となっている。また、地方港湾の尻屋岬港、第四種漁港の佐井漁港・白糠漁港は、ともに貨物船・漁船等の避難上重要な港湾・漁港となっている。

県内の港湾・漁港分布図は以下に示すとおりである。

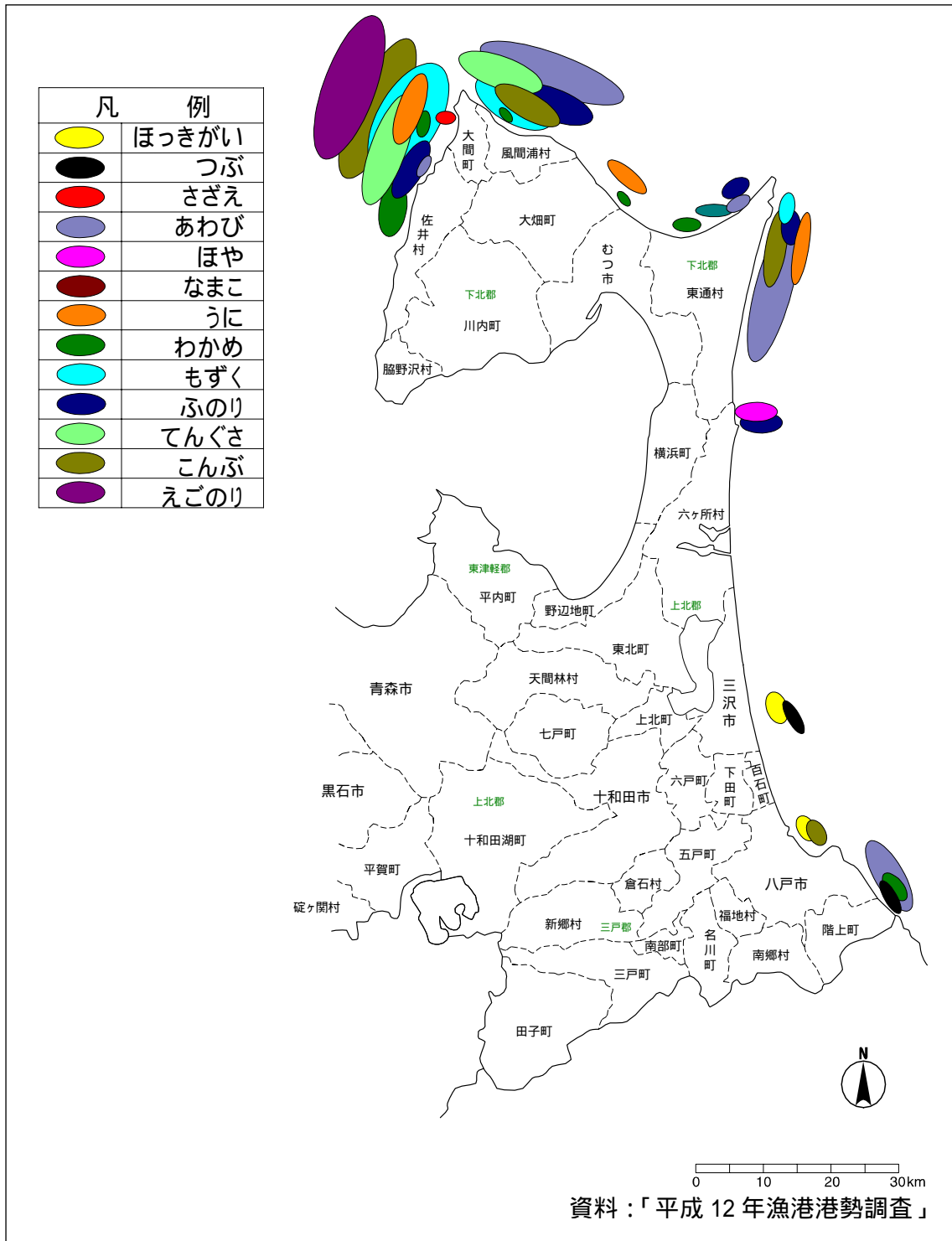


沿岸の港湾・漁港

(5) 海岸の漁業利用

下北八戸沿岸における磯根漁業の状況は、以下に示すとおりである。

沿岸の北部では、「あわび」、「うに」、「わかめ」、「ふのり」、「てんぐさ」、「こんぶ」、「えごのり」の陸揚げ量が多く、南部では、「ほっきがい」、「あわび」、「わかめ」の陸揚げ量が多い。



沿岸の主な磯漁業

(6) 利便施設の整備現況及び今後の海岸利用動向

海岸利用者の利便性を考慮し、駐車場・トイレ等の利便施設が整備されている海岸がある。



大間崎 四阿・記念碑等（大間町）



海峽いさりび公園 記念碑・駐車場等（風間浦村）



燕島海浜公園 管理棟・トイレ・四阿等（八戸市）



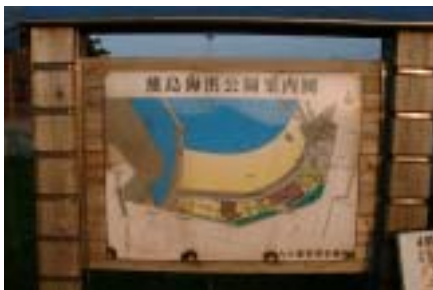
燕島海浜公園 駐車場（八戸市）



「むつ湾展望のみち（脇野沢村）」青森県、環境庁



「下北半島案内図（佐井村）」佐井村観光協会



「燕島海浜公園（八戸市）」青森県

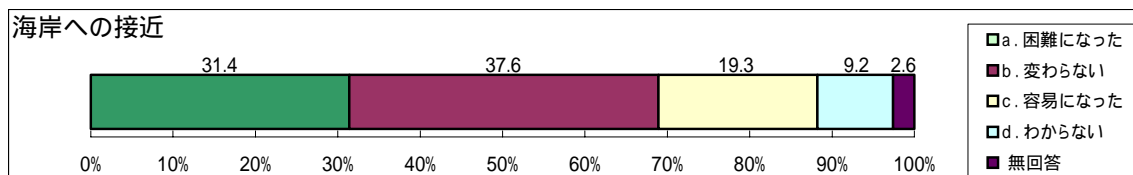
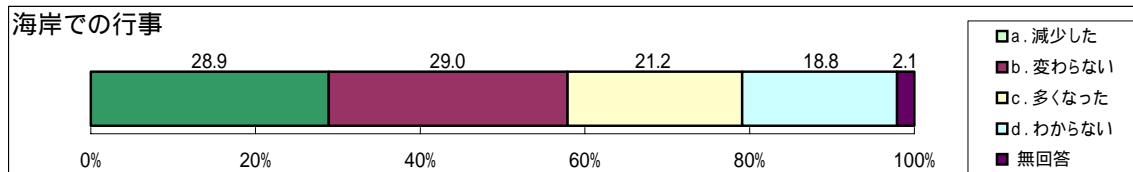
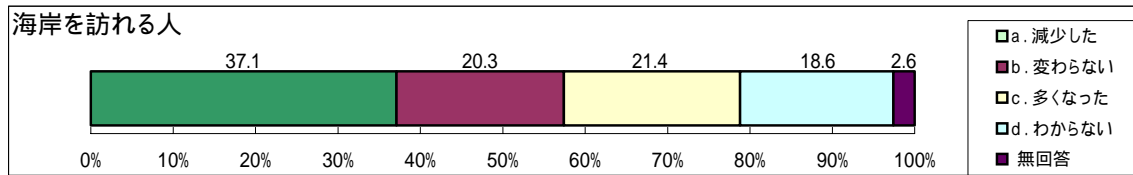


「種差海岸（八戸市）」八戸市

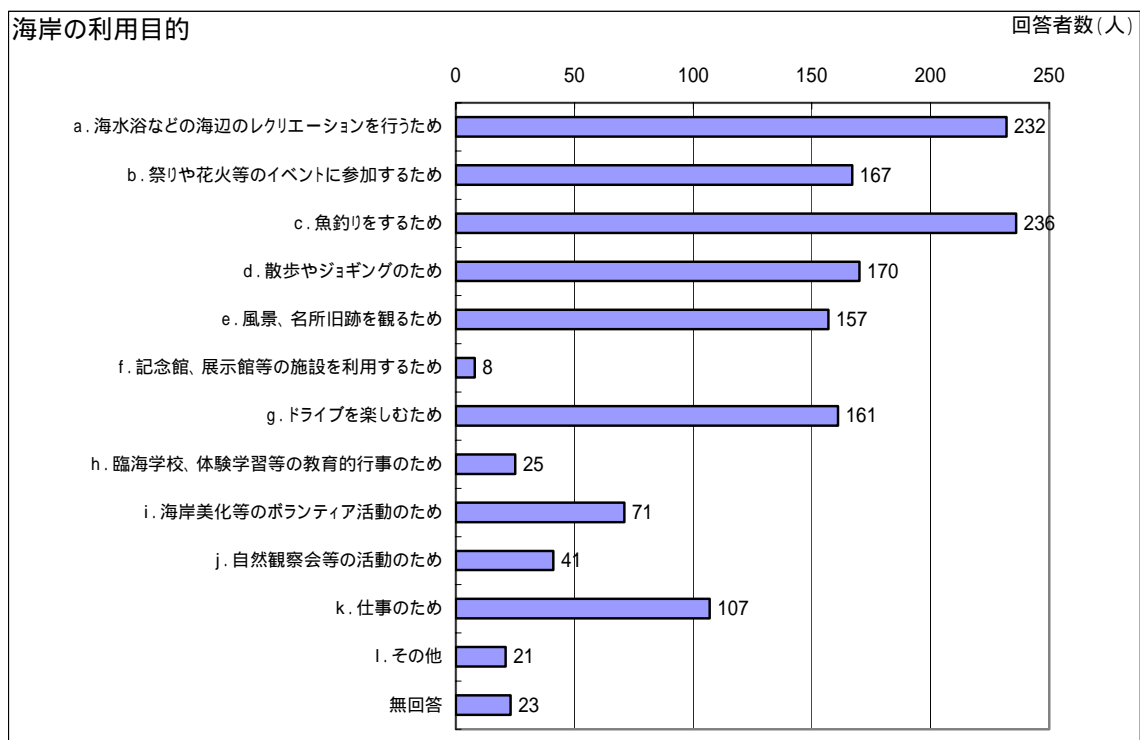
沿岸の主な利便施設

2-6-2 海岸利用に対する沿岸住民の意識

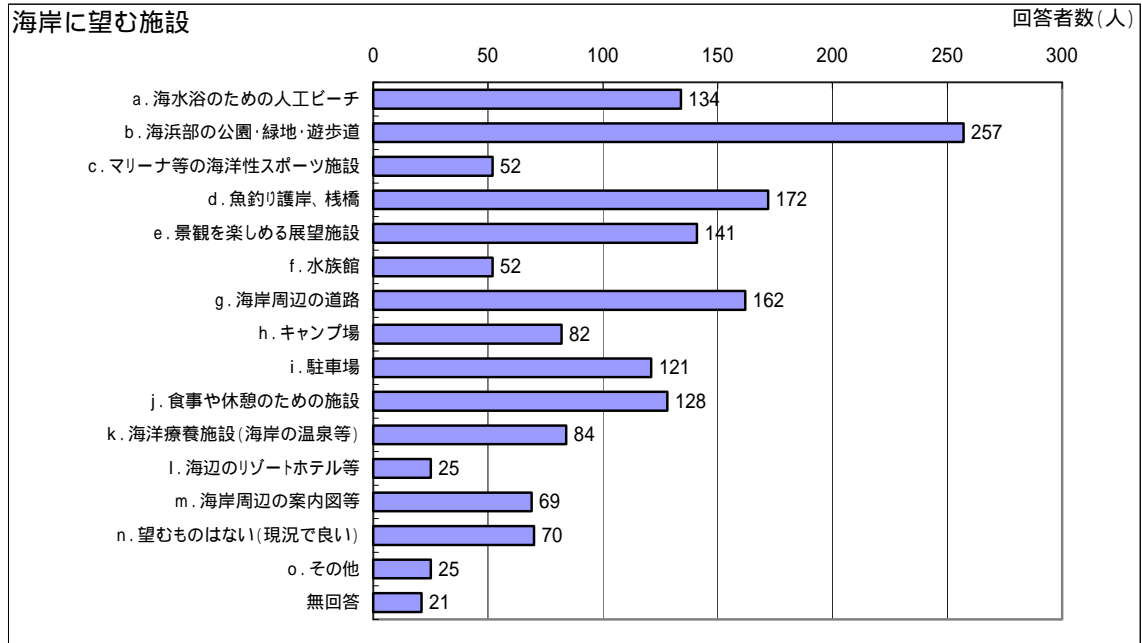
10年前と比較して、身近の海岸はどのようになったと思いますか。



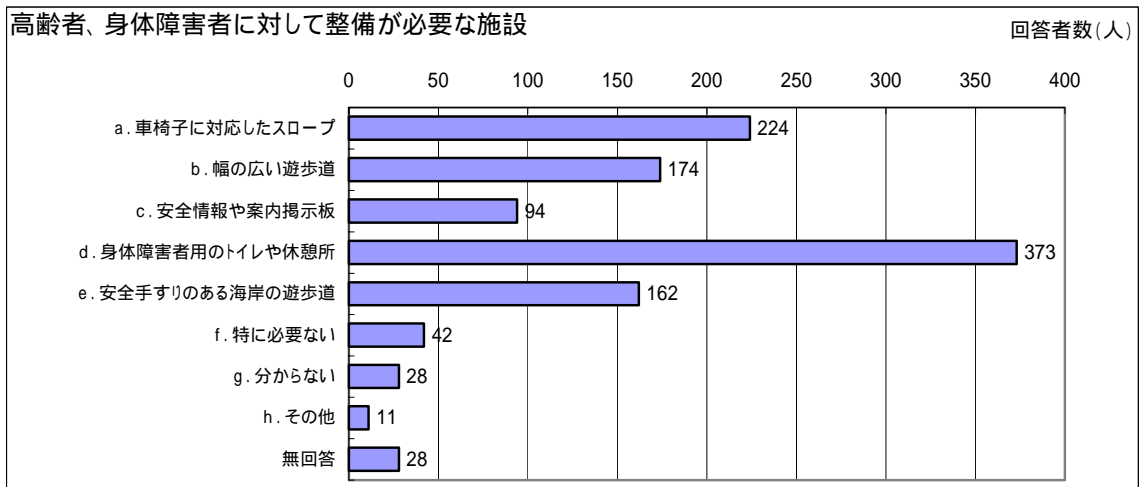
海岸の利用目的は何ですか。(複数回答)



そのほか、海岸にどのような施設を望みますか。(3つ選択)



高齢者や身体障害者に対して、今後どのような施設を海岸に整備する必要があると思いますか。(2つ選択)



自由意見

- 海浜部の遊歩道の整備
- 魚釣り護岸・棧橋の整備
- スポーツ施設の整備
- トイレや休憩所の施設整備
- 安全に海に親しめる整備
- 護岸等を緩やかな勾配とする。

2-7 海岸の保全の方向に関する事項

2-7-1 沿岸の特性総括

(1) 防護に関する特性

下北八戸沿岸は、秋から冬にかけての台風や風浪による高潮・高波が発生しており、また砂浜海岸では侵食が進んでいることから、これまで整備が進められてきた。

しかし、未だに防護が満たされていない海岸もあり、沿岸住民も海岸保全施設に対する意向として「安全に役立っているのでこのままで良い」や「安全でないので改良すべき」といった、海岸保全施設による安全への期待が大きい。

海岸侵食については、沿岸北部津軽海峡側の砂浜海岸や太平洋側に面した長大な砂浜海岸において進行が見られ、沿岸市町村住民の約7割が砂浜の減少を感じている。

また、沿岸に整備されている施設の5割以上は、設置後20年以上が経過しており、今後老朽化による海岸保全施設の機能低下や破損が懸念されている。今後の施設改良にあたっては、安全に配慮しつつも自然環境や親水性にも配慮した施設の改良が望まれている。

津波・高潮に対する沿岸市町村の防災体制については、ほとんどの市町村で放送機器による住民への防災・避難情報の伝達体制や避難地の指定といった施策が講じられているが、今後は防災・避難訓練の実施や防災パンフレットの作成・頒布等の、防災意識の向上を図る施策が必要である。

(2) 環境に関する特性

下北八戸沿岸は、北が下北半島国定公園に、南が種差海岸階上岳県立自然公園に指定されており、雄大な山並みが連なる八甲田山系を背後に擁し、多様な植物や動物が生息する豊かな自然環境と、仏ヶ浦や種差海岸などの風光明媚な岩礁景観や砂浜景観を有するところである。

しかし、沿岸市町村住民からは、10年前と比較して海岸の草花が減少した、海辺の魚・貝・海草が減少した、水質が悪くなった、海岸の景観が悪化したとの意見が多くあげられ、沿岸の自然環境・自然景観の変化が読み取れる。沿岸住民の自然環境・自然景観の保全への意識は高く、磯場の保全・確保、景観や環境に配慮した整備、石や砂等の自然の材料を使用した整備などが求められている。

また、下北八戸沿岸では、下北半島西側の海岸線にかなりの頻度でゴミが漂着している。これらのゴミは、津軽海峡を西から東に流れる海流等の影響によると考えられる。またその他、人口集積の高い都市部周辺の海岸においてもゴミの漂着頻度が高くなっており、河川からの流出ゴミや海上

又は海岸での投棄等が考えられる。一方、沿岸住民のゴミに対する不満は多い。10年前と比較し、海岸のゴミが増加したという意見が多くあげられており、その状態について海岸が汚れていると感じている。

これら海岸の漂着ゴミの処理については、沿岸住民の多くは行政と住民が協力して片付けるのが良いと考えている。また、今後、海岸のゴミ処理などのボランティアに参加したいと考えている人が多い。一方で、これらのゴミ処理対策を行うことよりも、ゴミを捨てないなどのモラル向上の啓発などが求められている。その他、企業へのゴミ処理への協力が求められていることもあげられる。

(3) 利用に関する特性

下北八戸沿岸は、産業や物流の拠点である八戸港を中心とした港湾活動、寒流と暖流とが混じり合う世界有数の好漁場を活かした漁業活動が行われている。また、歴史や文化に彩られた祭りやイベントなどが行われており、沿岸北部と南部の砂浜海岸や岩礁海岸においては、海水浴やキャンプ場などの海洋性レクリエーションの場として多様な利用がなされている。

沿岸住民は主に、魚釣り、海水浴等のレクリエーション、散歩やジョギング、祭りや花火等のイベント、ドライブ、風景・名所旧跡巡りなどに海岸を利用している。そのため、公園・緑地・遊歩道、魚釣り護岸・栈橋、海岸周辺の道路といった施設の整備を望んでいる。更に、護岸等を緩やかな勾配とすることや、スポーツ施設の整備などが求められている。

これらの海岸利用のニーズに対応するために、駐車場やトイレ、案内板等の整備が進められている。また、海岸の利用は、祭りやイベントなど多岐に渡ることから、高齢者や障害を持った人も利用しやすいトイレ等の整備も求められている。

一方、海岸利用の多様化が進む中、釣り人のマナーの問題や海岸利用者によるゴミの放置、車両乗り入れなどのトラブルが発生している。住民アンケートからも、海岸利用者のモラル・マナーの向上を求める声が多い。

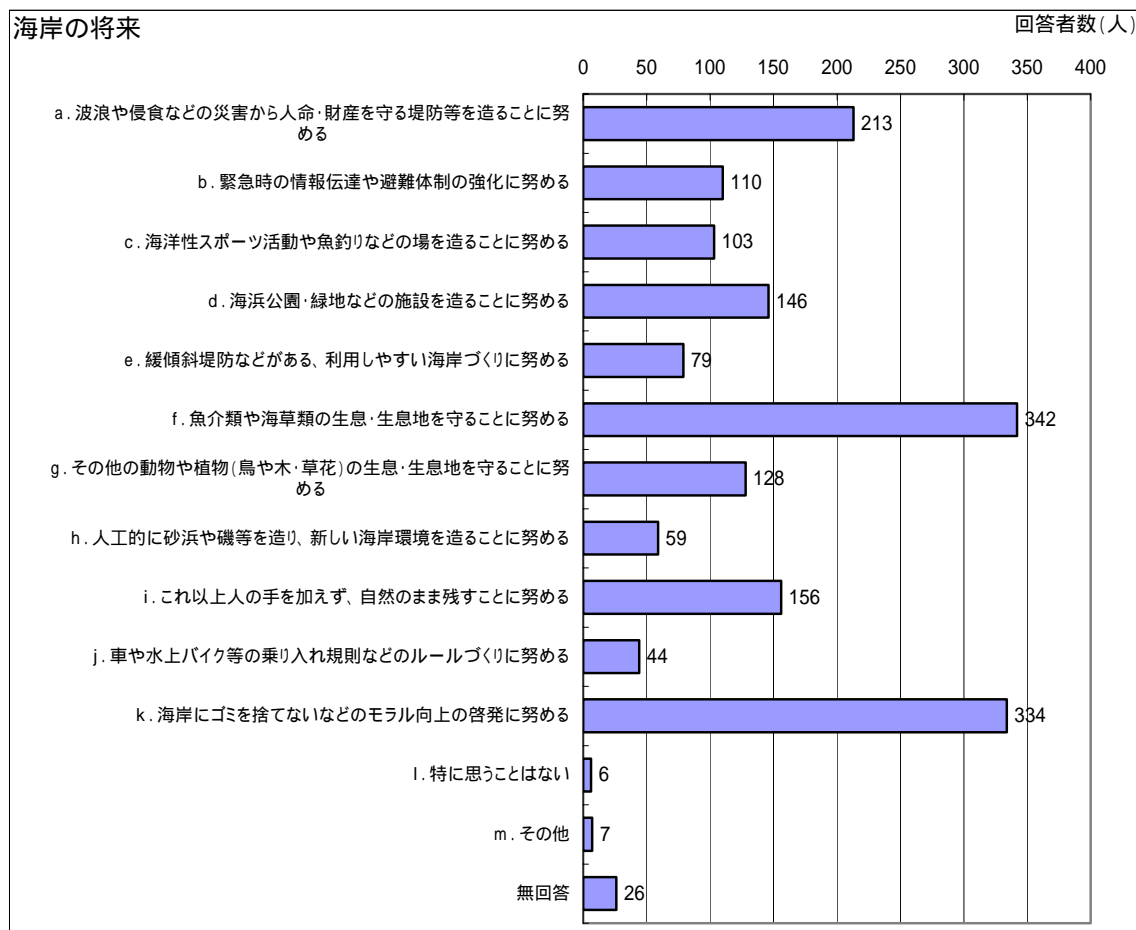
(4) 海岸の将来に対する住民の意識

「海岸を将来どのようにしていくべきか」との質問に、「魚介類や海草類の生息・生息地を守ることに努める」、「海岸にゴミを捨てないなどのモラル向上の啓発に努める」という回答が最も多かった。沿岸住民の自然環境を守っていききたいという意識は高く、また、モラルの向上を図り、人々はうまく海と付き合いがいかなければならないと考えている。

次に「波浪や侵食などの災害から人命・財産を守る堤防等を造ることに努める」という回答が多い。沿岸住民の安全に対する意識も非常に高い。

回答者数の全体的な傾向としては、環境保全に関する回答が多く得られ、次いで、防護に関する回答となっており、利用に関する回答が最も少なかった。

人々は、下北八戸沿岸の自然環境を守り、また自らの安全を確保し、次世代に魅力ある海岸を継承していくことを望んでいる。



海岸の将来(3つ選択)

(5) 下北八戸沿岸のキーワード・イメージ

(防護) 風土を守り、後世へ受け継ぎ、海と共に生きる



やませ、台風、地震、下北地方の風雪および冬期風浪、太平洋

(環境) 本州最北、幾多の自然美、守り、山海の豊かな恵み



仏ヶ浦、最涯の地尻屋、長大な砂浜、広大な原野、本州最北端の地大間、マサカリの半島、下北半島の二ホンザル、寒立馬、下北半島国定公園、種差海岸階上岳県立自然公園、下北半島、猿ヶ森砂丘、ヒバの埋没林、小川原湖、蕪島、白浜海岸、ヒバ、ウミネコ、マグロ、ホッキガイ、フノリ、ウニ、アワビ

(利用) 風土、水産都市の発展、海と共に生きる



水産業、工業都市、海運、漁り火、地引き網、防衛施設、基地、原子力発電、是川遺跡、南部藩、北浜街道、北通り、ミスビードル号

2-7-2 海岸の保全の基本理念

下北八戸地域は、大部分は幾つかの川によって開かれた洪積台地が太平洋に向かって開けており、沿岸南部は冬期においても比較的雪が少なく、日照時間も長い。しかし、春から夏にかけて、しばしば冷湿な“やませ”に遭遇し、昔から幾度となく飢饉に見舞われてきており、沿岸南部の地域においても数多くの人や家畜の被害が記録されている。

このような環境の中でも、沿岸では北からの親潮（寒流）と南からの黒潮（暖流）さらに津軽海峡から流れ込む津軽暖流とが混じりあう好漁場を活かした水産業が発展し、沿岸住民の生活を支えてきた。内陸部の渓谷等にはヒバの原生林が生い茂り、ヤマメやイワナなどの山の幸も豊富で、厳しい自然と戦いながらも、下北半島や八甲田山地の青い森や川、山海の豊かな自然を慈しみ、生活を営み、文化を育んできた。

また一方で、水産業が発展してきたことから、下北半島北部の沿岸などでは、海岸線に集落が多く存在しているため、この地域は、海峡特有の高波浪や台風などにより、幾度となく高波の被害を受けてきた。更に下北半島南部から太平洋沿岸中央部にかけての砂浜海岸では、近年海岸侵食が進み、防災上の安全性と国土の保全が必要となっている。

しかし、このような厳しい自然環境が仏ヶ浦、願掛岩、最涯の地尻屋崎等の岩礁海岸や沿岸南部の白砂青松の穏やかな白浜海岸と風光明媚な種差海岸などの豊かなコントラストを有した海岸景観を造りあげている。

また、立地条件に恵まれた八戸市は、漁業と海運に恵まれ、水産業と工業により発展してきた。その他、沿岸では北方防衛施設をはじめとし、国家石油備蓄基地や原子力発電などによる利用も行われている。

このように、山海の豊かな恵みと沿岸海域空間の有効利用などにより沿岸での生活が営まれてきた。

今後も沿岸住民の生活の支えとなる豊かな資源と多様な機能を有する海の総合的な活用を一層促進させ、地域住民、利用者と協力し、海と共に生活していける海岸づくりを目指す必要がある。

下北八戸沿岸における海岸保全の方向性を検討するにあたり、以上のことを念頭におき、「基本理念（コンセプト）」を以下のように設定する。

<基本理念>

本州最北の幾多の自然美と風土を守り、水産都市の発展を支えてきた山海の豊かな恵みを後世へ受け継ぎ、海と共に生きる下北八戸沿岸の海岸づくり

2-7-3 海岸の保全に関する基本方針

前項の基本理念を受け、下北八戸沿岸の保全に関する基本方針を次のように設定する。

<基本方針>

沿岸住民の生活や産業などの活動を守り、支える、安全な海岸づくり

厳しい気象・海象条件の中で、古くから営まれてきた沿岸住民の生活や産業活動などを災害から守り、将来とも安心でき、安全で快適に生活できる海岸づくりを推進する。

また、沿岸の生活・文化を培ってきた海を、誰もが快適に利用できるように、生活に密着した海岸づくりを推進する。

下北半島の景勝海岸「仏ヶ浦」など、豊かな海岸景観と貴重な自然環境の保全を図り、安らぎと潤いのある海岸づくり

下北半島の景勝海岸「仏ヶ浦」、白砂青松の「白浜海岸」などの沿岸特有の岩礁海岸、砂浜海岸が織りなす海岸景観や、動植物の生息・生育環境の保全に配慮する。

海岸保全施設の整備にあたっては、豊かな海岸景観と貴重な自然環境に対し十分な配慮を行い、安らぎと潤いのある海岸づくりを推進する。

「森・川・海」の保全と創造を図るため、下北八戸沿岸住民と内陸住民が一体となる海岸づくり

「防護」「環境」「利用」の調和がとれた海岸保全を実施していくために、沿岸住民のみならず、下北八戸沿岸に関わる森・川・海を一体としてとらえ、住民、ボランティア、行政等の適切な役割分担と連携のもとで、次の世代へと継承する海岸づくりを推進する。

地域住民の参加や利用者の協力による美しく快適な海岸づくり

行政と地域住民が連携して、海岸利用者のモラルやマナーの向上を図るとともに、適正な海岸利用のルールづくりや地域住民やボランティアの参加・協力の体制づくりなどを図り、美しく快適な海岸づくりを進める。

2-8 海岸の防護に関する事項

国が定めた海岸保全基本方針に基づき、防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標およびこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。

2-8-1 海岸の防護の目標と防護水準

(1) 防護すべき地域

下北八戸沿岸海岸保全基本計画の対象区間である北海岬（脇野沢村）から岩手県境に至る区間の内、越波、浸水、侵食等の危険性のある海岸を防護の対象区域とする。

(2) 防護水準

高波による浸水被害の防護については、過去に発生した高潮の記録に基づく計画高潮位、適切に推算した波浪の影響を加えたものに対して防護することを目標とする。計画高潮位は、既往の最高潮位もしくは、朔望平均満潮位に計画規模の潮位偏差を加えた潮位とする。

侵食による被害の防護については、侵食の進行している海岸では現状の汀線を維持することを目標とするが、侵食が著しく背後地に被害が生じる可能性に応じて汀線を回復することを目標とする。

地震・津波による被害の防護については、既往最大級の津波に対して防護することを目標とする。

また、対象海岸の状況や地域住民と一体となったソフト対策も含め、総合的な防護を目指すものとする。

2-8-2 防護の目標を達成するための施策

(1) 高波に対する防護効果の向上

高波浪による越波・浸水に対し、構造物による防護を図るとともに、岩礁や砂浜の持つ「自然の消波機能」と組み合わせた、より効果的な防護を図る。

(2) 砂浜の保全・回復

侵食が進んでいる海岸については、沿岸域漂砂の動向だけでなく、山から海までを含めた河川流域とも連携を図り、砂浜の保全や回復を図る。

(3) 老朽化施設への対応

老朽化により機能の低下や破損等が懸念される施設については、機能の維持や向上を図るため、補修や改修を行う。

(4) 防災・避難体制の整備

突然の高波浪や津波に対して、当面の対策として安全で迅速な避難ができる体制を整備する。

2 - 9 海岸環境の整備及び保全に関する事項

2 - 9 - 1 海岸環境の整備および保全のための施策

(1) 海岸域における自然環境の保護と保全

沿岸域では、陸や海における多種・多様な生物が生息・生育していることから、貴重な自然環境については保護し、海岸の防護にあたっては自然環境の保全に配慮した施設の整備を図る。

(2) 下北八戸沿岸特有の優れた海岸景観の保全

下北八戸沿岸は、下北半島国定公園をはじめとした多くの優れた海岸景観を有しているため、これらの優れた景観を損なわないよう、その保全に配慮した施設の整備を図る。

(3) 海岸美化への取り組み

行政と地域住民が協働して、海岸環境を保全するための美化活動を進める。
また、ゴミや水質の問題は沿岸域だけでなく、河川流域等も含めて海岸環境教育等を実施し、マナー、モラルの向上に努める。

2 - 10 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

2 - 10 - 1 公衆の適正な利用を促進するための施策

(1) 親水空間の確保

海岸利用の多様なニーズに対応するため、安全で快適な親水空間の確保を図る。

(2) 海辺へのアクセスの改善

誰もが利用しやすく、海とふれあえるように、水際線へのアクセスの向上を図る。

(3) ユニバーサルデザインの推進

誰もが安全に海岸に近づき、身近に自然にふれることができるように、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設整備を推進する。

(4) 海岸利用者のモラル・マナーの向上

地域住民および海水浴、キャンプ、釣り等の海岸利用者に対してマナーの向上の啓発活動を行い、海岸を大切にす活動の普及に努める。

2 - 11 ゾーン区分とゾーン毎の方向性

下北八戸沿岸のゾーニングによる区分

(1) ゾーニングに当たっての基本的な考え方

下北八戸沿岸を整備するにあたり、砂浜の保全や動植物の生息環境などは、一連の区域として配慮していく必要がある。このような区域を設定するために自然特性・社会特性より、以下のような考え方でゾーニングを行った。

沿岸の気象・海象条件の違い、地形特性の違い、動植物の生息・生育状況などの自然特性を考慮し、その代表的な指標として海岸地形、自然公園の分布から、ゾーニングを行った。

また、人口分布、産業、沿岸の利用状況、文化・風土など沿岸の社会特性を考慮し、その代表的な指標として人口集積地区、海水浴場、キャンプ場、港湾・漁港利用の状況より、ゾーニングを行った。

(2) ゾーニングによる沿岸の区分

階上・八戸ゾーン

県立公園に指定されており、風光明媚な海岸景観を誇る。景勝地への来訪者も多く、海水浴場等でのレクリエーション利用も盛んである。岩手県境から蕪島にかけての海岸を対象とする。

八戸港ゾーン

八戸港を中心とし、人口、資産とも集中している地域である。八戸港港湾区域（蕪島を除く）一帯の海岸を対象とする。

百石・尻屋ゾーン

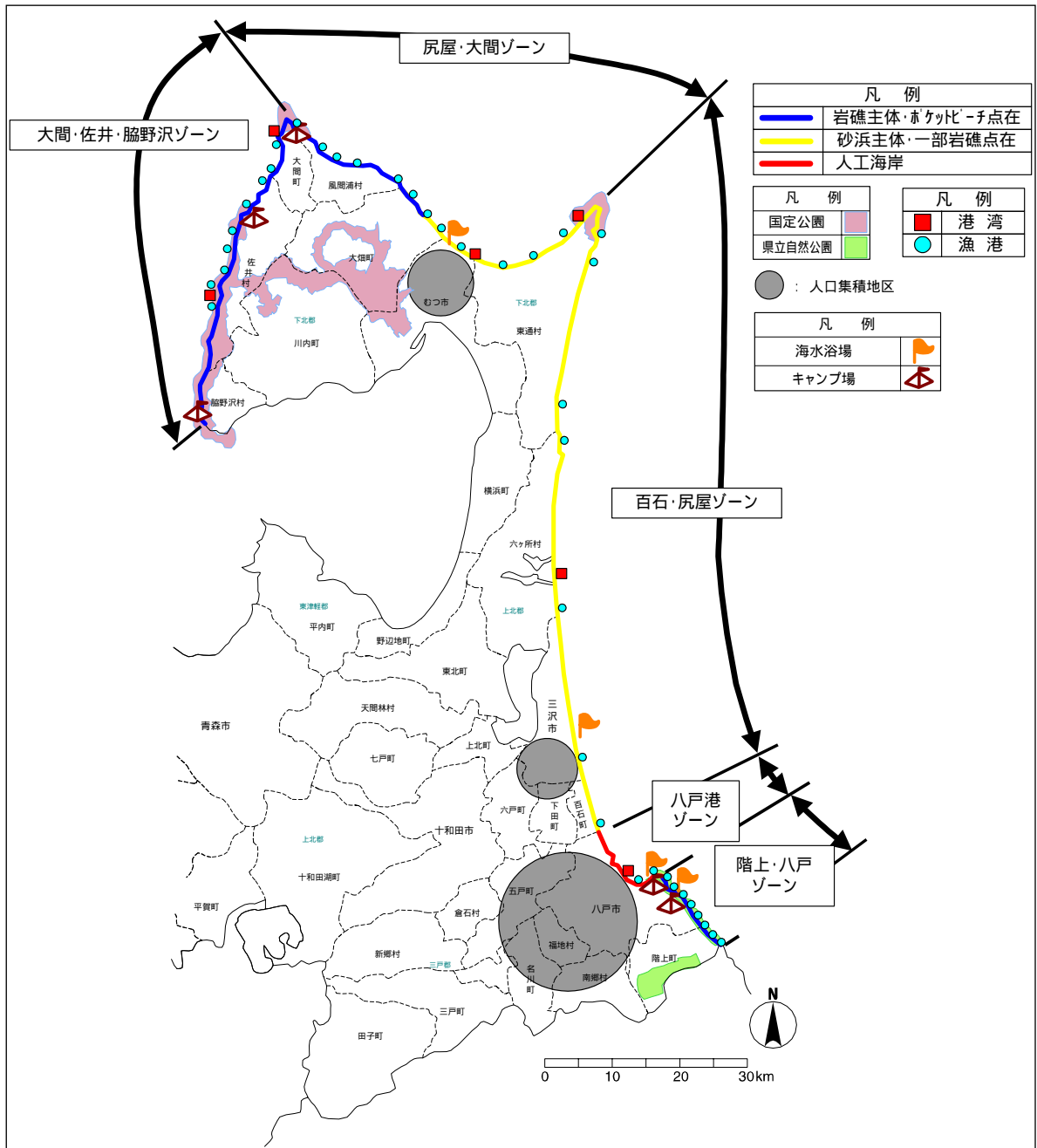
太平洋に面しており、防風林を背景に長大な砂浜が連なる海岸である。百石町から尻屋崎にかけての海岸を対象とする。

尻屋・大間ゾーン

津軽海峡に面しており、砂浜海岸と岩礁海岸を有する海岸である。両端の岬が国定公園に指定されており、優れた自然景観と海岸景観を有する。尻屋崎から大間崎にかけての海岸を対象とする。

大間・佐井・脇野沢ゾーン

津軽海峡に面し、岩礁が主体の海岸である。ほぼ全域が国定公園に指定され、仏ヶ浦等の景勝地には多くの観光客が訪れている。大間崎から北海岬にかけての海岸を対象とする。



沿岸のゾーニング分布

ゾーン毎の特性

ゾーン名	防護特性	環境特性	利用特性	海岸保全の方向性
階上・八戸	低気圧に伴う高潮・高波の被害が見られる。また、一部の砂浜海岸では侵食が進んでいる。	リアス式海岸の面影を残す岩礁海岸が主体となっており、県立自然公園に指定されている。蕪島のウミネコ繁殖地は国の天然記念物に指定されている。	漁港周辺に人家が見られるが、多くの人家は内陸部にある。景勝地には多くの観光客が訪れ、海水浴場・キャンプ場におけるレクリエーション利用も多い。また、全域で磯漁業が盛んである。	越波被害に対する防護を進める。また、美しい景観や自然環境の保全、豊かな水産資源への配慮が必要である。
八戸港	海岸保全施設のほか港湾施設と漁港施設により、防護が進んでいる。	ほぼ全域が港湾施設と漁港施設であり、人工的な海岸となっている。	八戸港を中心とし、高度な利用が進んでおり、背後に八戸市を控え、非常に人口・資産の集中している地域である。	整備された海岸保全施設の維持管理を図る。
百石・尻屋	長大な砂浜海岸となっているが、大規模な侵食が進んでいる。	防風林を背景に長大な砂浜海岸が連なる。	ゾーン北側の漁港周辺に人家が見られるが、海岸空間の利用は低く、多くの人家は内陸部にある。また、東通村周辺では磯漁業が盛んである。	人家に海岸災害が及ぶことはないが、貴重な砂浜海岸として保全していかなければならない。
尻屋・大間	冬期風浪や台風等による高潮・高波の被害が見られる。また、一部の砂浜海岸では侵食が進んでいる。	大畑漁港を境に砂浜海岸と岩礁海岸に分かれる。尻屋崎と大間崎が国定公園に指定されている。	風間浦村周辺では海岸線近くの狭隘な平地に人家が連担し、大畑漁港の背後は市街地を形成している。また、全域で磯漁業が盛んである。	人家が連なっている海岸では、住民が安心できるための整備を進めるとともに、侵食被害から海岸を防護していく。また、美しい景観や自然環境の保全、豊富な水産資源への配慮が必要である。
大間・佐井・脇野沢	冬期風浪や台風等による高潮・高波の被害が見られる。	岩礁海岸が主体となっており、仏ヶ浦をはじめ、ほぼ全域が国定公園に指定されている。	大間港や佐井漁港周辺では海岸線沿いに人家が集中しているが、ゾーン南側は山地部が直接海に接する急峻な地形で海岸空間の利用は低い。景勝地には多くの観光客が訪れている。また、全域で磯漁業が盛んである。	人家が連なっている海岸では、住民が安心できるための整備を進める。また、美しい景観や自然環境の保全、豊富な水産資源への配慮が必要である。

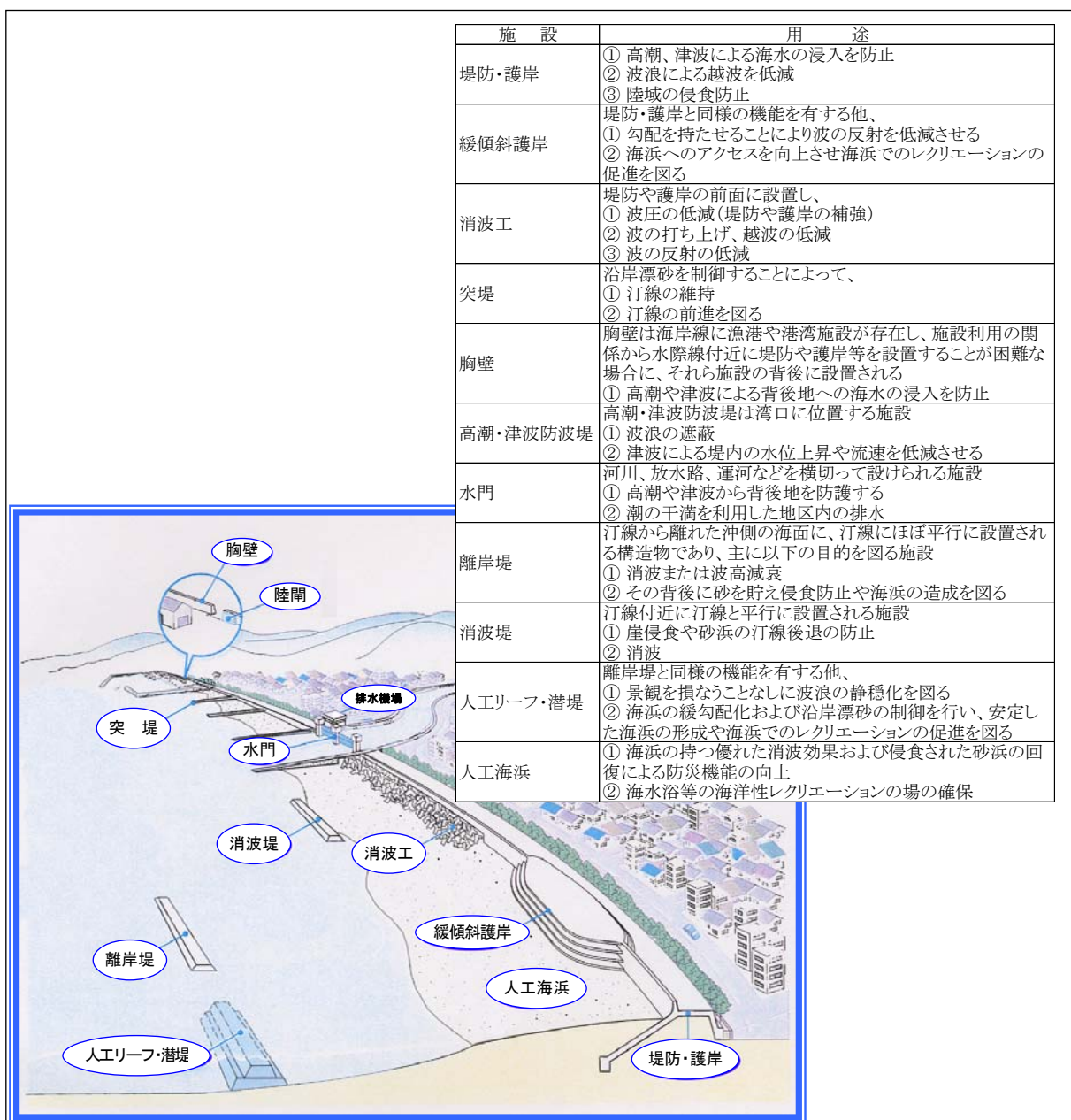
3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

3-1 海岸保全施設の整備の考え方

海岸保全に関する基本的事項である海岸の防護・環境・利用に関する施策を実施していくために、海岸保全施設の整備に関する基本的な事項として、今後の海岸保全施設の整備を進めていく区域について、ハード面における対応を以下に示す。

なお、整備をしようとする区域における海岸保全施設の整備の方向性については、各ゾーン毎に設定された海岸保全の方向性および「防護」、「環境」、「利用」の各施策を踏まえて決定する。

海岸保全施設の模式図および各施設の用途を以下の図に示す。



主な海岸保全施設

3-2 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域については、従来の長期計画区域、市町村、地域住民からの要望箇所についてそれぞれ海岸保全の問題点について検討し、防護機能の不足している区域を設定する。

これらの区域のうち、現在一般公共海岸に属しているものについては、今後、海岸保全区域の指定が必要となる。

3-3 海岸保全施設の種類及び規模等

海岸保全施設の種類・規模・配置については、海岸保全施設を整備しようとする区域において、「施策」、「ゾーン毎の方向性」および市町村、地域住民からの要望を基に適切に設定する。

3-4 受益地域の状況

海岸保全施設を整備しようとする区域については、海岸保全施設の整備によって高潮による災害や海岸侵食から防護される地域およびその地域の土地利用の状況を示す。

3-5 地域との連携

海岸の価値が多様化する中、様々なニーズに対応するため、市町村等の行政機関に加え、高齢者から子供までを含めた地域住民、海岸利用者、NPO等の各種団体などが一体となって、それぞれの役割分担を認識し、日常的な海岸管理を実施することが重要である。

このため、個々の海岸整備の実施にあたっては、ワークショップ等により、行政と地域住民等の海岸に対する共通認識を形成し、総合的な海岸保全の実施に努める。

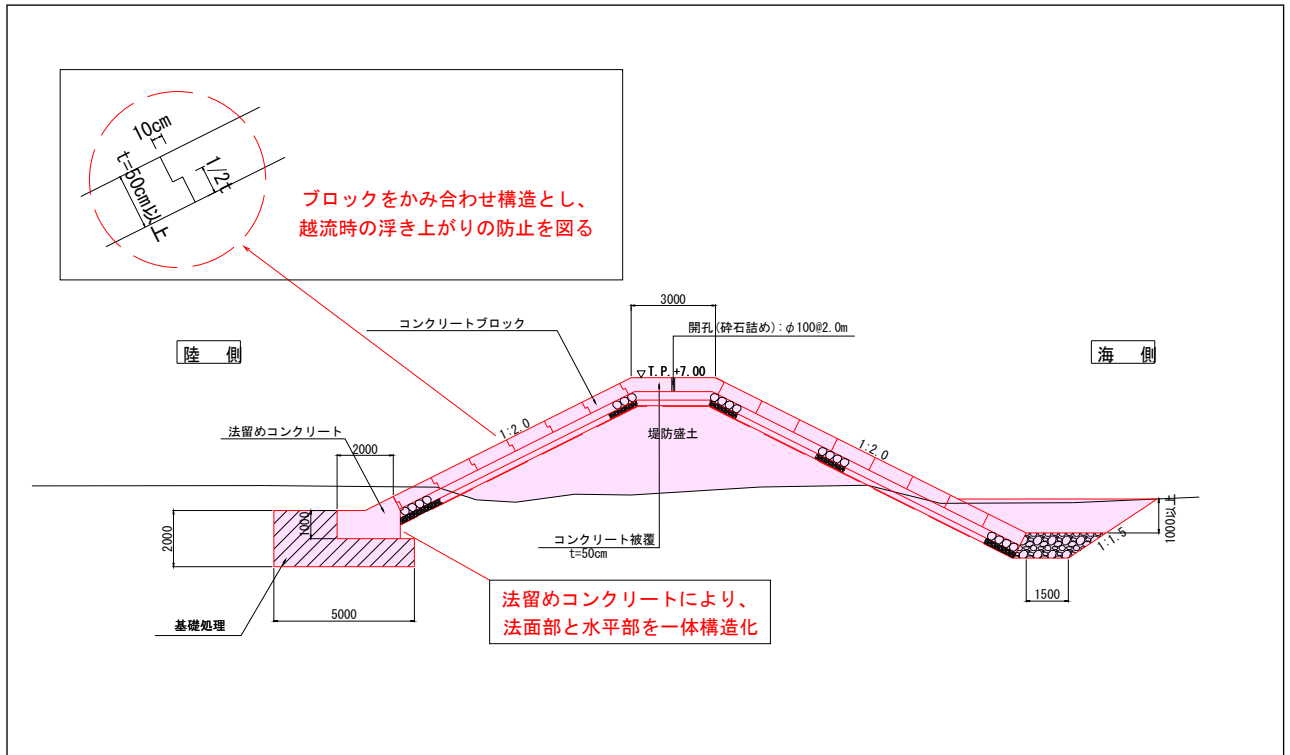
3-6 東日本大震災とその対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、本県においても県南地方を中心に、人的被害、家屋の全壊、半壊等、甚大な被害を受けた。また、下北八戸沿岸の太平洋側の海岸保全施設についても、津波の越水により堤防が損傷するなどの被害が発生した。

これらの地震津波による被害の発生を受け、本県では、学識者等からなる「青森県海岸津波対策検討会」を設置し、想定される最大クラスの津波の検討のほか、比較的発生頻度が高く、海岸保全施設の整備を行う上で想定する「設計津波」の水位および新計画堤防高についての検討を行った。この検討の結果、下北八戸沿岸の一部の海岸において計画堤防高を見直した。

なお、これから新設、改良を行う海岸堤防等については、設計対象の津波高を超えた場合でも、粘り強く効果を発揮する構造を基本として整備を行うもの

とする。



粘り強い構造例

海岸保全施設を整備しようとする区域

区域 番号	配置			種類	受益の地域の範囲
	区域	規模			
	海岸名	延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m)		
1	小舟渡漁港海岸	330	6.00	消波工	住宅地、その他
2	榊漁港海岸	120	6.00	離岸堤	堤防、護岸
3	追越漁港海岸	110	6.00	消波堤、離岸堤	住宅地、その他
4	大蛇漁港海岸	300	6.00	護岸、離岸堤	住宅地、その他
5	八戸港海岸八太郎地区	3,500	5.50	堤防、胸壁、陸閘	住宅地、工業地、その他
6	百石海岸	4,200	7.00	堤防	森林、住宅地、その他
7	三沢漁港海岸	720	7.00	護岸、突堤	住宅地、その他
8	三沢海岸	15,000	7.00	突堤、堤防	森林、住宅地、その他
9	むつ小川原港海岸尾鮫地区	1,030	6.00	離岸堤	住宅地、その他
10	白糠漁港海岸白糠地区	1,330	6.00	堤防	市街地、住宅地、その他
11	白糠漁港海岸焼山地区	640	6.00	護岸	市街地、住宅地、その他
12	白糠漁港海岸泊地区	550	6.00	堤防	市街地、住宅地、その他
13	尻労漁港海岸	120	6.00	離岸堤	住宅地、その他
14	木目海岸	1,950	4.00	消波堤	農地、森林、その他
15	石持漁港海岸	90	4.00	消波堤	住宅地、その他
16	大利海岸	3,880	4.00	消波堤	その他
17	関根漁港海岸	30	4.00	消波堤	住宅地、その他
18	烏沢海岸	3,150	4.00	人工リーフ	住宅地、その他
19	正津川漁港海岸	580	4.00	護岸	住宅地、その他
20	大畑漁港海岸	2,660	4.00	護岸	市街地、住宅地、その他

※受益の地域の範囲のその他とは、市街地、工業地、住宅地、農地、森林以外の地域を指す

区域 番号	配 置			種 類	受益の地域の範囲
	区 域 海岸名	規 模			
		延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m)		
21	木野部漁港海岸	850	4.00	護岸	住宅地、その他
22	下風呂漁港海岸	650	4.00	護岸	堤防、護岸
23	焼山崎海岸	1,100	4.00	人工リーフ	住宅地、その他
24	易国間漁港海岸	410	4.00	護岸	住宅地、その他
25	下手浜漁港海岸	620	4.00	護岸、胸壁、陸閘	住宅地、その他
26	奥戸漁港海岸小奥戸地区	100	4.00	護岸	住宅地、その他
27	奥戸海岸	650	4.00	護岸	住宅地、その他
28	奥戸漁港海岸奥戸地区	1,300	4.00	護岸、胸壁、陸閘	住宅地、その他
29	奥戸海岸	200	4.00	離岸堤	住宅地、農地、その他
30	佐井漁港海岸	260	4.00	離岸堤、護岸、人工海浜	住宅地、その他
31	矢越漁港海岸	500	4.00	護岸、消波堤、離岸堤	住宅地、その他
32	磯谷漁港海岸	150	4.00	護岸	住宅地、その他
33	長後漁港海岸	210	4.00	離岸堤、消波堤	住宅地、その他

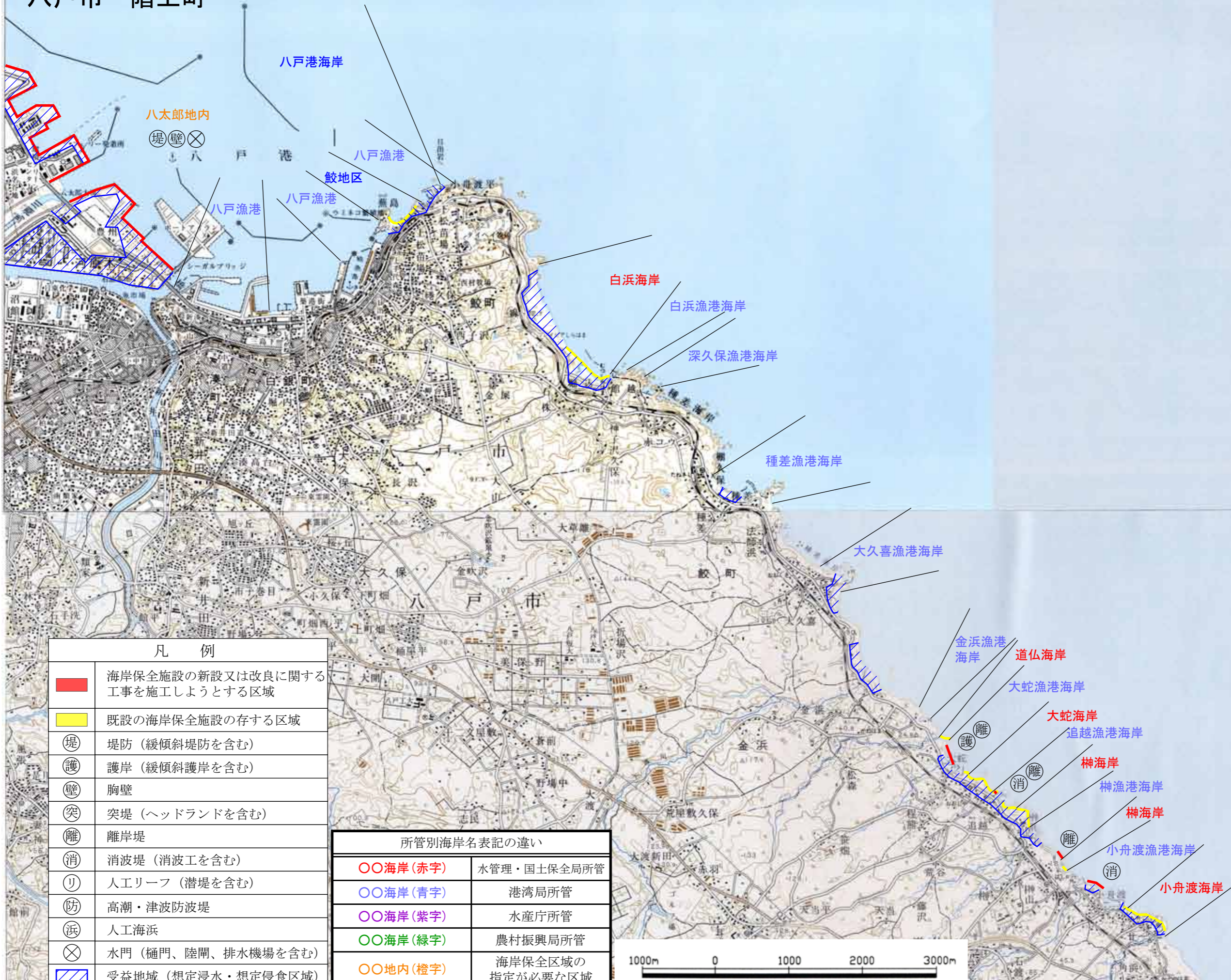
※受益の地域の範囲のその他とは、市街地、住宅地、農地、森林以外の地域を指す

海岸保全区域の指定が必要な区域

区 域 番 号	配 置			種 類	受益の地域の状況
	区 域	規 模			
		延長 (m)	代表堤防高 (T.P. m)		
a	八戸港海岸八太郎地区	3,500	5.50	堤防、胸壁、陸閘	住宅地、工業地、その他
b	小田野沢漁港海岸	110	6.00	離岸堤	住宅地、その他

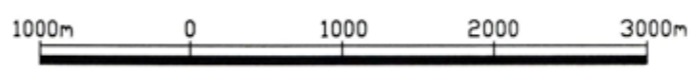
※受益の地域の範囲のその他とは、市街地、工業地、住宅地、農地、森林以外の地域を指す

八戸市・階上町



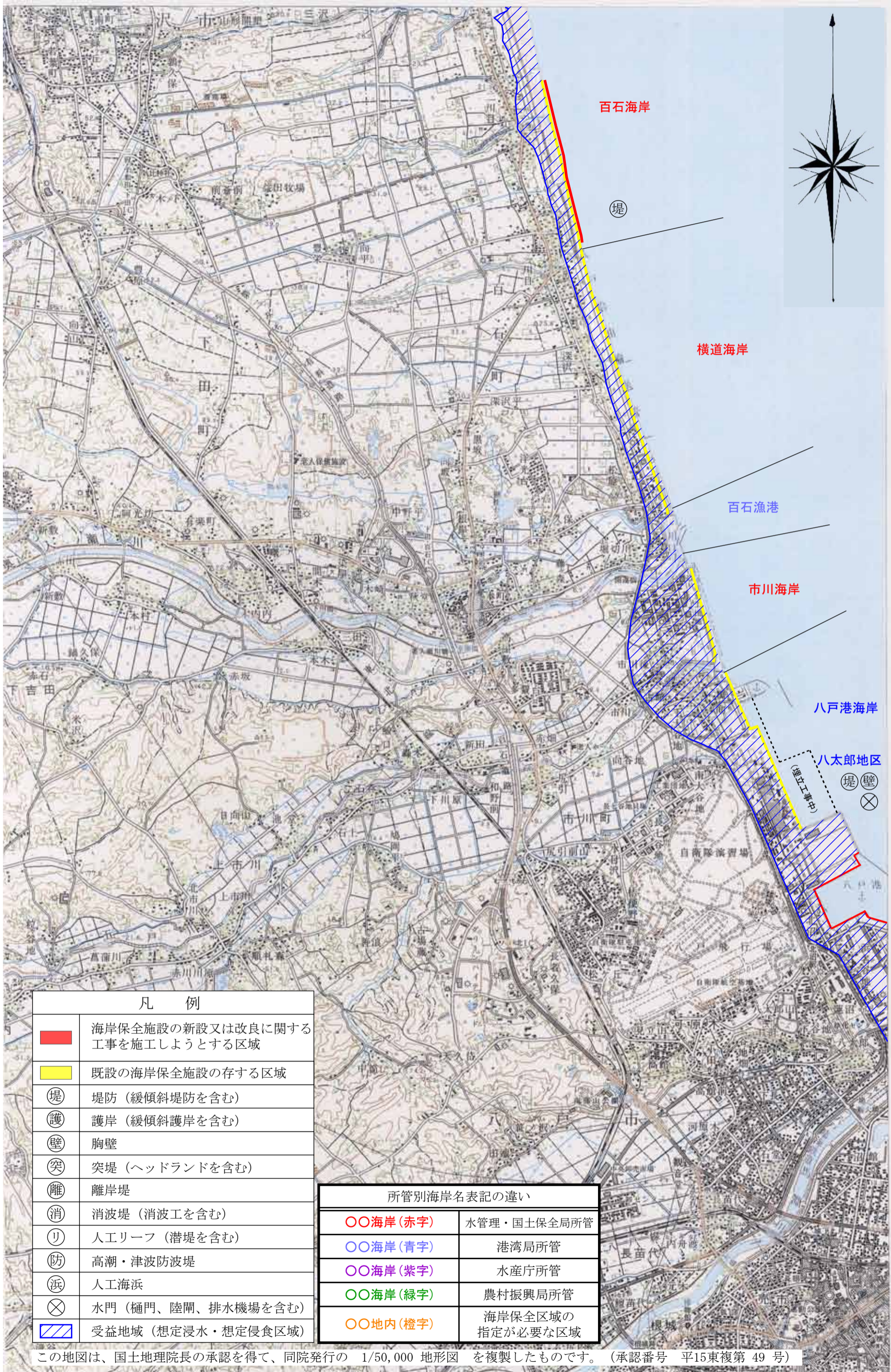
凡 例	
■	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
■	既設の海岸保全施設の存する区域
⊕	堤防（緩傾斜堤防を含む）
⊖	護岸（緩傾斜護岸を含む）
⊗	胸壁
⊙	突堤（ヘッドランドを含む）
⊖	離岸堤
⊖	消波堤（消波工を含む）
⊖	人工リーフ（潜堤を含む）
⊖	高潮・津波防波堤
⊖	人工海浜
⊗	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
▨	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）

所管別海岸名表記の違い	
○○海岸(赤字)	水管理・国土保全局所管
○○海岸(青字)	港湾局所管
○○海岸(紫字)	水産庁所管
○○海岸(緑字)	農村振興局所管
○○地内(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図 を複製したものです。(承認番号 平15東複第 49 号)

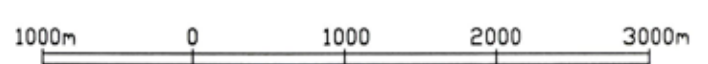
おいらせ町・八戸市



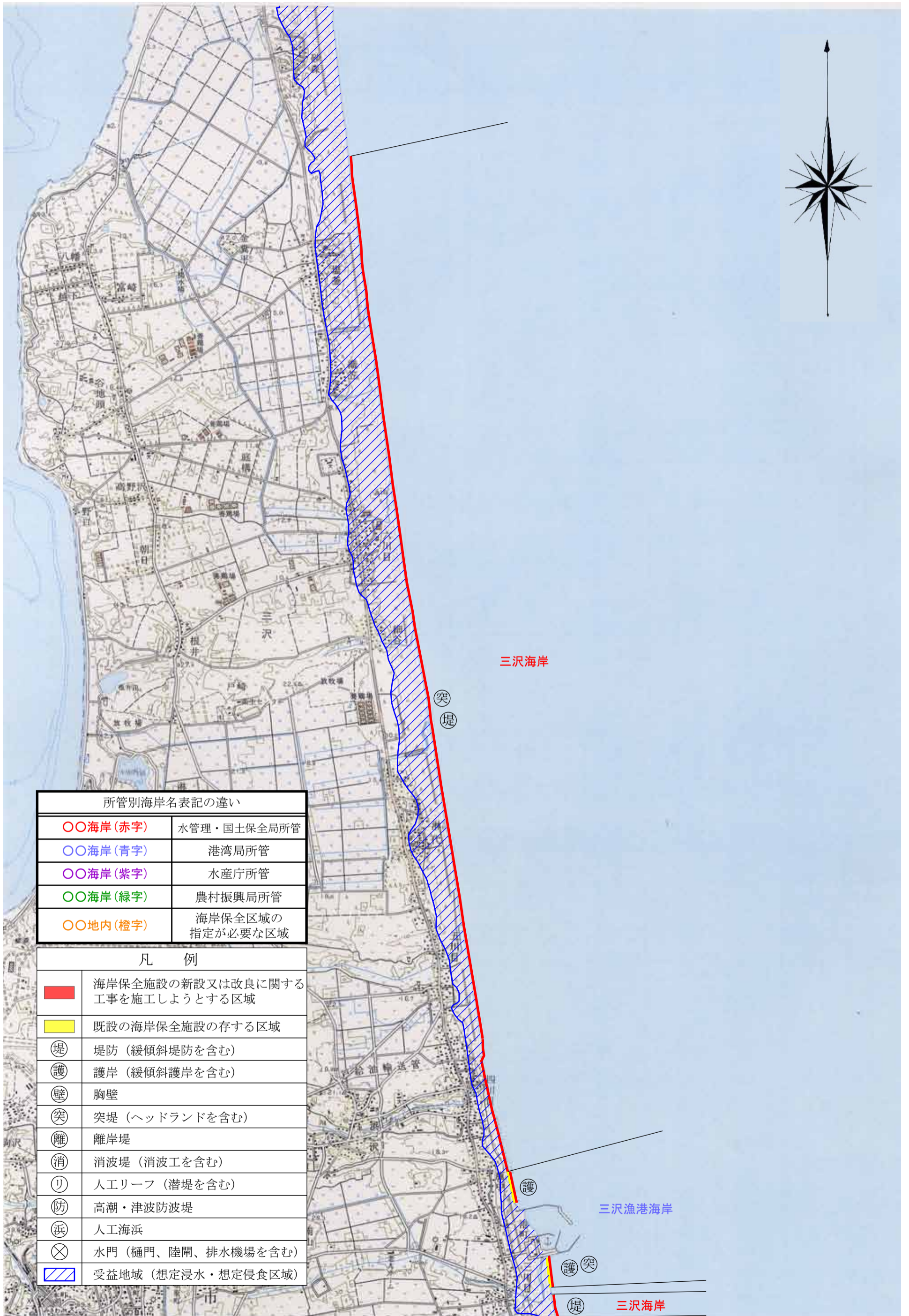
凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	人工リーフ（潜堤を含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）

所管別海岸名表記の違い	
	水管理・国土保全局所管
	港湾局所管
	水産庁所管
	農村振興局所管
	海岸保全区域の指定が必要な区域

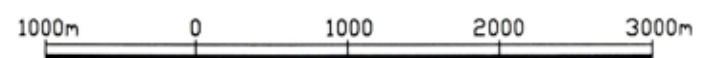
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図 を複製したものです。（承認番号 平15東複第 49 号）



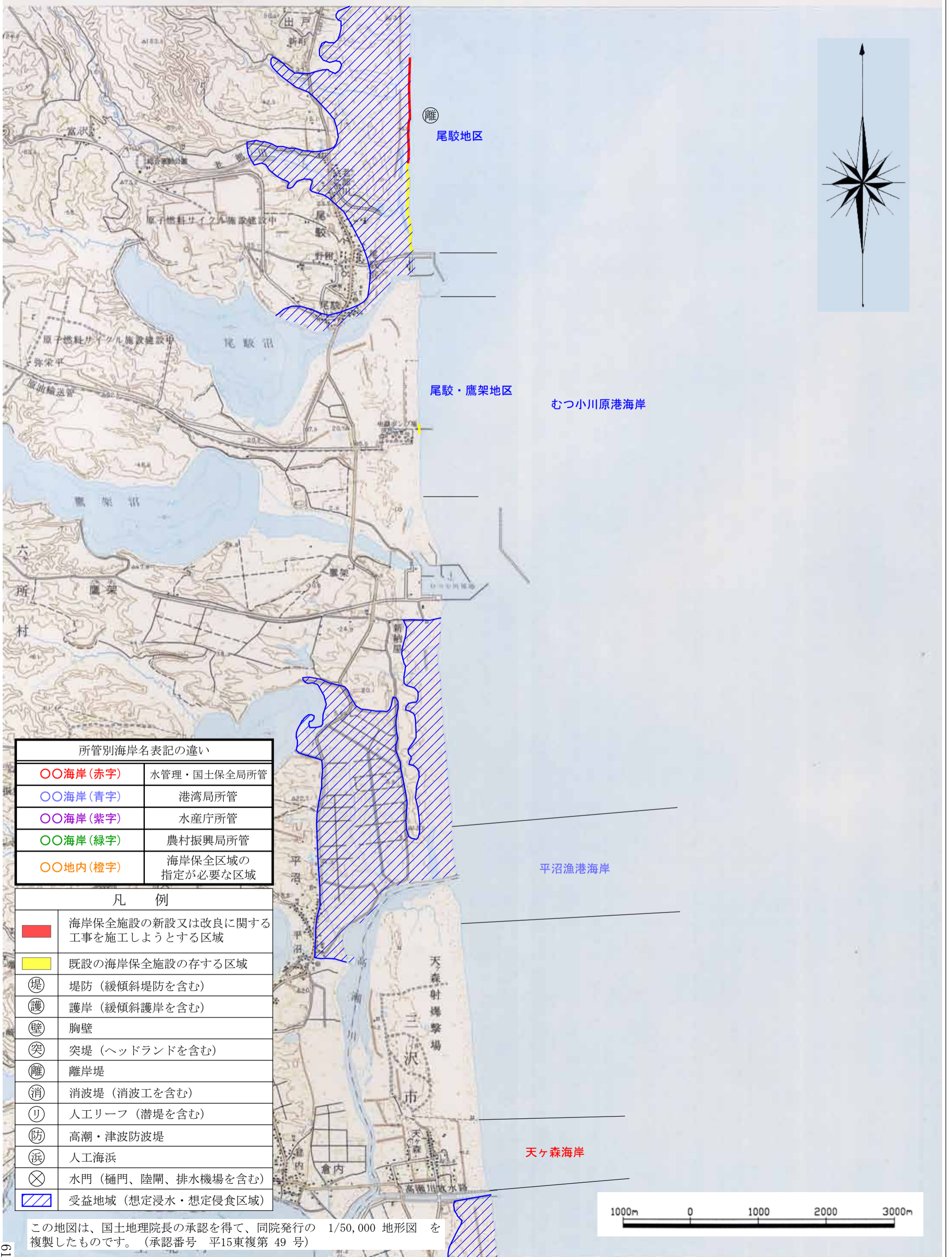
三沢市



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図 を複製したものです。(承認番号 平15東複第 49 号)



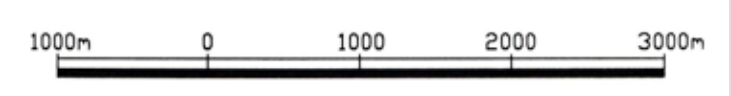
六ヶ所村・三沢市



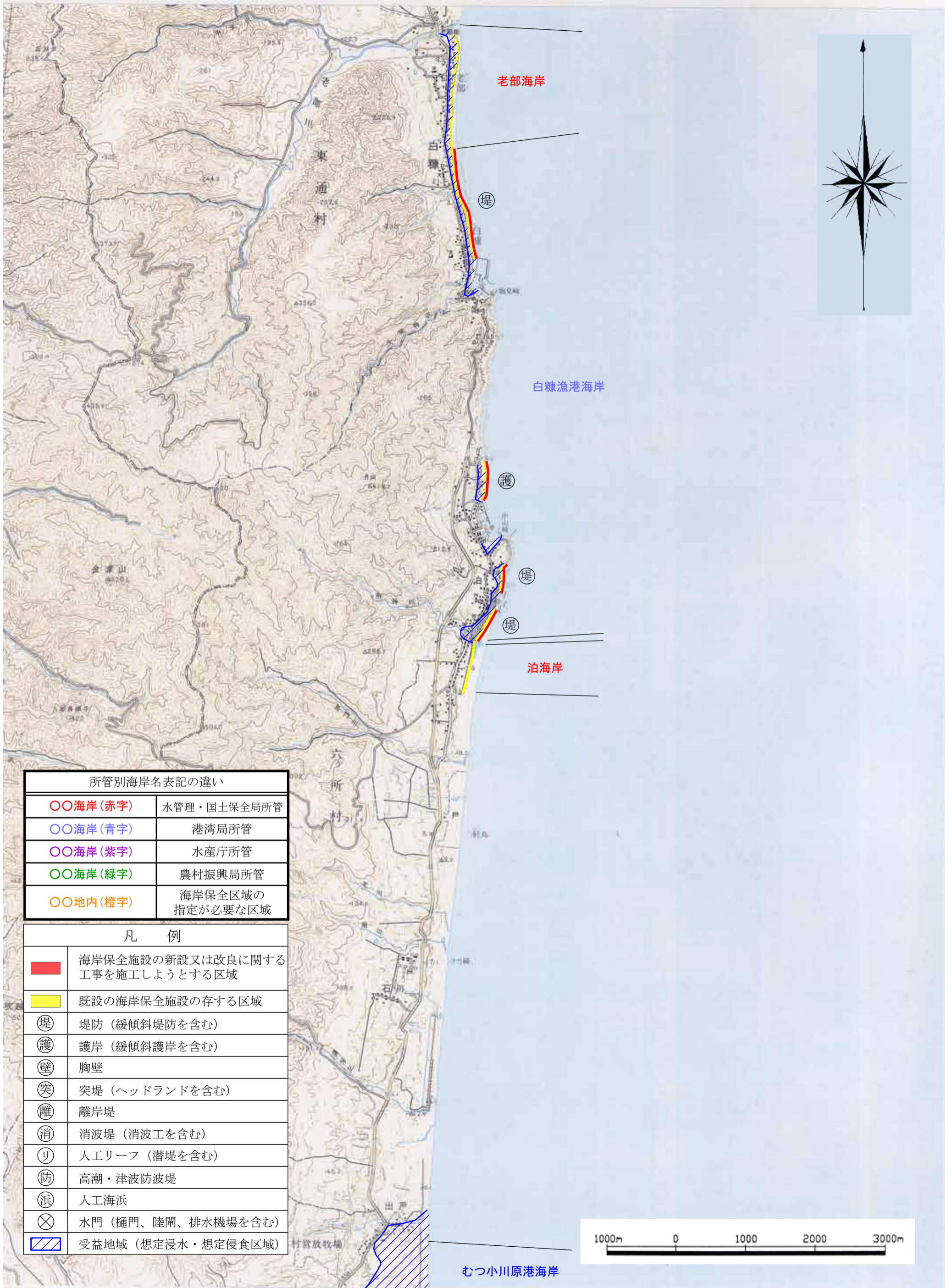
所管別海岸名表記の違い	
○海岸(赤字)	水管理・国土保全局所管
○海岸(青字)	港湾局所管
○海岸(紫字)	水産庁所管
○海岸(緑字)	農村振興局所管
○地内(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
Ⓜ	堤防(緩傾斜堤防を含む)
Ⓜ	護岸(緩傾斜護岸を含む)
Ⓜ	胸壁
Ⓜ	突堤(ヘッドランドを含む)
Ⓜ	離岸堤
Ⓜ	消波堤(消波工を含む)
Ⓜ	人工リーフ(潜堤を含む)
Ⓜ	高潮・津波防波堤
Ⓜ	人工海浜
Ⓜ	水門(樋門、陸閘、排水機場を含む)
	受益地域(想定浸水・想定侵食区域)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図 を複製したものです。(承認番号 平15東複第 49 号)

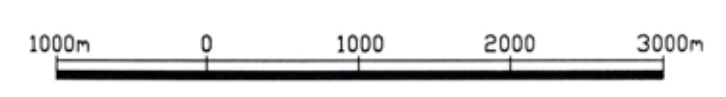


東通村・六ヶ所村

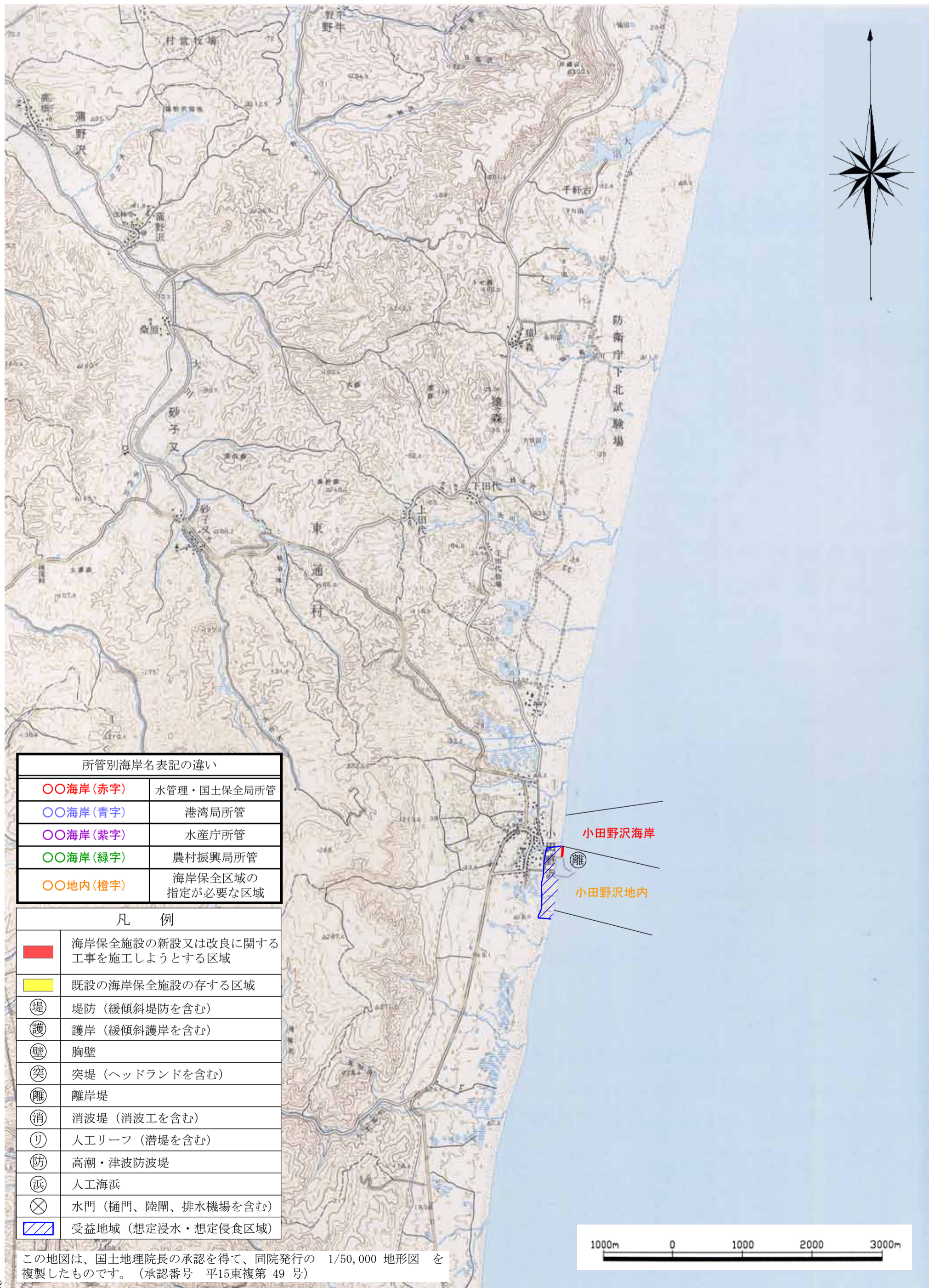


○海岸(赤字)	水管理・国土保全局所管
○海岸(青字)	港湾局所管
○海岸(紫字)	水産庁所管
○海岸(緑字)	農村振興局所管
○地内(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤(消波工を含む)
	人工リーフ(潜堤を含む)
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門(樋門、陸閘、排水機場を含む)
	受益地域(想定浸水・想定侵食区域)

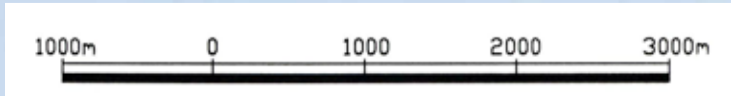


東通村



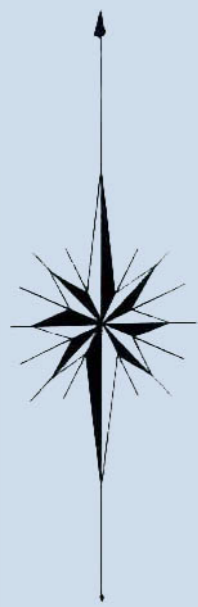
所管別海岸名表記の違い	
○海岸(赤字)	水管理・国土保全局所管
○海岸(青字)	港湾局所管
○海岸(紫字)	水産庁所管
○海岸(緑字)	農村振興局所管
○地内(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤(消波工を含む)
	人工リーフ(潜堤を含む)
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門(樋門、陸閘、排水機場を含む)
	受益地域(想定浸水・想定侵食区域)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図 を複製したものです。(承認番号 平15東復第 49 号)

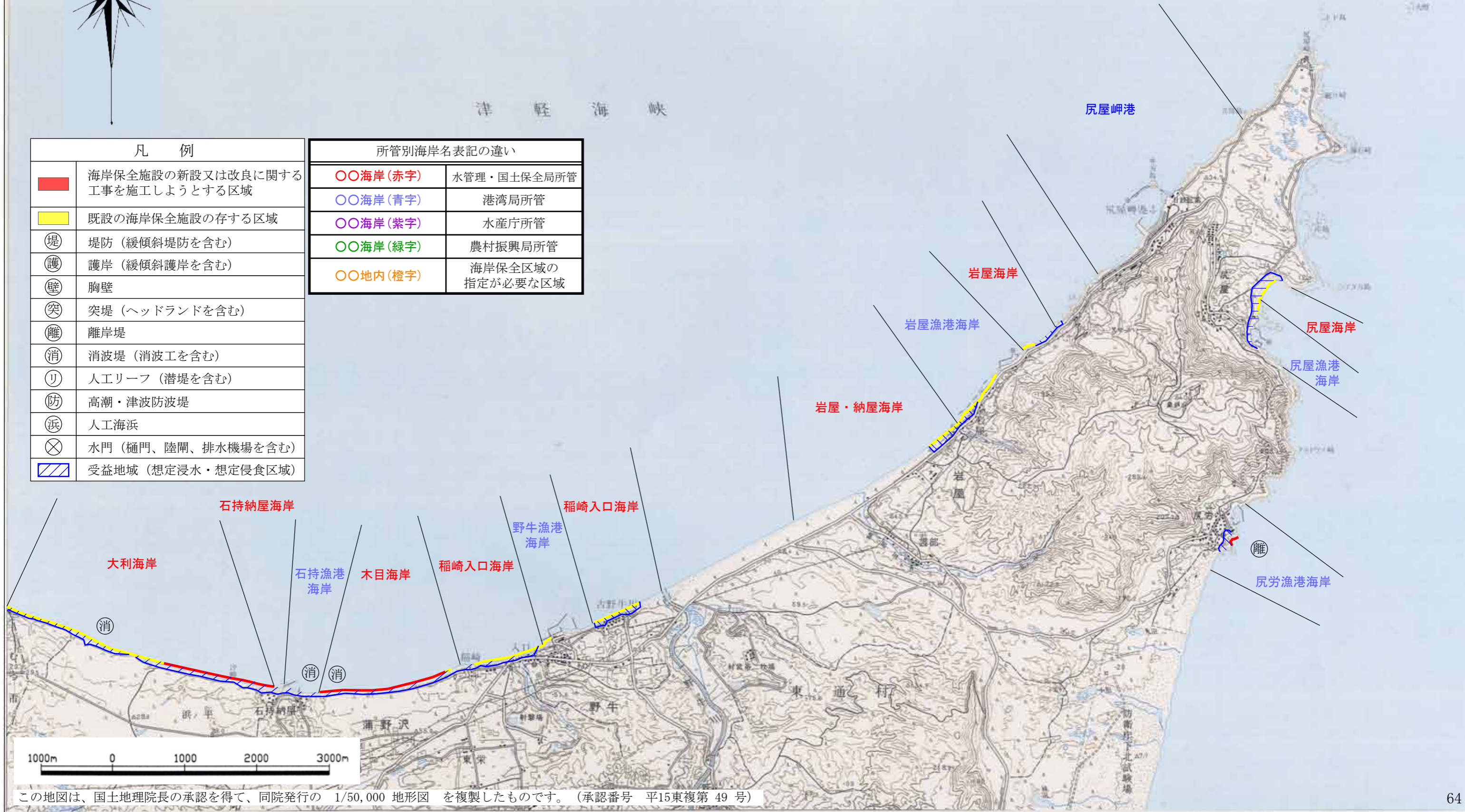
東通村



津 軽 海 峡

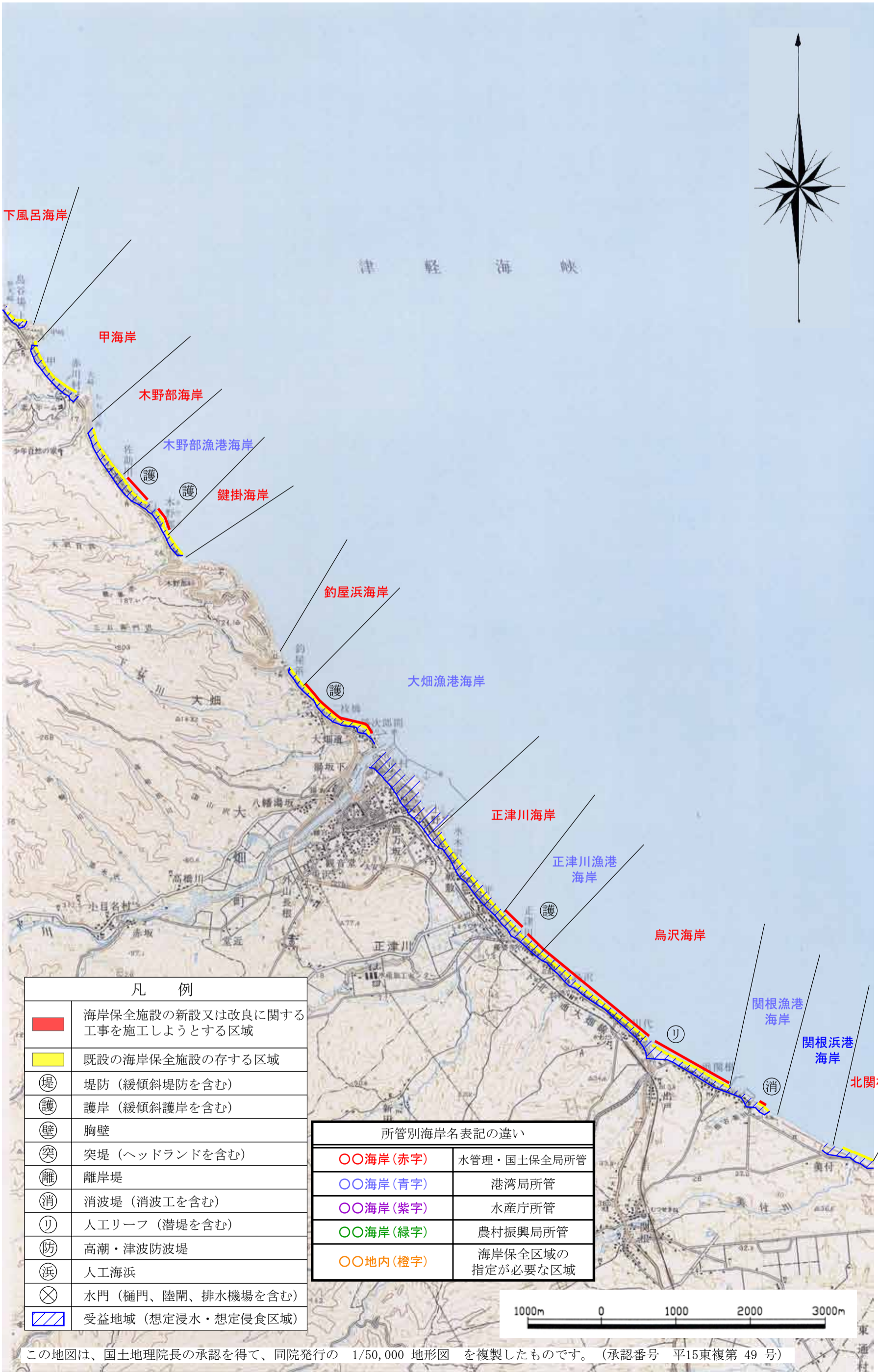
凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	人工リーフ（潜堤を含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）

所管別海岸名表記の違い	
	水管理・国土保全局所管
	港湾局所管
	水産庁所管
	農村振興局所管
	海岸保全区域の指定が必要な区域



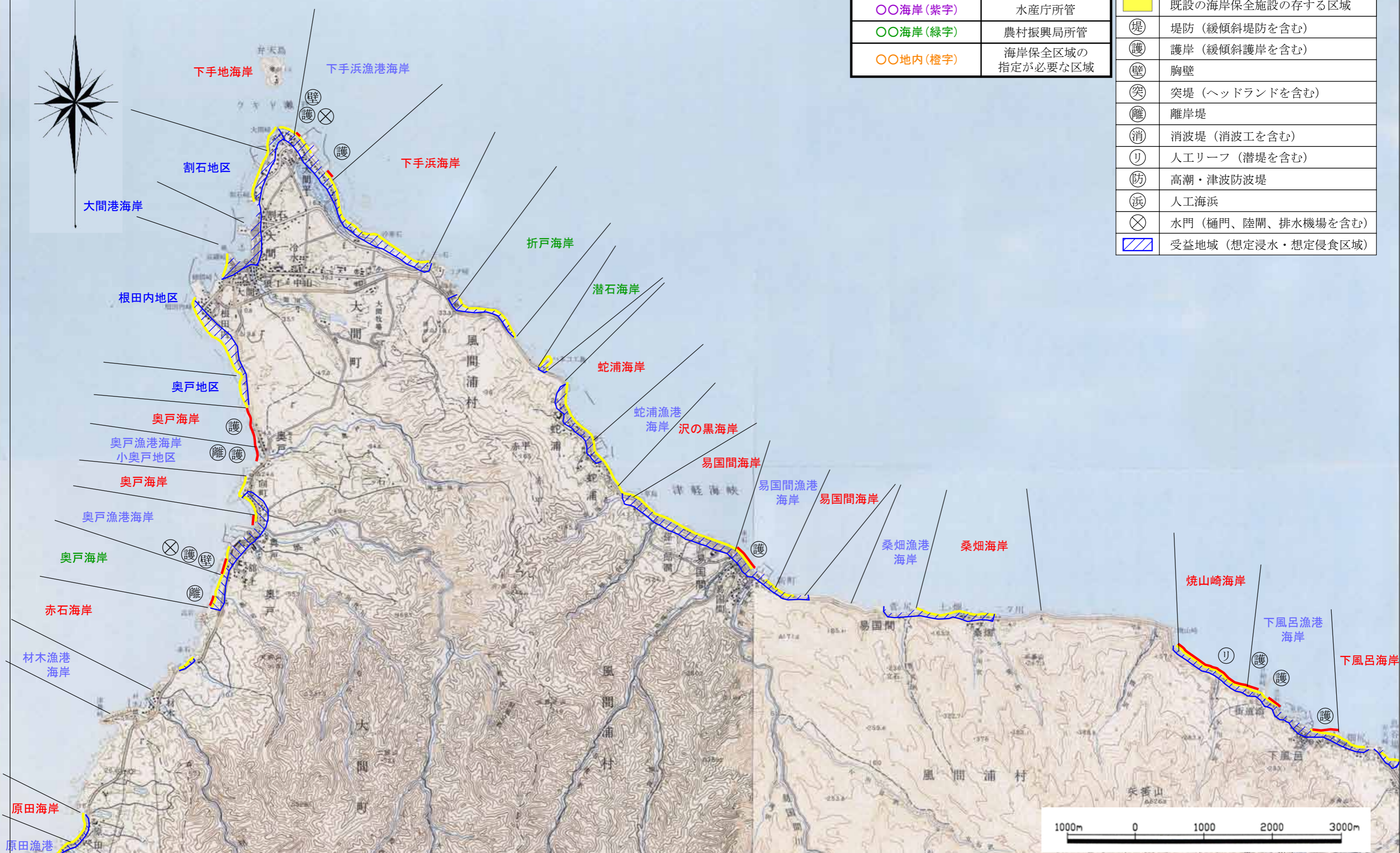
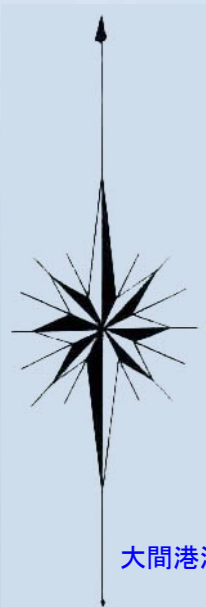
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図 を複製したものです。（承認番号 平15東複第 49 号）

風間浦村・むつ市



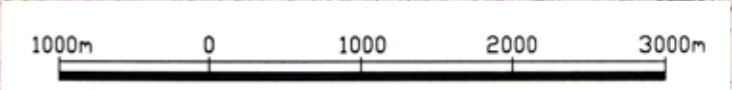
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図 を複製したものです。（承認番号 平15東複第 49 号）

大間町・風間浦村

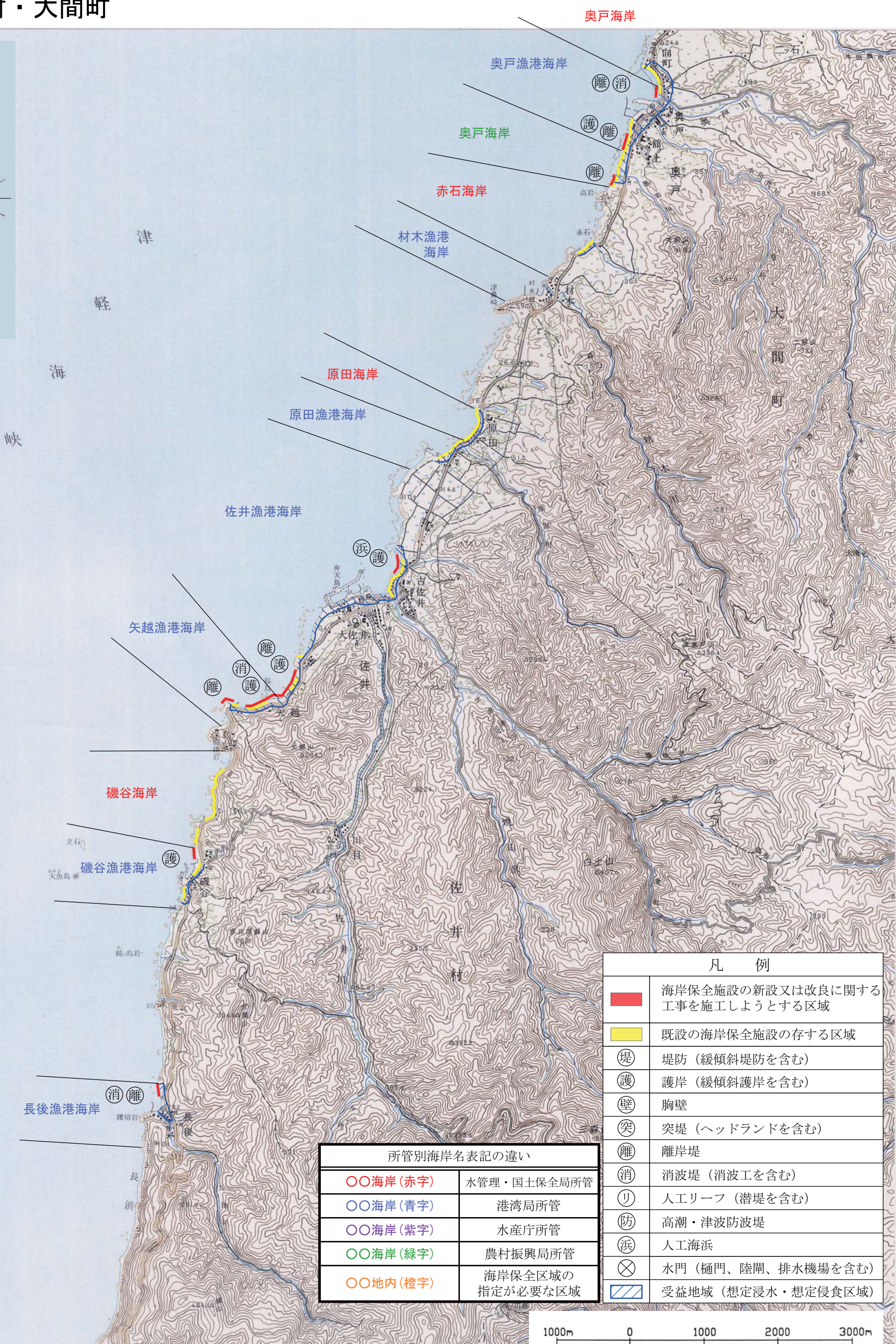
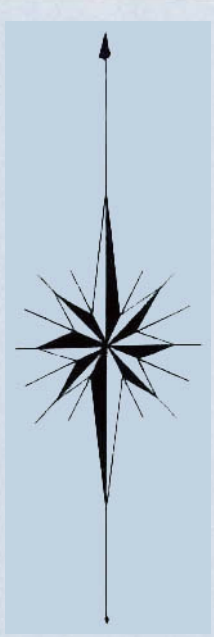


所管別海岸名表記の違い	
○海岸(赤字)	水管理・国土保全局所管
○海岸(青字)	港湾局所管
○海岸(紫字)	水産庁所管
○海岸(緑字)	農村振興局所管
○地内(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤(消波工を含む)
	人工リーフ(潜堤を含む)
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門(樋門、陸閘、排水機場を含む)
	受益地域(想定浸水・想定侵食区域)



佐井村・大間町

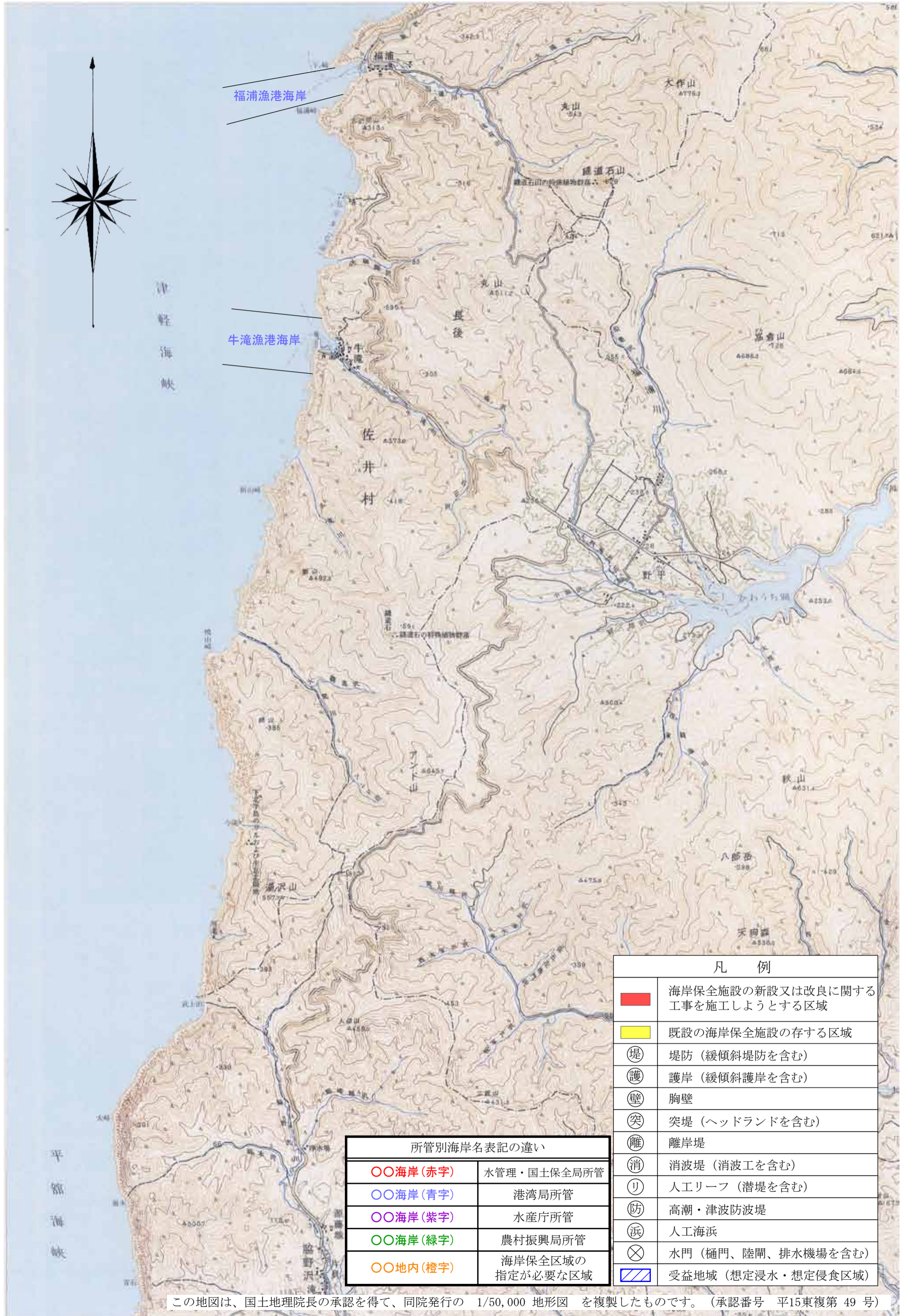


凡 例	
■	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
■	既設の海岸保全施設の存する区域
(堤)	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
(護)	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
(壁)	胸壁
(突)	突堤 (ヘッドランドを含む)
(離)	離岸堤
(消)	消波堤 (消波工を含む)
(リ)	人工リーフ (潜堤を含む)
(防)	高潮・津波防波堤
(浜)	人工海浜
(⊗)	水門 (樋門、陸閘、排水機場を含む)
▨	受益地域 (想定浸水・想定侵食区域)

所管別海岸名表記の違い	
○●海岸 (赤字)	水管理・国土保全局所管
○●海岸 (青字)	港湾局所管
○●海岸 (紫字)	水産庁所管
○●海岸 (緑字)	農村振興局所管
○●地内 (橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図 を複製したものです。(承認番号 平15東復第 49 号)

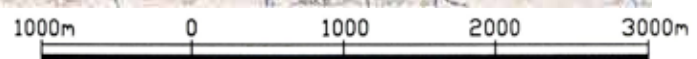
むつ市・佐井村



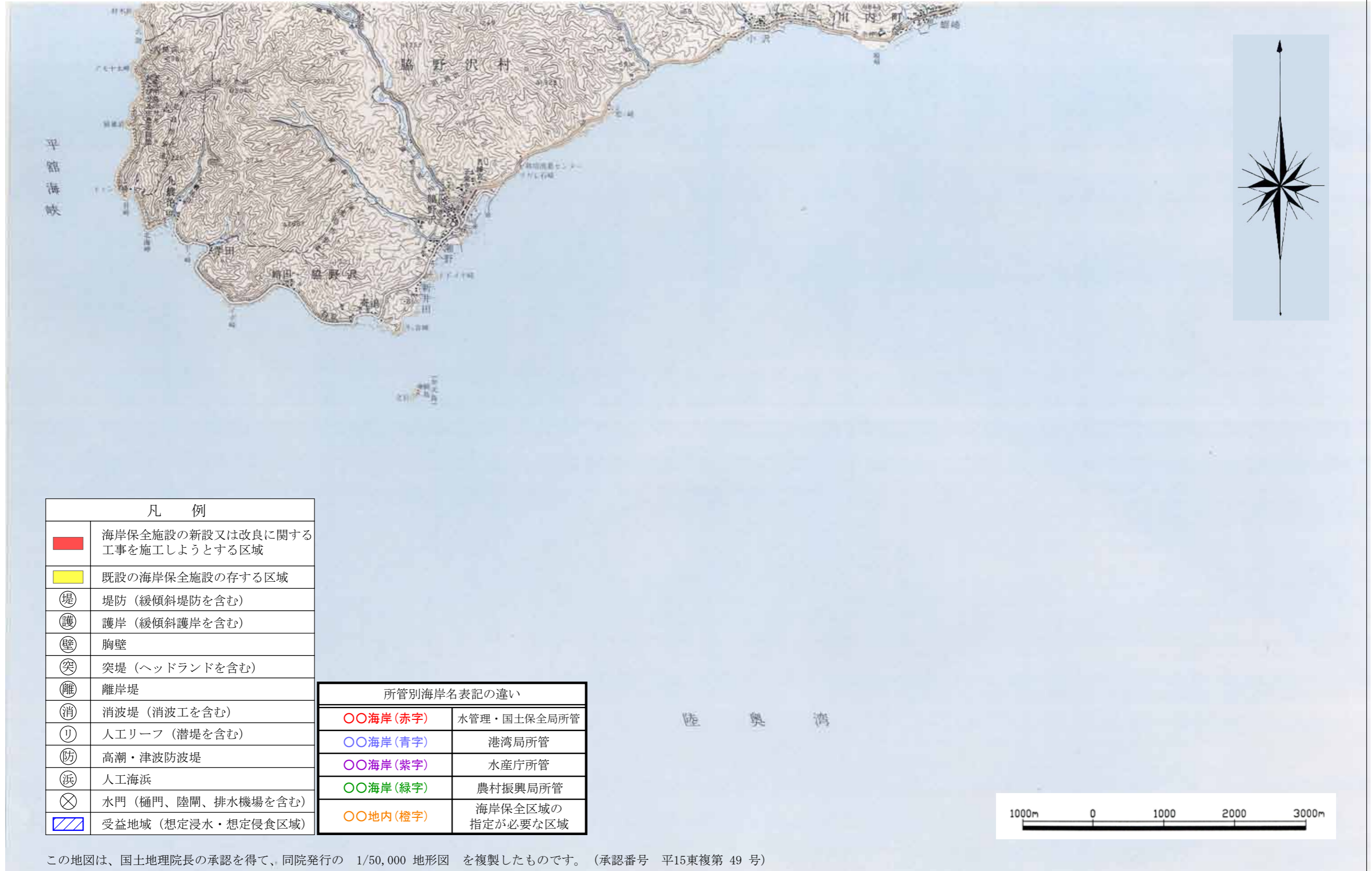
凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	人工リーフ（潜堤を含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）

所管別海岸名表記の違い	
○●海岸(赤字)	水管理・国土保全局所管
○●海岸(青字)	港湾局所管
○●海岸(紫字)	水産庁所管
○●海岸(緑字)	農村振興局所管
○●地内(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図 を複製したものです。（承認番号 平15東複第 49 号）

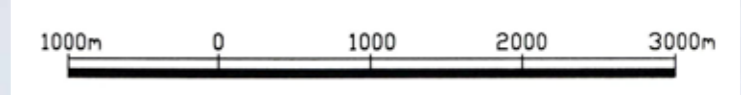


むつ市



凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	人工リーフ（潜堤を含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）

所管別海岸名表記の違い	
海岸 (赤字)	水管理・国土保全局所管
海岸 (青字)	港湾局所管
海岸 (紫字)	水産庁所管
海岸 (緑字)	農村振興局所管
地内 (橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図 を複製したものです。（承認番号 平15東複第 49 号）

4. 計画の見直しの時期と対処方法

本計画策定後において、災害等の発生により新たに施設整備の必要性が生じた場合には、計画の基本的事項に配慮しつつ、海岸保全施設の整備内容を迅速に見直すこととする。

また、整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化等の、社会情勢変化に的確に対応するために、必要に応じて、計画を柔軟に見直していくものとする。

資料一覧

資料名	使用項目
平成13年度版 海岸統計	対象範囲、海岸保全の経緯
青森県海岸保全区域図	海岸保全区域図
あおもりの海岸	海岸保全区域図
平成13年 気象庁月報	気象
港湾技研資料 全国港湾海洋波浪情報網(ナウファス:NOWPHAS)	海象
海洋速報 海流図 海上保安庁 2001.07.24～08.07,2002.01.15～01.29	海象
平成12年度 河川調書	河川
平成14年度 青森県統計年鑑	自然公園・天然記念物
青森県自然公園等位置図 H8.2	自然公園・天然記念物
平成12年 国勢調査	人口、産業
平成12年度 市町村所得統計	産業
平成13年 青森県海面漁業に関する調査報告書	水産業
平成13年版 水産業協同組合の概況	水産業
平成8年度 青森県地震・津波被害想定調査 報告書 H.9.3	海岸防護の現況
三省協定天端高 S39.10	海岸防護の現況
青森県の自然 H2.3	海岸環境の現況
第4回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査報告書 (藻場・干潟・サンゴ礁調査) 1994.3 環境庁自然保護局	海岸環境の現況
1991年度～2000年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果 青森県	海岸環境の現況
平成12年 青森県観光統計概要	海岸利用の現況
青森県の港湾・空港 H13.3	海岸利用の現況
2000年版 青森県の漁港	海岸利用の現況
平成12年 漁港港勢調査	海岸利用の現況